

特279

459

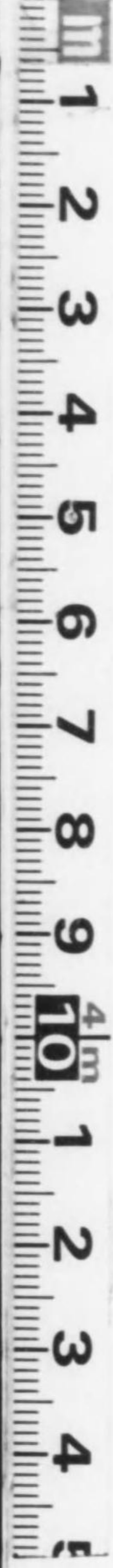
特279-459



\*00806846 \*

×

複写



始





池B-52

# 改造年鑑



新年  
附錄號



## 一九三六年版



露光量違いの為重複撮影

# 改造年鑑

政治 經濟 思想 文藝

改造新年號  
附錄



一九三六年版



# 改造年鑑

一九三六年版



改造社





806846

改造年鑑目次

政治・經濟篇

A 世界政治・經濟情勢……………1

一 世界景氣の様相……………1

二 景氣政策とその歸趨……………4

三 政治的危機の昂揚と國際對立の激化……………10

    1 國內的政治危機の昂揚……………(三)

    2 國際的對立の激化……………(四)



B 日本政治・經濟の情勢……………一八

一 總 觀……………

1 停滯の經濟情勢：(一八)…………… 2 勞働者、農民、その他：(一九)…………… 3 『弱體內閣』と政治の動向：(三)

二 岡田內閣の一年……………三五

1 岡田內閣と政友會：(三五)…………… 2 國體明徴問題：(三九)…………… 3 軍部の動向：(三三)…………… 4 府縣會總選舉：(三五)

三 日支關係の好轉から逆轉へ……………三七

1 不脅威不侵略の原則：(三七)…………… 2 日支親善の擡頭：(四〇)…………… 3 北支事件の展開：(四三)…………… 4 その他諸國との外交關係：(四七)

四 滿洲國の育成……………四九

1 新政治機構と所謂人事の刷新：(四九)…………… 2 日本資本の流入：(五三)…………… 3 運輸交通の發展：(五五)…………… 4 外國貿易：(五七)…………… 5 幣制の統一：(五七)…………… 6 滿洲經濟の諸傾向：(六一)

五 第六十六議會と第六十七議會……………六六

1 第六十六議會と不發爆彈動議：(六六)…………… 2 不業績なる第六十六議會：(七七)

六 昭和十年度豫算……………八〇

1 高橋財政の復活：(八一)…………… 2 軍備費の累増……………(八九)…………… 3 昭和十一年度豫算……………(九三)

七 インフレ景氣の麻痺的傾向……………九七

1 昭和十年の景氣概観：(九七)…………… 2 物價に現れた景氣の動搖……………(九九)…………… 3 剩産危機の顯現—生産活動の消長……………(一〇三)…………… 4 商品流通指標に現れた全般的景氣停頓……………(一〇七)…………… 5 産業利潤率低下と投資活動の不振……………(一〇九)

八 低金利時代繼續—金融基調の變化……………一三三

1 金融の基調……………(一二四)…………… 2 金利の趨勢……………(一二七)…………… 3 銀行収益の悪化と銀行對立の激化……………(一三〇)…………… 4 日銀のマーケット・オペレーションと銀行の證券投資……………(一三三)…………… 5 外國爲替相場……………(一三四)

九 轉期に立つ輸出貿易……………一三五

1 輸出の構成的變化……………(一三五)…………… 2 輸入貿易の驚くべき停滯……………(一三八)…………… 3 國別貿易にあらはれた不確定性……………(一三二)…………… 4 外國市場の邦品排斥……………(一三三)…………… 5 報



復と會商：(一三三)……6 貿易統制：(一三五)

十 過剰生産と統制法

1 生産過剰の顯現：(一三六)……2 カルテル統制の混亂：(一四〇)……3 生産統制是  
計：(一四六)

一三八

十一 農村好轉と悪化の交響

1 凶作と農産物の需給關係：(一四一)……2 米高、蕪高、小麥高：(一四二)……3 肥料高、土地高、賃銀収入増：(一四三)……4 農家經濟の實狀：(一四四)……5 農政諸  
問題：(一四五)

一五四

十二 労働者・農民の狀態とその運動

1 労働者の狀態：(一四六)……2 臨時工問題の擡頭：(一四七)……3 労働爭議の傾向  
……(一四八)……4 労働組合會議をめぐる統一・對立：(一四九)……5 農民運動・府縣  
會選舉：(一五〇)

一五六

十三 展

望

一八〇

思想・文藝篇

A わが國の一般思想界

1 論壇停滯の一年：(一八五)……2 知識階級の動向と知識階級論：(一九三)……3 美  
濃部事件、ファシズム、自由主義：(一九四)……4 農民、封建性、その他：(一九五)

一八五

B 世界文藝

1 總觀：(一九六)……2 アメリカ：(一九七)……3 イギリス：(一九九)……4 フランス  
……(二〇〇)……5 ドイツ：(二〇五)……6 ソヴェト・ロシヤ：(二〇八)……7 中華民國  
……(二一一)

一九六



C 日本文藝……………二二五

一 本年文壇の諸事件……………二二五

二 文藝評論界……………三三〇

三 本年度の諸作品……………三三五

1 總觀：(二三五)……………2 一般文學：(三三六)……………3 プロレタリア文學：(三三六)……………

4 婦人作家：(三四四)……………5 通俗文學・新聞小説：(三四七)……………

内外政治經濟日誌……………二五二

索引……………二五九

政治・經濟篇

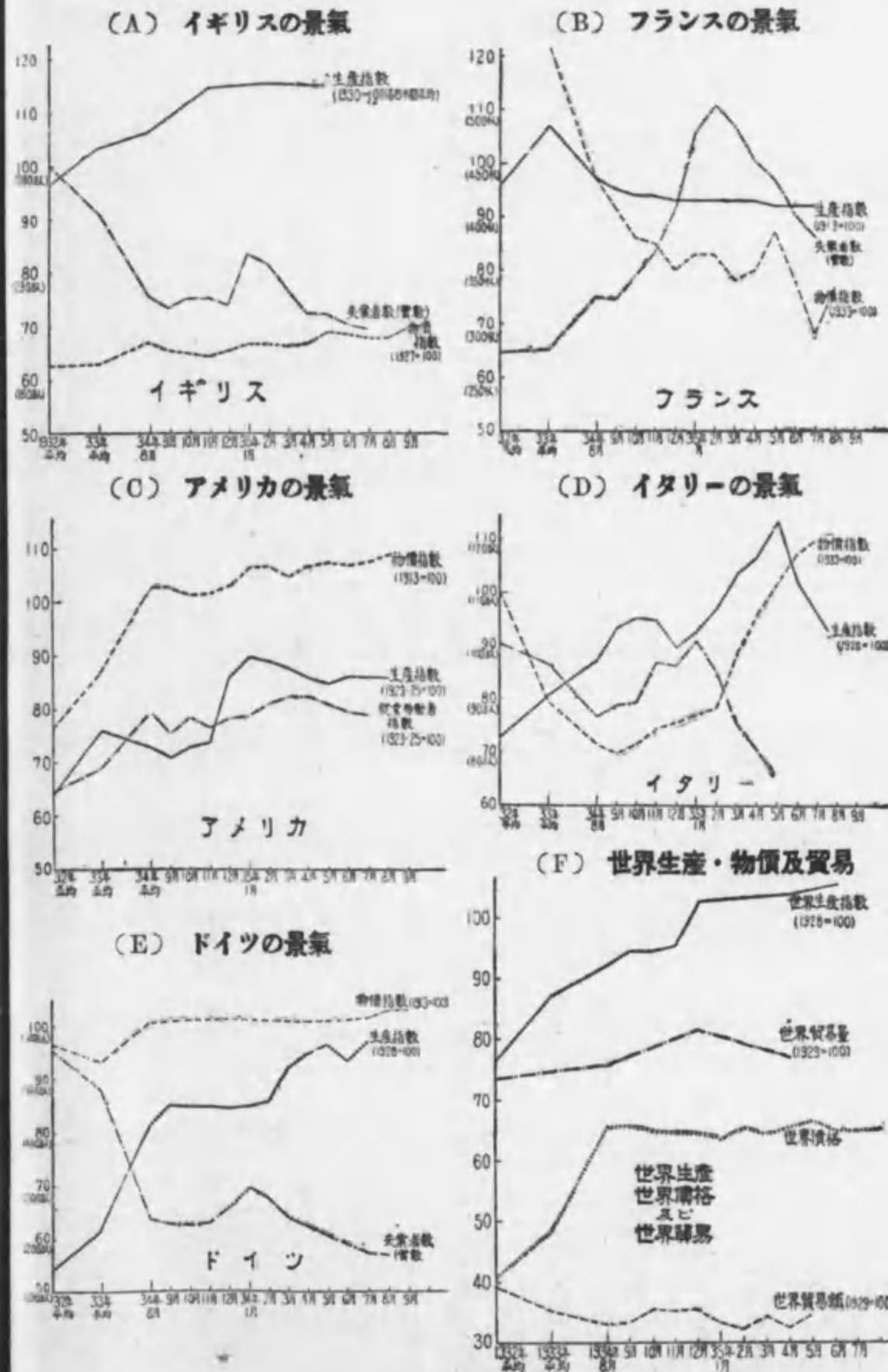
A、世界政治・經濟情勢

一、世界景氣の様相

景氣上昇 一九三二年乃至三三年中に底をついたと言はれてゐる世界景氣は、統計的數字に現れた限りにおいては  
の繼續 一九三四年八月以來尙ほ上昇の傾向をつづけたと言ひ得よう。世界の總生産は、三四年八月の九二・〇  
(一九二八年＝一〇〇)から三五年八月の一〇五・〇に増大し、一九二八年の水準を突破してゐる。世界市場における  
重要商品の價格指數に現はれた世界物價指數は、昨年八月以來保合の状態をつづけてゐるが、低落への傾向を見ること  
はできない。(第一圖F参照) 重なる國々を個別的に見ると、かうした傾向はより明瞭に現れてゐる。(第一圖参照) 生産  
指數を見ると、三四年八月から三五年七月までの間に、イギリスにおいては八・三%を、アメリカにおいては一七・八%  
を、ドイツにおいては一八・九%を、イタリーにおいては六・六%を増大してゐる。物價も三四年八月から三五年九月ま  
での間にイギリスでは六七・一から六九・九に、アメリカでは一〇二・九から一一〇・五に、ドイツでは一〇〇・一から一  
〇二・三に、イタリーでは二七・一・四から三一〇・一(三五年七月)に騰貴してゐる。これ等の數字から見る時は世界景



### 第一圖 世界の景氣



氣の恢復は、益々その速度を速めつつあると結論して差支へないやうに思はれる。

**金ブロック諸國** だが他方において、世界景氣のかうした上昇を裏切る多くの事實が存在する。ヨーロッパ經濟に於いて最も重要な地位を占めてゐる國の一つに數へられるフランスを盟主とする所謂金ブロック諸國の經濟狀態は、今日に至るまで間斷なく悪化の傾向を辿つてゐる。生産も物價も就業者數もこれ等の國々では、この一年間に恢復しなかつたのみならず反對に低落に低落を重ねて來たのだ。

**ベルギー、ダンチ** 更に正常的な世界景氣上昇を阻害してゐる世界貨幣制度の混亂は、少しも排除せられないのみツヒの金本位停止 か、この一年間に益々激化する傾向を呈した。三五年三月には、ベルギーが金本位を停止し、ついで五月にはダンチツヒが金ブロックの陣營から落伍してゐる。三月末には磅貨の激しい低落がおこり、これがきっかけとなつてオランダのグルデン、フランスのフラン、イタリアのリラに對して順次猛烈な取付が行はれ、巨額な金がこれ等の國々から流出したのである。

**世界貿易** 世界貿易は依然として不振の状態をつゞけてゐる。第一圖Fは世界貿易の量と額とを、世界生産及物價の傾向に反して、停滞の狀態を示してゐることが明瞭とならう。世界の景氣が眞に恢復したのなら必然に商品の國際的流通を示す世界貿易も増大しなければならぬ筈だ。それにも拘らず世界貿易はかくも不振の狀態を示してゐるのだ。

**世界景氣と 國內景氣** 以上の諸事實から、世界景氣が恢復したと言ふのは、單に各國内における生産、價格等の増大を總計した結論であることは、現在においても尙ほ不可能であるのだ。換言すれば、世界景氣の恢復と言つても、それは單に國內的景氣の上昇に止つてゐるのだ。改造年鑑一九三五年版において論じた如く、それは孤立化した國民經濟内部において、



(4) 政府の人爲的景氣振興策に基いて恢復した國內的景氣上昇、國家的支柱によつて僅に支へられてゐる國內的景氣恢復にすぎないのである。

## 二、景氣政策とその歸趨

**國民經濟の孤立化** 國內的景氣恢復政策を有効に實行するためには、各國民經濟乃至はその支配する植民地をも合した地域に、障壁を築いて外國の資本又は商品の流入を阻止することが必要である。その結果として所謂アウタ

ルギーの政策が生れ、國民經濟孤立化の傾向が生じたのだ。かかる傾向は、過去一年間にも尙つづけられたのであつた。國民經濟乃至は植民地を含めた地域に對するかかる傾向を強化したと思はれる政策を重要資本主義諸國について見れば次の如くである。

一九三四年十月	ドイツ	對米通商條約廢棄通告	一九三五年一月	イギリス	英印新通商協定調印
	イタリ	絹織物、魚膠輸入に割宛實施、日本製絹、人絹織物輸入禁止		フランス	日本製鮭鱈輸入税引上げ
十一月	イタリ	毛絲、植物油及銅類、アルミニウム類輸入禁止	二月	イタリ	魚類、小麦、肉類、絹布その他の輸入禁止
十二月	フランス	バリーに植民地會議開催	イタリ	輸入特許制を採用	
	イタリ	最惠國待遇をあたへざる諸國に對し、報復的關稅を課する權限を財務大臣に賦與、豚、豚肉、鰻等の輸入禁止	三月	アメリカ	米伯求償通商協定調印
			イギリス	鐵及び銅未精製品關稅五〇%引上	
			四月	イギリス	大豆輸入税新に賦課
			イタリ	新輸入禁止品目表及び許可	

品目表を發表  
五月 フランス 極東産絹及紡績絹織物に輸入割宛實施

七月 イギリス 靴紐輸入税引上  
九月 アメリカ 國務長官はドイツに許與の關稅率低下を十月十日以降廢棄の旨聲明

**恐慌對策として** 恐慌對策としての金本位停止は多くの意義をもつてゐる。第一にそれは貨幣價值の低落に基づく物價の引上げを可能ならしめ、第二に爲替相場場の低落により輸出貿易の増大を可能にし、第三に、信用膨脹によつて恐慌對策に使用し得る政府資金を潤澤ならしめる。だが他方において、既に述べた如く、金本位を停止した國が多數に上れば上るほど世界經濟の機構は混亂し、世界景氣の恢復を阻害する影響は大となる。

三五年二月から三月にかけてイギリスのポンドが急激に低落し初めた。ポンドの下落はそれだけイギリスの輸出能力を増大せしめる。従つて金本位を維持してゐる國は甚大な打撃を蒙るわけだ。これ等の國々は、それに對抗するために自身も金基礎を離れるか、乃至は一層生産費を切り下げざるを得ない。生産費の一般的引下げがいかん困難であるかは、説明するまでもあるまい。

ポンドの下落がきつかけとなつて、まづベルギーのベルガ貨がねらはれた。金は巨額に同國から流出し、つひには銀行恐慌もおこり兼ねない状態となつた。かくて三五年三月三十一日同國は金本位を停止し、二八%の平價切下げを實行した。ついで五月一日には、ダンチヒ自由市も金本位を停止し、平價を切下げたのであつた。

ベルギー及びダンチヒのみではない。七月二十二日にはイタリも、銀行法から金準備條項の削除を決定した。金準備條項の廢棄が實質的に金本位制の停止を意味することは勿論である。ドイツは貨幣價值の切り下げによつてではないが、各産業部門及び金割引銀行への新稅賦課によつて十億マルクの基金を設定し、輸出獎勵金の交付によつて輸出を振興せしめんとする政策を採用した。(三五年七月一日)

(5)



(6)

軍備擴張・軍備の擴張も亦恐慌對策として重大な意義をもつ。軍備擴張のために使用される資金の大部分は、軍需品の購入にあてられ、軍需工業に對する注文の増大を通じて産業全般に活況をもたらし得るからだ。最近における各重要國の軍備費は年々次表の如き増大振りを示してゐる。

	一九三三年度		一九三四年度		一九三五年度	
	軍事費	總豫算額に對する%	軍事費	總豫算額に對する%	軍事費	總豫算額に對する%
ドイツ (百萬マルク)	八七九・二	一四・八	一、三三三	二一・〇	—	—
イギリス (百萬ポンド)	一〇八・〇	一三・九	一一四・〇	一四・五	一二四	一七・〇
アメリカ (百萬ドル)	四七九・七	一一・三	六一二・八	一四・二	七九二・五	一七・六
フランス (百萬フラン)	二、四四七・〇	二二・二	二、一八七	二二・三	一一、九〇〇	二一・〇
イタリア (百萬リラ)	四、五八四・〇	一九・〇	四、三〇〇	二〇・八	四、六一四	二三・二

三五年年度のドイツの豫算額は發表せられなかつた。だが、再軍備宣言に基く陸・海・空軍の擴張、ことにイギリスの總戰艦噸數の三五%に及ぶ艦隊の建造に莫大な費用を使用したであらうことは容易に想像できる。消費財貨の生産指數が三五年一月の八六・三(一九二八=一〇〇)から八月の八一・七に低落してゐるに反し、生産財の生産が同じ期間に八四・四から一〇〇・八に激増してゐることは、今年度における生産増大の主要原因が軍需工業の活況に基いてゐることを物語ると言ひ得よう。

フランスの軍事費のうちには、臨時費として要求された七十四億フランの國防費が含まれてゐない。これを合算するときは、今年度の軍事費は百九十億フランといふ巨額に達することとなる。イタリアの軍事費中には空軍擴張費五億百萬元及び東アフリカ遠征費追加三億七千萬リラが含まれてゐない。のみならずエチオピア征討費が三億七千萬リラに

止まり得るとは考へ得られない。エチオピア戦争のための費用を合算すれば、今年度イタリアの軍事費は空前の巨額に達することとならう。三五年一月以來の生産増大は、もつぱらエチオピア戦争遂行のための軍需品生産の増加に基いてゐるのだ。物價の騰貴も又軍需品に對する需要の増大と、貿易貸借平衡化のための輸入制限に基く物資の缺乏とが、その生産原因をなしてゐるのである。

**時局匡救** 國內的恐慌對策の一たる時局匡救事業の實施は、ドイツ及びアメリカにおいて最も大規模に實行せられ事業の繼續 れてゐる。ドイツの勞働振興政策、アメリカのN.R.Aを中心とするニューディールがこれである。

ドイツにおいて勞働振興政策のために法律によつて豫定せられてゐた資金約五十億マルクは三四年度までに殆んど使用し盡され、三五年年度には僅か七億餘マルクが残されたにすぎなかつた。その後、政府の臨時的支出によつて勞働振興政策が相當の規模において繼續せられたものと推定されるが、現在では中心はむしろ軍備擴張のための軍需品工業の振興におかれてゐると認められる。

アメリカでは、四月八日公共事業失業救済法案が大統領によつて署名せられた。この法案は、産業復興法の繼續法と認められるもので、新に四十億ドルの資金支出の權限を大統領にあたへた。この資金の使途としては、道路・灌漑工事、農村電化、公共機關の建設等がきめられてゐるので、その他の使途は全く大統領の裁量に一任せられてゐる。

イギリス及びフランスでは従來は格別の匡救事業も實行せられてゐなかつた。ところがフランスでは、今年八月九日に發布せられた緊急命令に基いて小規模ながら時局匡救事業が施行せられることとなつた。即ち一九三九年—四〇年度に實行せらるべき管であつた土木事業を繰り上げて一九三六年—三七年度中に完成することとし、別に十億フランを投じて、即時事業の作興を計ることとした。イギリスにおいても、單に金本位の停止に基く景氣對策だけでは充分でなく、時局匡救事業の實施を必要なりとする意見が次第に擡頭し、ロイドジョージはこの意見を代表して、イギリスにお

(7)



けるニューディールの實行を提唱するに至つた。この案は政府の採擇するところとならなかつたが、經費三千五百萬ポンドの鐵道建設案等は、時局匡救事業の一と見らるべきものと思はれる。

**デフレーション** 金本位ブロック諸國の唯一の恐慌對策は、デフレーション政策である。デフレーション政策によつた諸國の商品に對する競争力を賦與しようといふのがその目的なのである。だが、國內生産費の引下げは、決して容易には實現し得ない。のみならず、金本位を放棄した國々の僅かばかりの爲替相場の低落は、數ヶ年の後漸く實現し得た生産費引下げの効果を一舉にして零に歸せしめてしまふのである。

金本位ブロックに屬するフランス、オランダ、スイス等の諸國の經濟狀態は、この一年間に何れも悪化の一路を辿つてゐる。だがそのうちでもフランスの狀態が最も重要な問題となつてゐる。

フランス經濟の苦惱の焦點は財政にある。三五年度の財政上の赤字は、六十五億フランと計上せられた。だが、これには特別會計における赤字が含まれてゐない。それを合する時は、三五年度に政府が補填せねばならぬ歳入不足額は二百億フランに達すると評價せられた。既に三千三百億フランの公債を所有するフランス政府が一年間にその上二百億フランの新規公債を發行し得るや否やが疑はれるに至つた。かくして、ボンド貨の下落がきつかけとなり、フランス財政の窮狀がフランスに對する信用を失墜せしめ、五月末のフランスの危機が招來せられたのであつた。

六月七日に組織せられたラヴアール内閣は、かかるフランスの窮狀を打開することを任務とした。ラヴアールは、一方においては金本位の維持を聲明すると同時に、他方においては徹底的デフレーション政策の遂行によつて財政の破綻を救済することを決意したのであつた。彼の政策の中心は次の二點にある。第一に經費節約のために、あらゆる經費の一〇%切り下げを命令した。人件費も公債の利子支拂ひも一〇%切り下げられるのだ。だがその結果國民の購買力が低下するのを防ぐために、生計費も亦一〇%引下げること計畫した。第二に所得税の引上げ、軍需工業に對する臨時利得税の賦課等によつて收入の増大を計つたのである。だが、かかる思ひ切つたデフレーション政策の實行によつても、フランスの財政が根本的に救済せられ得るとは考へられない。第一に財政支出の最も重大な項目である國防費は、例外として削減せられてゐない。第二に不況期に際しての増税は、到底豫期通りの効果を收めることはできない。第三に三五年度の收入は好況期の絶頂にあつた二九年度を基礎として査定せられてゐるのだ。事實七月及び八月の實收入の豫定額に對する不足は、四億八千萬フラン及び四億二千萬フランに達し、三四年及三五年度の平均不足額を突破してゐる。フランス財政が均衡を得るのは果して何時の日か全く豫想だにされぬ狀態にある。

**労働者購買力** 恐慌が深刻化の傾向を辿つてゐる金ブロックの諸國では、失業者の増大と並んで、賃銀は引下げられつつある。ことにフランスでは、官吏・官營工場労働者の俸給・賃銀の一律切り下げにならつて全般的な賃銀引下げ運動が行はれつつある。これに反し、生活費の一律引下げは容易に實現し得ない實情にある。イタリ

一では、一九三二年以來のデフレーション政策實行時代に、俸給賃銀は一律引下げられたのであつた。ところが二五年に入つてから、上述した如き物價の急騰がおこつたのであつた。國民購買力の著しい低下を推定することができる。景氣對策に基いて労働者の購買力が著増したと宣傳してゐるドイツ及びアメリカの狀態はどうであらうか。ドイツにおいては、労働者俸給生活者所得總額を就業労働者數で除した一人當り年所得額は、一九三二年の二千五百五十七マルクから、三四年の千九百六十四マルクに低下してゐるのだ。國民全體の購買力について見ても、物價の騰貴と失業保險金支拂額の低下に相殺されて殆んど全く増大してゐないことが計算できる。

國民經濟調査局のレオ・ヴォルマンの調査によると、アメリカにおける工業労働者の實質賃銀は一九三三年六月から三四年末迄の間に二・二%低落してゐる。今年度に入つてから支拂週賃銀額は七月迄の間に〇・六%増大した。だが生計



(10)

費指数は同期間に一・二%の騰貴を示してゐるのだから労働者の實質賃金は低落の傾向を辿つてゐるものと言ひ得よう。  
**投資活動** 恐慌が深化しつつある、フランスを初めとする金ブロッタの諸國において、生産擴張のための新資本發  
**の不活澄** 行額の増大が起り得ないことは當然であらう。だが、政府の景氣對策に基いて景氣が恢復したと稱せら  
れる國々においても、生産設備擴張のための新資本發行額は一向振はない状態にある。資本家同志の間の需要も格別増  
大してゐないことがわからう。

**財政状態** 金ブロッタ以外の國々の景氣上昇も、國民の購買力増大に基いてゐるわけでもなく、又生産設備の改良  
**の惡化** 乃至擴張のために起こつた資本家的需要の増加に原因するものでもなかつた。それは政府資金の撤布を  
基礎とする景氣政策によつて振興された景氣であつた。景氣振興に必要な資金は、それだけ政府の財政支出を増大せし  
め、それだけ政府財政を壓迫する。しかもその資金の大部分は公債によつてまかなはれてゐるのだ。  
金ブロッタの諸國においても、支出の低減は到底収入の減退に及ばず年々巨額な赤字を出し、その補填のために多額  
の公債發行を餘儀なくされてゐる。かくて世界重要諸國の財政はおしなべて惡化の傾向を辿つてゐるのだ。次頁第一表  
の如くである。

**不安定なる** 金ブロッタ諸國を除くその他の重要諸國における景氣恢復は、政府の人爲的景氣對策に基くものであ  
**景氣恢復** つた。かかる景氣は、政府の権力と資本によつて支へられた景氣であり、その支柱の強さに依存して  
ゐる極めて不安定な景氣であると言はなければならぬ。しかもその支柱は、財政的壓迫の累積に伴つて漸次その強固  
さを失ひつゝあるのだ。

### 三、政治的危機の昂揚と國際對立の激化

第一表 各國財政情態

合計年度	収入	支出	差額	國債總額 (各會計年度末)
<b>アメリカ</b> (十億ドル)				
1933/34	3.3	7.2	-4.0	27.0
1934/35	3.9	8.8	-4.8	33.1
1935/36	4.2	8.7	-4.5	34.2
<b>ドイツ</b> (十億マルク)				
1933/34	5.9	5.9	—	10.3
1934/35	6.1	6.5	-0.3	9.9
<b>フランス</b> (十億フラン)				
1933/34	43.7	50.6	-6.9	約330.0
1934/35	48.3	50.2	-1.9	
1935/36	47.0	47.8	-0.8	
<b>イタリア</b> (十億リラ)				
1933/34	16.8	23.0	-6.3	102.6
1934/35	18.1	22.3	-2.3	105.0
1935/36	18.4	20.2	-1.8	
<b>イギリス</b> (一億ポンド)				
1933/34	8.1	7.8	+0.3	69.9
1934/35	8.0	8.0	—	
1935/36	8.2	8.2	—	

- (1) ドイツの支出中には恐慌對策の費用五十億マルクが含まれてゐない。
- (2) フランスの支出不足額には特別會計の赤字が含まれてゐない。これを合する時は赤字は二百億フランに達する。
- (3) イタリアの支出中にはエチオピア征討費が含まれてゐない。従つて今年度の支出額は空前の巨額に達する筈である。

(11)

**危機の** デフレーション政策に基いて、經濟的恐慌を切り抜けようと試みてゐる金ブロッタの諸國においては、經  
**焦點** 濟の收縮に伴つて賃銀は切り下げられ、失業者は益々増加せざるを得ない。かかる國々において政治的危  
機の高揚が見られることはいふまでもない。景氣對策によつて景氣の恢復が見られるに至つた諸國においても、労働者  
の生活状態は一向に改善せられない。政府の恐慌對策によつて最も懐をこやし得たのは資本家であつたのだ。だから、  
かうした國々においても労働者・農民の不平不満は次第に累積せざるを得なくなる。ファシズム的政體をとつてゐる國



國においては益々その獨裁權の強化が必要となるのだ。或は、政府當局に對する國民の不滿を外部に轉化させるために、外國に對して挑戰的態度をとるやうになるのだ。その結果は國際的對立の激化となつて現れる。

景氣對策を有効に實施するためには、國民經濟の孤立化の政策が必要であつた。だが、かかる政策は單に外國資本の影響を排除することを目的とするのであつて、外國市場への進出を弱めるものでは決してない。否むしろ反對に、景氣政策としての貨幣價值の切り下げ、輸出獎勵金の支給等はいづれも世界市場における國際對立を尖鋭化せしめるし、景氣政策に基く生産の増大は、國內市場の狹隘化に打ち當つて、世界市場への進出に益々拍車を加へるのだ。

### 1 國內的政治危機の昂揚

**フランスに於ける** フランスにおいては、政治的對立は、左右兩翼の二大陣營の對立に集中化する傾向を示してゐる。政治的危機の昂揚。急進社會黨及び共產黨は共同戰線を張り、これに社會黨の一部も加入せんとする傾向を示してゐる。ファシスト團體としては、ロータ大佐を指導者とし、團員三十五萬人を數へると稱せられる『火の十字團』の進出がめざましい。この最左翼及び最右翼の二黨は、七月十四日の革命記念日當日には、同時にパリにおいて盛大なデモンストレーションを行つた。

共產黨の進出もまためざましい。ラヴァールの緊縮政策に反對して起つたブレスト、ツーロン、アーヴル、ロリアン等の政治的ストライキは、××黨の指導の下に行はれ、一時は暴動化せんとする形勢さへ示した。最近では、ラヴァールの農業政策に反對して、農民の反政府運動が熾烈さを加へつつある。

**アメリカにおけ** アメリカにおけるストライキの波は依然退潮を示さずつづけられてゐる。第二表の如くである。  
**ストライキ** 三五年五月以後は、産業復興法の效力喪失の結果労働争議は一層熾烈さを加へた筈である。

第二表 アメリカにおけるストライキ

	進行中のストライキ数	参加人員	ストライキに失はれた日数
1932年月平均	68	20,343	538,581
1933年月平均	131	67,761	1,234,903
1934年 9月	233	486,798	4,029,155
10月	260	102,971	852,789
11月	203	98,201	841,570
12月	198	73,481	376,297
35年 1月	211	94,176	774,301
2月	222	94,438	868,439
3月	256	94,848	1,026,778
4月	289	142,000	1,355,000
5月	309	148,000	1,840,000

ユダヤ人に對する壓迫も益々ヒステリックとなつて來た。三五年七月十五日には、突撃隊の正服を着用した人達によつてクルムフルステンダム街のユダヤ人商店に暴行が加へられたのである。かうしたヒステリーの行動の増大は、たしかにナチス政府の不安定性を示してゐるものと思はれる。

**イギリスにおけ** 三五年九月十四日にはイギリスに於いて、下院の總選舉が行はれた。政府黨は依然として絶對多数の労働黨の勝利。數を獲得することができたが、反對黨ことに労働黨の進出はめざましい。共產黨の代議士が六年

**ナチス獨裁** ナチス獨裁政府に對しても、やや見るべき**政権の動搖**。キ反抗運動が表面に現れるやうになつて來た。明瞭にはわからないが、ドイツの各地にストライキが勃發するやうになつたと傳へられてゐる。最近には、食料品の欠乏とその價格暴騰のために、掠奪的行動に出る者さへ多くなつて來た。だが最も表面に現れた反ナチス運動はカトリック教徒の反抗であつた。カトリック教徒は、ナチスによつて解散せられた中央黨に屬してゐた。従つてナチスの彼等に對する彈壓も激しかつたし、その反抗も執拗につづけられて來た。かかる反抗運動が、三五年夏に至り著るしく激しさを加へて來たのだ。カトリックの本據バイエルン、ラインランド地方では、突撃隊員は正服を着用することさへ不可能になつたほどであつた。



(14)

振りで一人選出されたことも注目に値するであらう。選挙の結果はつぎの如くであった。

政府黨				在野黨			
	當選	新議席獲得	舊議席喪失		當選	新議席獲得	舊議席喪失
保守黨	三八三	八	八〇	勞働黨	一五三	九七	四
國民労働黨	八	二	六	自由黨	一六	三	一二
國民自由黨	三一	三	六	獨立労働黨	四	一	
無所属	二	一		獨立自由黨	四		
計	四二四	一四	九七	共産黨	一	一	
				無所属	一		
				計	一七九	一〇二	一九三

## 2 國際的對立の激化

**ヨーロッパにおける 國際的對立の狀態** ユーロパの維持を望んでゐる諸列強のブロックである。換言すれば歐洲大戰によつて再分割された現在のヨーロッパ狀勢の維持を望んでゐる國々の陣營である。此陣營の盟主はフランスであり、其勢力下には小協商聯盟に屬してゐるチエコ、ユーゴスラヴィア、ルーマニア等の諸國、及びバルカン協商國と稱せられるユーゴスラヴィア、ルーマニア、ギリシヤ、トルコ、アルバニアの國々である。このブロックに鋭く對立してゐるのが、ドイツを中心とする平和條約修正派の諸國である。ポーランド、ハンガリー等がこのブロックに屬する國に數へ得よう。イギリス及びイタリアは、ヨーロッパにおいて、フランスが完全な覇權を握ることを好まない。従つてフランスに對する對抗勢力として、或る程度のドイツの擡頭を望んでゐる。だが、ドイツによつてヴェルサイユ平和條約が強力的に破壊され、ドイツが戦前におけるが如き勢力を獲得することをも恐れてゐるのだ。だから彼等は、情勢に應じて或ひは親佛となり、或ひは親獨となるのだ。最後に、資本主義諸國家對社會主義國ソヴェエト聯邦の對立がある。對ソヴェエト陣營をリードしてゐるのはナチス・ドイツである。だからソヴェエトはドイツを牽制するために、その對抗勢力であるフランスに近づく傾向を見せてゐる。更に極東における外交戰線の緊張のため、ソヴェエトはヨーロッパにおける紛争のおこるのを欲してゐない。その點からもロシアは、現状維持派に加擔する傾向を示してゐる。

**對獨戰線の強化** ドイツにおいてナチスが政權を握るに至つてから、同國の侵略的態度はすこぶる露骨となつて來た。フランスはこれに對し、對獨戰線の強化に腐心してゐる。

三四年夏フランスは、ロシアの國際聯盟加入に奔走し、その後も親露政策を繼續し同國を對獨陣營に引入れんと努力して來た。三四年七月には更にイギリスとの接近にも成功するに至つた。即ちフランスは、その提唱する東歐ロカルノ協定及び地中海沿岸協定に對するイギリスの賛成を確保することができたのだ。東歐ロカルノ協定とは、フランスの保障の下に、ロシア、バルチック沿岸諸國、ポーランド、チエコ、ドイツを以つて組織せらる可き協定で、紛争の起つた時の協議・不侵略、武力的攻撃に際しての軍事的・經濟的・金融的相互援助等を約束するものであつた。又地中海沿岸協定に包括せらるべき諸國は、ロシア、トルコ、ルーマニア、ギリシヤ、イタリア等で、協定の内容は略々東歐ロカルノ協定と同じであつた。この二つの協定は、明にドイツの武力的進出にそなへる可き協定と見られる。

ドイツの進出はイタリアにも脅威となる。何となれば、イタリアの北部國境が直接に脅かされることとなるからだ。かくしてフランスとイタリアとの接近が實現せられたのである。即ちフランスは北アフリカにおける植民地の一部を割讓し、イタリアは對獨包圍戰線の形成に積極的援助をあたへることを約束したのであつた。これが三五年一月六日

(15)



及び七日にわたつて行はれたローマ會談の結果であつた。

一月三十一日には、フランスの首相フランダン及び外相ラザールは、イギリスとの了解を更に強固ならしめるためロンドンに出發した。その結果成立したのが二月三日のロンドン協定であつた。この協定は、國際聯盟の確認、イギリスによるローマ協定の承認、オーストリアの獨立保障、東歐ロカルノ及び地中海沿岸諸國協定の成立を促進すべきこと、英佛兩國及び獨・伊・白の五國をもつて防空ロカルノ協定を締結すべきこと等を規定したものであつた。防空ロカルノ協定とは、協定國の一國が不法に空中から襲撃を受けた場合には、他の協定國は躊躇なく空軍をもつて被侵略國を援助すべきことを約束する協定であるのだ。かくの如きロンドン協定の成立によつて、對獨包圍戰線は一層その強固さを加へたことはいふまでもあるまい。イギリスは、いよいよ防空ロカルノ成立のために奔走することに決し、まづドイツと協定を進めることとなつたのである。

**ヒットラーの爆彈** 英外相サイモンの訪獨を前に控えた三月十六日、ヒットラーはヴェルサイユ平和條約の規定を宣言とその波紋 無視して陸・海・空における徵兵制度の實施を聲明した。ドイツの再軍備がいよいよ實行せられることとなつたのだ。ドイツの露骨な侵略的態度がヨーロッパの諸國に甚大な影響をあたへたことはいふまでもない。イタリーは急速に親佛的態度を強めた。イギリスも、對獨包圍戰線の強化に乗り出さんとする態度に出た。かくて四月十一日から三日間イタリーのストレーザに英・佛・伊三國の會談が行はれたのであつた。

だがこのストレーザ會談においては、何等具體的協定が成立したのではなかつた。ただ東歐ロカルノ、ダニユープ協定(地中海沿岸諸國協定)、防空ロカルノの成立に三國共同して努力すべき約束が繰り返し結ばれたにすぎなかつた。四月十五日からは、ジュネーブに國際聯盟理事會が開かれ、フランスの提案に基くドイツ問責決議案が英伊の積極的援助によつて採擇せられた。しかしこの決議案も、ドイツに對する何等の具體的制裁規定を決定したものでなかつた。越えて六月十四日には、イギリスとドイツの間に海軍協定が結ばれ、ドイツはイギリスの艦隊總噸數の三五%の艦隊を保有することが正式に承認せられることとなつた。フランスは、ドイツの再軍備の宣言によつて最も脅威を受けた國である。従つて英・伊と共同して對獨包圍陣を固めるのみでなく、單獨に他國との間に相互援助協定を結んで、ドイツの脅威を防衛せんと試みた。かうした意圖の下に、フランスはロシアとの間に軍事的相互援助協定を結んだのである。フランスの友邦チエコも、同様にロシアとの間に相互援助協定を締結した。

**伊・エ紛** ダワルヅワルにおける越境事件を契機として、伊・エ紛争は次第に擴大し、國際聯盟の調停的奔走にも争の擴大 かかはらず、九月末に至り遂に伊・エ兩國の間に戰端が開かれることとなつた。伊・エ紛争に最も利害關係をもつてゐるのはイギリスである。若しイタリーによりエチオピアが支配せられることになれば、イギリスの植民地エチオピアの灌溉にとつて絶對的に必要なツアナ湖の水利權が奪はれることとなるかも知れない。のみならずエチオピアがイタリーの植民地と化すれば、その周圍にあるイギリスの植民地が脅威を受けることは必然である。だからこそイギリスは、イタリー制裁のために躍起となつて策動しつひに十一月十八日から國際聯盟加盟國による制裁が發動することとなつたのだ。

フランスは、伊・エ紛争によつて直接脅威を受けないが、大體においてイギリスと共同の動作をなしてゐる。英・佛と對抗するに至つたイタリーが、ドイツに援助を求むるに至ることは必然だ。かくてイタリーは、從來の對獨包圍戰線を脱して急速に親獨的態度を示すやうになつて來た。ヨーロッパにおける帝國主義諸國家間の對立關係は、その時々、狀態に應じ、その利害關係に従つて變化する。だが、その對立が時と共に尖鋭化することは見逃し得ない事實である。三五年度には遂にドイツの再軍備が實行せられることとなり、ヨーロッパの重要國の一つが戰端を開くこととなつたのだ。三六年度の對立關係が更に激化するであらうことは疑ひ得ないと思はれる。



## B、日本政治・經濟の情勢

### 一 總 觀

#### 1 停滯の經濟情勢

いはゆるインフレ景氣の幻滅がそろ／＼感じられ始めた。相當に早いテンポで上昇するかのやうに思はれた景氣は、この一年大體停滯状態に陥つた。

**公債消化力** いはゆるインフレ景氣は、二十億を越え、その中十億に餘る軍事費、七億餘の赤字公債といふ内容の**問題の擡頭** 財政と圓價の低落による『ソシアル・ダムピング』とを中心として噴まれる筈のものであつた。今年にはいつて公債消化力の限度に關する問題が眞剣味をおびて來たことは、インフレ景氣の壽命を暗示するかの如くである。明年度豫算に關する大藏省議は『公債の漸減を計り財政基礎の強化に邁進する』方針であると新聞紙は傳へてゐる。軍事費増加の原因はなくなつてゐない。自然増収が例へば傳へられるやうに八千萬圓餘と見積られても、公債かどの程度に減つて感じられるか、問題でない。公債百億の實現と共にその消化力の限度が單に金融ブルジョアジーの問題だけにとどまらない所以である。

**主要輸出産業** 爲替安によつて促進されてゐた吾國の外國貿易の繁榮も、そのかけが次第にうすくなつて來たこと**の停滯的傾向** は争はれぬ。諸外國の輸入防遏のための努力が全く無効果である事はなかつた。輸出産業の主要な

るもの、例へば、人絹、綿糸紡績等の諸産業において、生産の減少又は少なくともその停滯的な傾向が現はれ始めてゐる。

**軍需工業における過剰生産傾向** インフレ景氣を背負つて立つたいはゆる軍需品工業の中でも躍進したのは、重工業である。十年剩に脅かされ始めた。五月には銑鐵は前年同月より一八%増加、鋼材は二三%増加といふ勢を示したが、直に、生産過るといはれる。銅、石油、石炭、セメント等について見るも、生産は減退若しくは停滯的の傾向にあるといはなければならぬ。

化學工業について見ても、必ずしもその種類によつて同一傾向を示してゐないが、不安定な状態にあるのを見逃すことを得ない。

國內消費品としての麥酒、砂糖、小麥粉等についても、爲替安による輸出といふことを考慮におくならば、生産の多少の増進が必ずしも國內消費の増大を意味しない。

**インフレ景氣の停頓** 大體においてインフレ景氣は停滯的な傾向を示し始めてゐる。それは、インフレーションなるものであらう。たゞ、伊エ戦争、アメリカの景氣、北支に於ける新政權の確立等の事情が、吾國の景氣に如何なる作用を及すであらうかは今後のことに屬する。

### 2 労働者、農民、その他



**労働者状** インフレ景氣の停滞は、同時に労働者、農民その他中間的な諸社會層に生活状態の悪化として現はれ態の惡化 する。労働者の實收賃銀は本年三月の九三・四%を最高として大體低落の傾向にあり、七月八九・六%である。東朝十一月十五日によれば、八月の實收賃銀は前月に比較して一分五厘の低落である。所謂臨時工問題はインフレ景氣の裏に存する労働者生活状態を示すものである。臨時工増加の理由は景氣見透しの困難なるため、不況時に對する資本家の對策であり、多くは常備工に對して差別的待遇をなし、究極において一般に労働條件の惡化を意味するものである。

**收穫減の** 第二回米收穫量は五千七百萬石臺で六年の凶作に似てみると報せられてゐる。米と藪とが少々高くて**米及藪** も、米を買つて食はなければならぬ農民、永い窮乏と借金になやまされた農民にとつて、どれだけのうらほひとなるか問題である。いはゆる缺狀價格差の問題も、米と藪の物價高によつて、どれだけ縮められたかにはかに斷定出来ない。

**百萬圓足らず** 農村救濟の一方策としてのいはゆる農村工業化の問題も、本年度においては小規模ではあるが具體**の農村工業化** 化して來た。農林省は農山漁村經濟の更生をはかるために、共同組織による農村工業獎勵に二十八萬圓を全國各道府縣に、又別に四十一萬圓を東北六縣に交付することとした。たゞ停滯的な一般經濟の下において、かく獎勵される農村工業がどの程度に農民の救濟となり得るか問題である。

**労働運動** 労働者のかういふ生活状態を見れば、労働運動内における活動が活潑となる苗床は存するのである。本**の活況** 年前期における労働爭議数は恐らく増加せるものと推定され、殊に積極的に賃銀増加を要求せるものは所々に増加してゐる。

**戦線統一の** だが、労働組合の分裂状態は、労働者間に存する自然發生的な闘争傾向の成長を著しく妨げてゐる。

#### 機運動く

同時に、この分裂状態から戦線の統一への傾向も生れつゝあるかのやうに思はれる。東朝紙の傳ふる所によれば、交總、市従、全勞のうちから全的合論が擡頭して既に確定的な見透しすらつてゐるといふ。全勞と總同盟との合同も決定せるものゝ如く報せられた。かういふ動きが如何なる結實となつて現はれるかは今後の問題である。

**農民組合** 労働者の運動にやうやく活氣が動き始めたと同時に、農民組合の運動においても新なる活動が示され始**の新活動** めた。小作爭議が激發しつゝあり、しかも、その中に自然發生的に小作農によつて起される爭議が多く、農村組合運動の新なる進出の條件を作り出しつゝある。

**府縣會選舉におけ** 九月二十一日の鳥取縣から始つて十月十四日の靜岡縣で終つた二府三十七縣の府縣會議員の選**る無産派の躍進** 學の結果無産派は躍進を示した。昭和六年のそれに比較して二倍以上(一七名から四〇名)となつた。得票總數二十一萬九千を越えてゐる。この事はインフレ景氣の暗い反面を示す。社會の一部分の好景氣が、他の大部分のそれを意味してゐないのである。

**農村における** 殊に、今回の選舉においては、郡部選出の議員が多く、四十名中市部選出十七名、郡部二十三名**無産派の進出** で、しかも、この後者のうち二十一名は純農村の選出である。この結果から見ても、農村における農民の窮乏と農民の間における動搖せる空氣を感ずることが出来る。いはゆる『非常時』の刺戟が力を失ふと共に、フアシズムの大言壯語は漸く農民への魅力を喪失し、具體的に農民の窮乏の事實の上に立つ要求を代行せんとする運動が力を得て來たものであらう。永い農業恐慌が農民を動搖させ、その政治的關心を高め、しかも既成政黨や官僚政治が貧農や小農の生活の窮乏を救ひ得ないといふ事實、これらが彼れらの面前に曝露されつゝあるといふこと、これらの事情に農村における無産派進出の根本的原因があるといはれてゐる。

**無産派進** 従つて、この府縣會選舉の結果は、從來の無産政黨の右翼化的傾向に對して、反對の力となつた。恐ら



出の意義　く、それは、労働組合の戦線統一運動、農民組合の政治的進出と相俟つて、無産政黨の左翼化にはたらく有利な力となつたかと思はれる。

ファッショ　無産派の進出に比してファッショ團體の候補者は、豫期に反して敗北した。農民その他中間的諸層の團體の敗北　動搖といふ客観的な事情は、彼等の進出に必ずしも不利ではない。たゞ、無産派の有效な戦術と、日本ファッショがなほ充分に大衆運動の性質をとらず、小黨分裂し、大言壯語の外に大衆の具體的要求を取り上げることが知らぬことは、ファッショが進出を阻む有力な原因であると信ぜられる。

知識階級　インフレ景氣は、都市の中間層、殊に知識階級層の生活の脅威を少しも除かないうちに、停滞的な陰鬱層の動向　な氣分を生みつゝある。従つて、こゝにもファッショ化の客観的な事情はないではない。しかし、彼等の四圍に餘りに多くの封建的拘束があることゝ、先頃まで彼等を啓蒙した進歩的な思想の餘力が残つてゐることが力となつてなほこれらの社會層のファッショ化を阻止して、その多くを『自由主義的』な氣分においてゐる。

中小商工業　中小商工業者も、その不滿のもつて行き所を獨占資本に對してでなく、そのリードの下に反産運動と者の運動　して發散させてゐる。産業組合も亦これと同じ任務を與へられて、都市の商業と抗争してゐる。

### 3 『弱體内閣』と政治の動向

弱體内閣　岡田内閣が齋藤内閣に代つたのは昭和九年七月であつた。齋藤内閣が所謂『非常時』の解消を目標としての暴露　て、議會政治派と『非常時派』との力の均衡の上にあつたやうに、岡田内閣もほぼ同一の性質を賦與されてゐた。しかし、岡田内閣は、海軍々縮問題において、また在滿機構問題においても、十年度豫算の編成においても、臨時議會における態度においても、更に、第六十七議會における國體明徴問題においても、少くとも議會政治派の

希望する通りに有力なる活動を示さなかつた。岡田内閣が『弱體内閣』と呼ばれた所以である。たゞ僅に議會會期中に北鐵渡問題を解決させた廣田外相は、議會政治派から、急激の如き拍手を受けて、外交らしきものを示した。

國體明徴問題　國體明徴問題は、始め、美濃部達吉博士の所謂天皇機關説に關する貴族院の質問者が、美濃部憲法學題の経緯　説を非難したことに始つて、美濃部博士の反擊的釋明から火の手が上がり、政教刷新の建議となり、衆議院の決議に至り、樞相攻撃に進み、政友會の政府攻撃となつた。倒閣運動の性質をおびて來た。この間美濃部博士

告發があつた。文部省の國體明徴に關する訓令と美濃部博士の著書の發賣禁止、改訂處分を以つて、この問題の解決方策たらしめんとしたが、成功しなかつた。政府は、ついに國體明徴に關する聲明書を發表するところまでおしつめられた。たゞ、一木樞相の身邊に異變なきことも同時に談話として發表された。美濃部博士起訴猶豫と博士の貴族院議員辭任をもつて、最後に多少の波らんはあつたが、結末に至つた。

暴力　暴力團狩は、古い型の暴力的ファッショの倒閣運動をたゞき伏せる目的をもつてなされた。そして國體問題をも團狩　つてする暴力團の倒閣運動は兎も角もこれで下火となつた。大物はこの暴力團狩を免れた。

ファッショ的勢　これらの問題を通じて、吾國のファッショ勢力は古い型の暴力團的性質から新しきファッショ的勢力への力の編成替　編成がへをなしつゝありと見るを得べく、機關説問題のこの解決の仕方は、ファッショ的勢力の凋落を必ずしも意味しないと思はれる。

(23)

内閣補強工作としての　國策審議機關として、内閣審議會及び内閣調査局の設置は、五月八日正式に公布され内閣審議會と内閣調査局　た。それは、國策樹立のための眞實の機關であるよりも、内閣の補強工作であり、調査局は官僚のための足溜りにすぎないと言はれてゐる。内閣審議會のこの性質は、人選から見ても肯けることである。政友會は、この審議會問題を通し分裂的傾向を著しく促進された。望月、水野等の内審入りによりて新黨樹立さへも問題



となるに至つた。このことは行はれなかつたが、これをきつかけとして政友會は反内閣の傾向を強め、民政黨は逆に與黨化して行つた。國民同盟も内審成立を期として解體化の傾向を辿つてゐる。同盟内のファシシ的傾向と議會政治的傾向との對立が尖鋭化したのである。

**内審の社  
會的意義**

内審の成立は、かくて、議會政治派の意味において補強工作であつたのである。岡田内閣は齋藤内閣に比して一度ファシシ的傾向の方に押された氣味にあつたが、この邊では議會政治派の力の再起を感じしめる。内審は成立以來國策樹立といふ點において何等具體的な仕事をしたと思へないが、日本のブルジョア政治に指導力を競つてゐる二つの傾向の力の均衡を示す性質は明白にした。尙この内審に、三井三菱の二大財閥の代表者がはいつた事は獨占資本の日本經濟における統制力を強めることには役立つに至つたといへる。

**官僚指導下  
の選舉肅正**

府縣會議員選舉の近づくと共に、いはゆる選舉肅正の運動が開始された。議會政治に對する非難が、ことを單純に意味してゐない。この事は、選舉肅正の運動が官僚の中心的指導の下になされてゐるものであり、既成政黨はおざなりにこれに賛成してゐるにすぎないことからも明白である。選舉肅正運動を通じて官僚の信用を確立し、政黨に對する指導權を官僚の手に近づけんとする意圖を見逃し得ない。この事は、少なくとも議會政治派の擡頭への力ではない。この事は、肅正運動と共に既成政黨の攻撃がなされつゝありといふ事實によつて示されてゐる。

**永田事件と  
岡田内閣**

永田事件とその後の發展は、多少岡田内閣を非議會派の方に押しやつたものと考へられる。こゝにも弱體内閣の動搖性が現はれてゐる。議會政治派と非議會政治派との勢力は、岡田内閣の下で、一進一退してゐるのである。このたびに、内閣は右へ左へ揺り動かされる。

**既成政黨と**

府縣會議員選舉の結果は、政友民政等しく、それ／＼大多數を占め、その壓倒的な勝利に終つた。

**府縣會選舉**

ファシシ派の不成績が目立つた。このことは、なほ二大政黨のいはゆる地盤の強固なるを思はせ、腐敗政治はなほ力を保つてゐるのを示した。同時に、ファシシ派が政治の表面に躍り出ることの極めて易々たるものではないことを示した。

**南京政府幣制改  
革と北支問題**

本年も正に終りに近づかうとしてゐる時、吾國の政治經濟の動きに重大なるシツクを與へたものが、この問題に刺戟されたかの如く、急速なる發展を示したことである。

前の問題については、わが軍部は英國資本の隷屬下に支那民衆を塗炭の苦に陥れるものであるとして反對聲明を發し、外交的な抗議が行はれ、『英政府野望を斷念』(『讀賣』十一月二十二日)せりとも報せられる。

時に、吾が水兵射殺事件上海に起り、日支の關係に緊張の空氣が生じたと同時に、他方新聞紙は、北支自治機構の決定を報じ、日本の直接當面する世界的政治危機の一つの中心が支那に存するとの感を深からしめてゐる。これらの問題の解決は今後に残されてゐる。これらの事情を通じてわが國の政治經濟が如何なる方向に動くかは、にはかに斷定するを得ない。

以下に述べられる本年度日本政治經濟のより詳なる分析は、來るべきものに對する何程かの見透しを與へるであらうと信ずる。

## 二、岡田内閣の一年

### 1 岡田内閣と政友會



## 臨時議會

岡田内閣は昨、昭和九年七月八日成立したのであつた。その成立に當つて、岡田内閣は、官僚を中心に開かるし、政・民兩黨に輔けられた舉國一致内閣たらんと志したものとよくてある。しかし、その對政友政

策は失敗に終り、僅かに床次、山崎、内田の三氏を引き抜いて關係に据ゑることをもつて満足せねばならなかつた。この結果は、政友會は岡田内閣に對して野黨の地位に立ち、その代りに民政黨は准與黨たるの形となつた。政友會が多數

黨たる限りにおいて、政府と政友會との衝突はなんらかの機會に豫想せられたところであつた。岡田内閣の最初の大きな仕事は昭和十年度の豫算編成の問題であつた。十年度豫算は、藤井蔵相の健全財政主義と、膨大なる軍事費と巨額を要する農村救済とによつて、極めて困難なるものであつた。就中、軍事費の査定は、最後まで、軍部・大蔵の當局の間に争はれたが、結局軍部の要求は多少の削減をもつて、受け容れられた。

この豫算討議の間に、藤井蔵相は病を得て遂に辭職を餘儀なくされた。直ちにこれに代つたのは高橋前蔵相であつた(十一月二十七日)。高橋氏を得たことは、それまで弱體内閣などと評された岡田内閣を大いに強めるものであつた。特に、その對政友關係において、高橋氏は政友會の一部になほ多くの信望をもつてゐたから、岡田内閣に有利であつた。かゝる情勢のもとに、臨時議會は召集された(十一月二十七日)。臨時議會の召集は政友會がしばしば要求したにかゝらず、政府はこれまで肯んじなかつたのであるが、東北地方を始めとする農村の凶作・冷害が天下の問題となり、また、關西に風・水害が起り、その被害が劇甚なることが明かになつたので、政府も遂に決意するにいたつたものである。

臨時議會はもつぱら財政問題をもつて賑つた。高橋蔵相が事実上の内閣の主班として質問・討論の矢面に立つた。岡田首相は頗る無能で、やゝもすれば失笑を買つた。その間に、臨時議會は大波瀾を生むにいたつた。豫算討議の中途、十二月六日、政友會の東武氏は緊急動議を出し、

農村救済、災害對策のために一億八千萬圓の豫算の追加計上を政府に要求したのである。これに對する政府の明確なる答辭を得るまでは豫算審議を中止することを宣言したのである。岡田内閣と政友會との悪化せる關係がこゝにその頂點に達した。

しかし、政友會は確乎たる態度をもつてこの擧に出たのではなかつたやうである。むしろ、たゞ、岡田内閣が弱腰なるのを見て、これに一撃を加へ、政友會の野黨としての立場を粉飾しようとするにとゞまつた。されば、追ひつめられた政府が解散をも辭せずといふ強い態度を示すや、政友會は却つて狼狽し、なんとか妥協しようとした。政府も亦、實は解散は好むところではなく、いくぶんの譲歩をなしたので、政友會は『今後實情に即し眞に必要な施設に關してはこれを考究するに吝かならざるもの』であるとの岡田首相の再度にわたる言明を、自黨の主張に耳を傾けたものと解釋して、豫算審議を續行することにした。

かくして、臨時議會はともかくも八日無事に閉會となつた。しかし、問題は通常議會に残されることになつた。

## 通常議會

その第六十七通常議會は例年のごとく年末二十四日に召集された。まづ、秋田議長が辭職したため(後

開かる 述)、議長選挙が行はれたが、政友會の濱田國松氏が多數をもつて當選した。

一月に入つて議會は本腰となつたのであるが、さきの一億八千萬圓のいはゆる『爆弾動議』の結末は容易につかなかつた。政府と政友會はたゞ脱合ひを續けたために、議會解散がしきりに取り沙汰された。しかし、結局、政友會は屈服せざるを得なかつた。政府は一億八千萬圓の要求に對して僅かに一千五百萬圓を出すことを承諾したにとゞまるが、政友會は、豫算總會(二月十三日)において、島田氏が、この額をもつて不足の場合は臨時議會を開いて處置を講ずるとの岡田首相の答辭を得、こゝに『政府に一片の誠意のあることだけは認めることができる』といふことを理由して、政府豫算案を通過せしめたのである(二月十四日)。



この後、なほ政友會は種々のことをもつて政府いぢめをやつた。しかし、多くの審議未了の法律案——主として山崎農相管轄の——を残しただけで、正面衝突を試みることは決してしなかつた。政府も亦、この審議未了の法律案をそのままにして、會期を延長する等のこともやらず、閉會とした。

**政友會の内紛・沈滞**　かくのごとく政友會が、絶對多數を擁しつゝ、政府となんら決戦することができなかつたのは、他「爆弾動議問題」をめぐる原因があつたにせよ、党内の統一が亂れてゐたことに少なからず基いてゐた。この事情は、「爆弾動議問題」をめぐつてさらに強められた點がある。「爆弾動議」は一部幹部の専斷に出るものだとして、党内に不滿の聲が高かつた。遂に、衆議院議長秋田清氏は、臨時議會終了後間もなく、十二月十二日（昭和九年）、政友會を脱黨衆議院議長をも辭した。

秋田氏の脱黨はそれだけで直接の波紋はほとんどなかつたが、これより、鈴木總裁系、久原系、舊政友會系の對立はますます著しくなつていつた。鈴木總裁系はひたすら倒閣、次の内閣の掌握を志し、久原系は一國一黨主義をふりかざして××に通じ、山本氏（条）・前田氏等の舊政友會系は岡田内閣と友好關係を結ぶことを願つた。

さらに、岡田内閣の成立以來の計畫である國策審議會がいよいよ成立するや（五月）、齋藤前首相、安達國民同盟總裁三井・三菱の代表者たる池田・各務氏と並んで、政友會から水野、望月兩氏が委員のうちに加はるにいたつた。つけ加へれば、國策審議會と並んで調査機關として内閣調査局なるものが設置され、之の長官には書記官長吉田茂氏が任ぜられた。書記官長の後は白根竹介氏が襲つた。そのことは拙稿、望月氏は、後に床次氏が急逝し（九月八日）、逓信大臣が空位となるや、迎へられてこの椅子についた。床次氏等の脱黨の後、傳へられた新黨樹立運動は床次氏の死によつてその後頓挫したが、これらの内紛によつて、政友會は一層打撃を受けた。政友會は、徒らに多數を擁するのみで、沈滞頗る振はざるものとなつた。

一方、民政黨は、准與黨としてもつばら政府を支持することに急で、むしろ政友會を追窮する形であつた。岡田内閣成立後、政・民提携運動は比較的順調に進行してゐたのであるが、「爆弾動議」の出づるや、民政黨は政友會の不誠意を難じて、提携打ち切りを宣した。通常議會の勢頭における議長選挙には、政・民それぞれ自黨の候補者を立て争つたから、提携は全く絶たれた。

しかし、その民政黨はあくまで准與黨であつて眞の與黨ではないのであるから、その政策が行はれるといふわけではなく、多く、岡田内閣の中心をなす官僚の願使に甘んずることを餘儀なくされた。さきの政友會の事情と云ひ、この民政黨の事情と云ひ、決して政黨の權威を揚げるものでなかつた。同時に、岡田内閣は、その意志如何にかゝらず、これを齋藤内閣に比ぶれば、民主政治、立憲政治の政府たることから、いくぶん進さかつた性質をもつこととなつたと云ひうるであらう。

## 2 國體明徴問題

**議會における機關説問題**　齋藤内閣を顛覆せしめた帝人事件の豫審は昭和九年十二月二十七日に終了し、それまで秘密にされいふ批評が聞かれた。それと合せて、この事件を作りあげるために司法當局が被告に對して苛酷な取調べをなしたといふことがしきりに傳へられた。これははしなくも議會の問題となつた。臨時議會の貴族院において、岩田宙造博士は人権蹂躪について司法大臣に糾弾質問を試みた。衆議院においてもこれに應ずるものがあつたが、越えて、本議會にいたるや（一月二十三日）、貴族院において、美濃部達吉博士が起つて、同じ問題について司法部糾弾を行つた。これがかきつけとなつて、貴族院において、美濃部博士の憲法學説をもつて國體に悖ると攻撃する者が現れてきた。



博士は痛烈なる辯駁を試みた(二月二十六日)。これを發端として、憲法問題—國體明徴問題は爾來數ヶ月にわたる、本年度のわが國の最も大なる政治問題と化すにいたつた。

**憲法問題に對する** 美濃部博士の辯駁に會つて、國粹主義者は却つて勢をたくましくした。衆議院においては政友會の**最初の處置** 會の山本氏(梯)が美濃部博士の學說の攻撃を行ふに共に、政友會は、これを倒閣の題目にせんとして、黨として反對運動に乗り出した。一方、民間の右翼團體が氣勢を添へるにいたつた。この状態は進展して、遂に、貴衆兩院におけるこの問題に關する決議となつた。それは、勿論、直接に美濃部博士の憲法學說を排撃したものでなく、「政教刷新に關する決議案」(貴族院)、「國體明徴に關する決議案」(衆議院)といふやうな抽象的なものではあつたが、とにかく決議となり、通過した。衆議院においては、鈴木政友會總裁かみづから案の説明に當つた。

こゝにおいて、政府もなにかの處置を執る必要に迫られた。まづ、議會終了後(四日七日)、かねて美濃部博士に對して告訴狀が提起されてゐたので、これに基いて、司法當局が同博士を召喚、取調べを行つた。ついで、九日、政府は美濃部博士の憲法論に關する著書の發賣禁止を命令した。同時に、文部省を通じて、「國體明徴訓令」なるものが各學校に向けて發せられた。

**問題の進** これをもつてこの問題は一段落であるとして政府は考へたもの、こゝとくであり、一般にもさう思はれた。だが、事實はこれに反した。政府は、司法部をして一度美濃部博士を召喚させたまゝ、**展と結末** 起訴・不起訴いづれにも決せず、世人の注意の薄らぐのを待つてゐたやうであつた。ところが、その間に硬論が次第に擡頭してきた。この硬論は、まづ、後にやゝ詳しく説くところであるが、軍部方面から強まつてきた。一方、政友會のこの問題を倒閣に利用する運動も、××と相呼應する久原系の力によつて、必ずしも全然無視しうるものではなくなつてきた。海陸の兩軍部大臣は、この問題に對する政府の善處を、首相に頻々と迫るにいたつた。

こゝにおいて、遂に、政府は、八月三日、國體明徴の聲明なるものをなすにいたつた。それは、機關説なる文字の使用こそ避けてはゐたけれども、『若し夫れ統治權が天皇に存せずして天皇は之を行使する爲の機關なりと爲すが如きは、是れ全く萬邦無比なる我が國體の本義を愆るものなり』と云つて、相當に明瞭且つ強硬なるものであつた。

一方、司法當局は、美濃部博士の場合は告訴せられたる不敬罪には該當しないが、出版法違反をもつて起訴する心算であるといふやうなことが新聞等に盛んに報道された。司法當局は、九月十四日、美濃部博士を再召喚した。その結果は、新聞に従へば、司法當局は美濃部博士に心境の變化が見られたと云ひ、博士自身は別段の變化なく、貴族院議員を辭する意志がないとのことであつた。しかるに、十七日、博士から司法大臣宛書翰が提出されたことが報じられ、その内容は、自分の學說を變へることはできないが、世を騒がしたことに對して責任を感じるから貴族院議員を辭する意があるといふやうなものであつた。翌日、司法當局は美濃部博士を起訴猶豫處分になし、同時に、博士は貴族院議員拜辭の手續を執つた。

事件はこれをもつても未だ終らなかつた。同じ日に美濃部博士の發表した聲明書は、いくぶん語調の激しいものであつた。そこで、軍部方面から、博士はなんら謹慎してをらず、しかも司法當局はこれを不起訴にしたといふ非難が起つた。これをもつて軍部兩大臣は司法大臣に迫つた。司法當局は窮地に陥り、美濃部博士に聲明書の取消しを求めた。博士はこれに應じた(二十一日)。軍部大臣はなほ満足せず、さきの司法大臣宛の美濃部博士の書翰公表を要求したが、司法大臣は司法權の獨立をもつてこれを拒絶した等のことが報道せられた。

なほ、これと共に、軍部方面からは、同じく機關説論者と目される一本樞相、金森法制局長官の進退問題が議せられた。政府はこれには應ずる意志をもたなかつたこととくである。しかし、軍部の強硬論をなんらかの形において緩和することは必要とされた。かくて、再度の國體明徴の聲明となつた(十月十五日)。それは、『統治權の主體は天皇にまします』



ずして國家なりとし天皇は國家の機關なりとなすが如き所謂天皇機關説は神聖なる我國體に亘り其本義を愆るの甚しきものにして嚴に之を芟除せざるべからず」といふことを眼目としたものである。これをさきの聲明に比べれば、天皇機關説なる文字をはつきり用ひた點において、一段強硬になるものといふことができよう。

政府の再度の國體明徴聲明によつて、數ヶ月にわたつて紛糾を極めた國體明徴問題は、ひとまづ結末を告げた。しかし、なほ軍部方面等には不滿の動きがあるやうである。殊に、さきの一木、金森氏等の人事問題は殘されてゐる。この問題は來議會の討議において再燃するのではないかと考へられる。

### 3 軍部の動向

**統制への傾向強まる** 近來わが國の政治において主要なる役割をなすものは軍部であるが、本年においても、右の國體明徴問題において察せられるがごとく、軍部の政治的役割は決して些少でなかつた。

始め、臨時議會、通常議會においては、軍部に對する批判的言説が大分に見られた。それらは、滿洲事件後、あまり聞かれなかつた強いものであつた。これは××の武斷主義、××主義に對する不滿が一般に昂まつてきたことの表れと云ひうるであらう。これに對應して、軍部内においても、滿洲事件以後の行き過ぎの傾向を整理し、統制を計らうとする動きが次第に強くなつてきた。それは昨年來のものであつたが、本年の前半において特に著しく見られた。この統制の仕事を担当したものは林陸相——ならびにその下の永田軍務局長等の幕僚——であつた。

林陸相の統制方針は、その一端は、すでに春の陸軍移動にも現れた。しかし、夏の大異動を期して、大々的にその實を擧げんと企圖したごとくであつた。秦第二師團長の退役、小磯中將、建川中將の中央轉補等が傳へられた。しかも、この林陸相の人事に對して、眞崎教育總監は反對した。陸軍の人事を決定する三長官會議は××に乗りあげた。こ

こにおいて林陸相のとつた處置は眞崎教育總監の辭職を求めることであつた。それは七月十五日發令されるにいたつた。教育總監に代つたものは渡邊錠太郎大將である。この事件は文字どほり世間の耳目を聳やかした。眞崎教育總監の辭任の結果は、八月の大異動は林陸相の統制方針に從つて實現されることになつた。しかし、それは最初傳へられたものとは違つた、大分に緩和されたものであつた。菱刈大將、松井大將の退役、秦第二師團長の待命は實現されたが、建川中將、小磯中將等の中央轉補は實現を見なかつた。林陸相の人事に××する者達を刺戟することを避け、これに讓歩したものであつた。

こゝまでの軍部の動向は、いはゆる統制的な傾向が勝利した形であつた。そして、新聞雜誌等に現れた輿論はこの状態を諷刺し、林陸相の處置を喝采してやまなかつた。

しかし、この觀察は甚しく皮相であつたやうである。滿洲事件以後において××のうちにはいはゆるファシズム的な要素が多分に見出され、それは五・一五事件その他となつて現れた。わが國の現状は未だファシズムを必要としてゐないし、從つて、ファシズムの實現は可能性をもつてゐない。そこで、かゝる要素は排除、清算されねばならなかつた。『統制』とか『肅軍』とか云はれたものは、客觀的には、これの遂行を意味したものとごときである。それならば、現在のわが國において必要とされるものは以前の立憲民主主義であり、いかなる××的な政治形態も必要とされないかといへば、斷じてさうではない。わが國のもつところの經濟情勢、わが國の置かれた政治的國際的關係によつて、ある程度に軍事的な××的な政治形態が必要とされてゐる。そこで、これに應じた動きがある。その動きはいはゆる軍部の統制の傾向にある。が、この形態の性質から見て當然に、軍部において強く存する筈である。この動きはいはゆる軍部の統制の傾向に反對立する。さきのファシズムの要素も、残つてゐるかぎり、統制の傾向に對立することは勿論である。そこで、二つのものは混り合つて極めて複雑した様相を呈してゐる。



そのことは措くとして、×××的の傾向は、わが國における軍事的×××的政治形態が必要とされる度の増加に従つて、統制の行はれる裏面に隠然強まりつゝあつた。例へば、國體明徴運動は軍部の全體の問題であつたが、主動力は統制の傾向に反對する方面にあつたが、それは國體明徴論が舊來の自由主義、立憲主義の憲法論を排撃するかぎりでは、軍部の全體を動かし、さらに政府の全體をも動かしたのであつた。

かういふやうに、林陸相の統制に反對する傾向が一方において強まりつゝあつたから、そこになんらかの事件が生れる可能性はあつた。

**永田事** 林陸相の統制政策に反對する勢が昂まりつゝあつたひとつの現れは怪文書なるものが軍部の中において横件起る 行したことである。そのひとつのものについては、責任者が懲戒に處せられた事件もあつた。いづれにしても、軍部内に『巷説』が飛びつゝあつたことは争はれざるものゝごとくである。遂に、この『巷説を妄信した』(陸軍省発表)相澤三郎なる現役の中佐は、八月十二日の午前、軍務局長室で執務中の永田鐵山少將を軍刀をもつて刺した。

永田少將は間もなく逝去した。いふまでもなく、この事件は軍部に大衝動を與へた。川島大將の仲介によつて林陸相と荒木大將との會見が行はれた(二十一日)。師團長會議が特別に開かれて『肅軍』が宣明された(二十六日)。そして、永田事件の後片附けが一應つゝや、林陸相は、その身邊および政府部内の熱烈なる留任勸告にもかかわらず、九月五日、責任を負ふとて辭職するにいたつた。その後任が問題であつた。林陸相の辭任は、永田事件がなくとも、行はれるのではないかといふことが取り沙汰されてゐたのであるが、その場合には、後任として南大將、阿部大將、寺内大將(當時中將)等の、統制の傾向に屬する人々が下馬評にのぼり、今回においても一應は阿部大將、渡邊大將等の考へられたときであるが、實際には、さきの荒木大將、眞崎大將ともいふと云はれる川島義之大將に決定した。間もなく、陸軍次官も橋本中將が去つて古莊中

將が新たに任ぜられた。

この陸軍省の新スタッフは、これを林陸相の時代に比べれば、強硬となつたものと云ひうるであらう。その政策も、國體明徴問題において見たごとく、川島新陸相の時代となつてより強硬となつた。來る十二月の移動においては、林前陸相は問題の小磯・建川中將の中央轉補を爲すことが豫想されたが、川島新陸相の下においては遂に之のことはなされなかつた。

かくして、本年の後半においては軍部はむしろ前年などよりも強硬に化した観がある。この傾向はどうなるであらうか。それは、來るべき昭和十一年度の軍事豫算討議その他を見ねば未だ容易に判断しえないのであるが、おそらくなほしばらくは持續されるであらう。しかし、×××問題の結末において示されたやうな軍部の強硬なる態度は、嘗つてこの林陸相の統制が行き過ぎであつたごとく、わが國の政治の現状よりすれば、行き過ぎであらう。一定の機會に訂正されることを必要とするものではなからうか。

#### 4 府縣會總選舉

**選舉肅** わが國の政治の現段階をいくらか反映し、語つてあるものは、今秋の府縣會選舉の結果である。

**正運動** 岡田内閣、正確にいへばそこに集つた新官僚群は、選舉肅正といふことを重大なる政綱のひとつとした。

( 35 ) 今日の議會政治の凋落、政黨の墮落は、もつぱら選舉の腐敗に基くものであり、従つて立憲政治の眞の更生を計るには選舉肅正が第一に必要であるといふ趣意に出でたものであつた。これに對しては、一方からは、新官僚が民政黨と近親な關係にあるところから、選舉における民政黨擁護運動であり、政友會打破の策謀にはかならずといふ批評も聞かれた。いづれにしても、政府はこの選舉肅正に相當に力癩を入れ、或は『赤心一票』といふやうな標語をポスターに掲げ



て貼り、或は選挙肅正小唄なるものを作り歌はしめる等のことまで行つた。  
選挙の結果 かゝる選挙肅正運動のもとに、全国二府三十六縣の府縣會總選挙は、九月二十三日から十月十四日にわ  
果の数字 たつて施行せられた。その最終結果は左のごとくである。

	今回	昭和六年増	(+)減(-)
政友會	六五八	六三五	(+)二二三
民政黨	六一九	八〇二	(-)一八三
國民同盟	三一	—	—
無産派	三二	一七	(+)一五
諸派	三二	四	(+)二八
中立	一五三	六六	(+)八七
合計	一、五二五	一、五二四	—

昭和十年十月十七日「東朝」に依る——

名の當選とされるほどである。第三に、無産派が著しい躍進を遂げたといふことである。別の計算によれば當選者は社  
大黨とその他無産團體とを合せて四十名とも稱される。

勿論、府縣會選挙であるから、其處に種々なる特殊の事情が伏在し、この結果が今日のわが國の政治情勢を忠實に反  
映してゐるといふことはできない。しかし、既成政黨の依然たる優勢は、軍部等による既成政黨排撃が割合に一般の人  
人に受け容れられてゐないことを示してゐる。政黨に對する一般の人々の信頼は著しく減じてはゐるが、議會政治、政  
黨政治を排斥するとまでには未だ進んでゐない。

府縣會選挙の結果 この結果によつて見ら  
果は何を語るか れることは、第一に、  
既成政黨が依然壓倒的優勢を持してゐるとい  
ふことである。殊に、政友會が民政黨に僅か  
ながら勝つたといふことである。第二に、右  
翼の國家主義團體が頗る振はなかつたといふ  
ことである。それは、甚しきは候補者廿幾名  
のうち當選者僅かに三名であるとも云はれ  
る。「東朝」同じく、最も多く計算しても十七・八

同じことは、國家主義の勢力の振はなかつたことにも示されてゐる。今回の不成績は、わが國の國家主義團體が選挙  
に熱心でなく、また小黨分裂してゐることに基因してゐるが、最大の原因はやはり一般の民衆が國家主義の主張に耳  
を傾けようとしなざることによるであらう。

無産派の躍進は、一般民衆、殊に農民の生活窮乏が甚しく、従つて、彼等は無産派かファッシ勢力かに赴くのである  
が、ファッシ勢力は彼等の信用を贏ちえなかつたによるであらう。これは今回農民組合が特に好成绩を示したことによ  
つて明かである。さらに、無産職線自身が近來漸く整備されてき、今回は對立候補を立て、争ふことが極めて少なかつ  
たことも與つて力あつた。いまひとつ、さきの選挙肅正運動は見るべき効果を現さなかつたが、買収等がいくらか減  
じ、これが無産派に有利に作用した點が挙げられる。(政友會の勝利も選挙肅正によつて干渉が從來ほどには甚しくな  
つたことに基いてゐる。)

來る昭和十一年は國會選挙が行はれる筈である。それは、今回の地方選挙と多少異つた結果を示すであらう。例へば  
既成政黨が今回のごとく優勢を持することも疑はれぬではないし、右翼團體の不振は同じであるとしても無産派が著し  
い躍進を見せることは必ずしも期待されない。しかし、それは今回と全然異つたものではありえぬであらう。わが國に  
おいて軍部を中心にした××主義的な政治は伸びつゝあるが、しかし急激にでないといふ今日の根本的な形勢は、なほ  
暫く持續するものと考へられる。しかし、これには我々は政治の他の面、また經濟關係を考察しなければならぬ。

### 三、日支關係の好轉から逆轉へ

#### 1 不脅威不侵略の原則



## 廣田外交

昭和十年は廣田外交が第二年を迎へた年である。

## の第二年

廣田外交は、「國際關係は世界平和を念とし外交手段によりて我方針の貫徹を圖る」(昭和八年十月、五相會議)ことを根本方針とする點において、かつての主戰的な「焦土外交」と區別された。同時にまた、廣田外交は、滿洲國の生成・發展を不動の前提とする點において、少なくとも東亞に關するかぎり、幣原外交の平和政策とは異つた立場に立たざるを得なかつた。

廣田外交の第一年——昭和九年には、かくべつの成果はなかつたにしろ、この根本方針に立脚しての歩みが認められた。

## 不脅威不侵

第二年の劈頭宣言。つまり第六十七議會における恒例の外交演説(昭和十年一月二十二日)に表明された。

## 略の原則

れたところも、同じ根本方針だつた。そこで廣田外相はいはゆる不脅威不侵略の原則を力説した。「特に隣接各國との間には常に善隣の誼を重んじ互に相侵迫せざるを旨とするものであります」とも表明した。だが、特に支那に關しては、共產軍の跳梁を指摘し、排日の風潮は充分に鎮靜せざるを遺憾とし、「帝國政府は東亞の安定力たる地位に鑑み東亞諸國との和親の實現に一層努力したいといふ方針をもつてゐる」旨を強調した。

## 原則と

## 實際

しかしながら、このやうな廣田外相の根本方針が、そのまま歐米各國との完全なる協調關係や東亞大陸に不脅威不侵略原則に反するとの理由で、ワシントン海軍條約の廢棄を合衆國政府に通告した。そして、合衆國政府當局からは、今後建艦競争を誘發するならば責は一切日本が負ふべきであるとの應酬があつた。他方、廣田外相が善隣諸國との不脅威を力説した翌日、一月二十三日には察哈爾省境において日支兩軍の、またその翌日二十四日には外蒙國境ハルハにおいて滿露兩軍の交戦・衝突を惹きおこした。

## 『我が在任中

## に戦争なし』

このとき現はれたのが廣田外相のいはゆる平和宣言である。それは議會における芦田均氏の外交問

題質疑(一月二十五日)を機として行はれたのであつて、「各國とも軍備の擴張に努めてゐる今日の現状におきましては、いかに日本が國際關係の大局と致しましては平和の方針を以て参りますと致しましたが、やはり根本において軍備の充實といふことはやつて置くべきものであると私は確信してゐるのであります。然しながらそれかというて、將來戦争の虞があるかと申しますに、少くとも私が今日の信念を以て申しますれば、私の在任中に戦争は斷じてないといふことを確信致して居ります。」といふのである。本来ならば一國の外務大臣としては當然の言葉ではあるが、「國を焦土とするも厭はず」と放言した前任者があつただけに、この廣田外相の答辯は、平和的外交方針を徹底するものとして重要視された。

## 協和外交

## の成果

事實についても、このやうな廣田外相の和協的東亞主義外交は必ずしも一片の空辭ではなく、我が國の對外政策を支配するかのやうであつた。少なくとも昭和十年の上半期ではさうだつた。

この期間において、昭和八年來の懸案であつた北鐵讓渡交渉の成立(三月)と、日支公使館昇格(五月)を換んでの日支親善氣運の擡頭とは、廣田外交による善隣協和の途への數歩前進であり、二年がかりで初めて漸く達しえた成果であつた。

## 廣田外交

## への禮讚

廣田外交への拍手は相手國からも起つた。「北鐵讓渡交渉の成立に依り、モスコウ・東京間における誤解ないし紛争の重大原因は除去され、今後極東において善隣關係の發展を豫想できることゝなつた。」——

( 39 )  
三月十二日、ソヴェト政府非公式聲明。「このたび日支兩國政府が最短時間と最も簡單な手續で互に派遣する使節を同時に昇格し多年の懸案を圓滿に解決しえたことは誠に欣快とすると共に、廣田外相の努力および誠意は日支外交に劃期的な改善をなさしめたものとして我々の最も感佩するところである。」——五月十七日、國民政府外交部發表。



正に廣田外交、我が世の春の感じであつた。然るに、この頃から廣田外交の『行き過ぎ』を唱へる聲が起り、特に對支政策を中心として、我が方針の喧嘩を指摘する聲さへも聞かれた。そして、その直後に生じた北支事件(六月)以來、廣田外交の再旋回ないし終焉を意味するかもしれない情勢が現はれてきた。これは殊に今日まで日を迫うて進行しつつある事實であつて、その形勢の推移については容易に豫斷をゆるさない。こゝでは先づ日支外交の細目について記述を戻すことにしよう。

## 2 日支親善の擡頭

### 南京政府の對

廣田外相が第六十七議會で不脅威不侵略の原則を説き、東亞諸國との和親の實現を高調したところ、

### 日方針轉換

蔣、汪、黃の南京政府三巨頭も對日新方針について頻りに協議を練りつゝあると傳へられた。

やがて、この三巨頭の口からそれぞれ對日方針の轉換を示すかのごとき言明が發表された。すなはち、汪兆銘は『萬難を排して日支提携に努力する』と言明し(一月二十五日)、蔣介石は『排日と妄動を慎め』と全國民に警告し(二月一日)黃郛もまた『日支猜疑心を去れ』と説いた(二月八日)。察哈爾省境における日本軍對宋哲元軍の衝突も地方問題として處理され、南京政府の對日親善への轉換は漸やくその機運熟せるかに見受けられた。

### 廣田外相の日

廣田外相も率直にこれを肯定した。『支那の對日親善をあまりに過信してゐるのではないかとの御た

### 支親善言明

づねの様であるが、私の關する限り絶対に好轉しつゝあることに疑の餘地がない。支那がその非を

充分覺り謙然と考を變へ日支親善に好轉してきたことは誠に天佑である。この天佑を完全に捉へ日支親善の實をあげ得なかつたならば、後世子孫の物笑になることを私は深く恥ぢ、全幅の誠意と努力とを以て各方面とも連絡をとつて、日支提携、日支親善の實を一日も速に具體的に現す様にとつめる方針である。(三月一日、衆議院決算委員會における外相言明)

### 言明

#### 南京政府親日

かうした南京政府の親日轉向には確かに充分の根據があつたのである。

#### 轉向の根據

まづ南京政府に對立する内外諸勢力の動向である。北支には蔣介石の影響下に對日妥協派が政權、軍權を掌握して(昭和九年十一月)小康を得てゐるものゝ、南京政府からの離反ないし獨立の危機は決して少くない。正月勿々大連に開かれた關東軍幕僚會議の如きも、『蔣介石政權およびその分派たる北支政權は我れと一體となつて東洋平和確立に協力する資格なし』と斷定し、『直ちに積極的行動に出づることは差控うべきも斷乎たる決意を斷行する用意あることを示し、ある期間、南京政府および北支政權の行動を嚴重監視する』の態度を決定したと傳へられた。また、有力なる反蔣的勢力たる西南派の對日接近がある。折から西南派元老胡漢民と土肥原少將との會見(三月二日)において徹底的親日が強調されたことは極めて注目された。

#### 支那共産

さらに支那國內ソヴェト政權の根強い勢力がある。赤都瑞金放棄(昭和九年十一月)後の共産軍は大

#### 軍の動き

學西漸を餘儀なくされたが、爾來、或ひは廣西省境を脅かし或は廣西北端に侵入しつゝ、悠々湖南を横

斷し、遂に貴州、雲南を突破し、四川に大部隊を集結するに至つた。この朱、毛麾下の共産軍主力八萬と徐向前軍六萬とは北西より成都を包圍する形勢を示した(四月)。この成都攻防の成否は共産軍今後の動向に重大關係あるわけであるが、四川土着軍はこれが防戦に眞意なく、蔣介石直系の中央軍十數萬のみが唯一の眞剣な防備勢力であつた。その他江西、湖南、福建、河南、陝西、湖北省境、陝西等にも各數千の共産軍が分散割據してゐると云はれる。

#### 南京政府の

政治的不安を益々重大化するものに經濟的困難があつた。慢性的な農業恐慌と内亂とは國民政府の財

#### 財政窮乏

政を窮乏の極に迫ひやつたが、南洋において華僑が日本商品の競争に敗退してその本國送金が減退し

たことと、銀流出による新らたなるデフレーション恐慌とは、益々これに拍車をかけた。



「日支の親善工作に 昭和十年二月——五月に起つた國民政府の對日政策の轉換はこれらの理由に基づいてゐた。他國の中傷を排す」 支那にとつては、まづ何よりも日本に『誠意』の儀禮を披瀝して、日本の進出を、緩和する手段を講じなければならなかつた。もつとも支那における列強の利害關係は錯雜してゐるので、一方では日本との接近を材料にして英・米の對支援助を誘導せんとする模様もあり、また他方では日支の接近を妨げやうとする策動もないではなかつた。『我が希望は東亞の平和確保にあり』として、『日支の親善工作に他國の中傷を排撃す』る旨の外務當局宣明(二月二十七日)が行はれたのも、これらの事情を反映するものであつたらう。

**日支經濟提携** 日支親善氣運の擡頭は直ちに日支經濟提携熱の高潮となつた。王寵惠の訪日(二月)を初めとして、**携熱の高潮** 浙江財閥の巨頭陳伯藩來り(二月)、次いで北寧鐵道局長殷同も來朝した(四月)。しかし、蔣介石直系にあらざる軍閥への援助(たとへば山西省の閻錫山)や北支民間資本との提携(たとへば殷同および天津銀行家周作民の斡旋により日本紡績業者の援助の下に植棉救國團の結成)を除いては、殆ど何ら具體的な經濟交渉は成立しなかつた。

**日支親善に對する** これに關聯して注目されたのは、南京政府の親善轉向に對する我が當局の見解についてである。**我が當局の見解** 廣田外相の意向は上述の議會中の言明の如くであり、また有吉公使も四月中旬歸朝を前にして、『日支間の空氣の平靜化、外交關係の正常化』の方針が相當確實な効果を擧げ、『現に最近の急激な好轉を齎した』と語り、『今にして北支問題の解決方法を設つたならば日支間の空氣が直に逆轉することは必至だ』と警告した。しかし一方、これと前後して發表された土肥原少將(奉天特務機關長)の談によれば、『上海南京要人の親日論はどこまで信じてよいか疑問である』とされ、板垣關東軍參謀團長からも同様な見解が告げられた。**支那公使館昇** かゝる間に實行された日支大使交換の正式發表(五月十七日)は、日支親善の具體化が一向に進展

**格とその反響** しない間にあつて、殆んど唯一の成果であつた。しかし同時に、その後の事實の發展に徴してみれば、この支那公使館昇格は、結果において、日支關係の好轉に頓挫を齎したところの契機ともなつたのである。これについては、『在支公使館昇格にからみ反省と協調を求む』覺書を陸軍側から外務當局に提出した事實(東朝、五月十五日付夕刊)が注目される。續いて支那駐屯軍司令部の北支非武裝地帯治安徹底警告が河北省政府に向つて發せられ(五月二十二日)、いはゆる北支事件の新たな展開を生み、爾來、日支關係は再び急旋回を畫いて逆轉するに至つた。この形勢は益々重大化しつゝ今日に至るまで繼續してゐる。

### 3 北支事件の展開

**北支の勢** 元來、北支は滿洲事變以後、中心的勢力なく、各省分權的であつた。河北省の于學忠、山東省の韓復榘**力配置** 山西省の閻錫山、察哈爾省の宋哲元、北平軍事分會委員長何應欽などの諸勢力のうち、于學忠、何應欽らは中央軍に屬するが、それにしても山東および山西各省内に立て籠つて外部からは一指だに染めしめない韓および閻に對抗するだけの實力はもたない。従つて北支には地方政權すら樹立される見込はまづなかつたのである。しかし、その故にまた、我が支那駐屯軍独自の北支政策を展開する機會も大きかつた。

然るに、最近には、南京政府の政治的活動部隊たる國民黨員は天津、北平に支部を設けて活躍を開始し、于學忠および何應欽を中心として、北支をも南京の統制下に置かうとする傾向が益々濃厚化しつゝあつた。しかも、廣田外交は大

**北支事件の發生** 北支事件はかゝる情勢の下に生じた。直接、事件發生の原因となつたのは、天津日本租界内における反蔣親滿の新聞社長胡恩溥、白逾桓兩名の暗殺(五月二、三日)と熱河省より長城以南に迫はれた孫永勳



匪に對する于學忠軍の庇護的態度とである。

この北支事件の發生と共に、支那當局との交渉は悉く軍部の手によつて行はれた。北支における支那側背信不法行爲に對する駐屯軍の警告（五月二十九日）、國民政府外交次長に對する兩宮南京駐在武官の我が軍當局重大決意通告（三十一日）、北支抗日の根絶斷行要求に關する陸軍當局の聲明（六月三日）、駐支大使館付武官磯谷少將の蔣介石對日政策攻撃（五日）、何應欽に對する駐屯軍當局の最後の通告提示（九日）、等々。結局、國民政府は我が軍の要求を全部承認し（六月十日）、于學忠軍撤退、國民黨支那部解散、中央軍撤退、親日要人の起用、邦交親睦令（排日言動取締令）の公布等々によつて、一應の解決をみた。

#### 日支關係の逆轉

だが、それは要するに一應の解決である。こゝに再び「北支の解決を誤れば日支關係の逆轉は必至だ」といふ上述の有吉大使の言葉が思ひ浮べられる。六月には關東軍の察哈爾宋哲元軍の清掃工作があり、七月には上海發行の雜誌『新生』の不敬事件があり、八月には濰州における親日家保安隊長劉作周の射殺事件があつた。これらの事件はいづれも支那側の陳謝に我が要求全部容認といふかたちで終局したものゝ、そこに示されたものは、蔣介石政権の無抵抗主義であり、屈服的な親善といふ姿のみであつた。外務當局の日支關係好轉論も漸やく影をひそめ、却つて「排日風潮の絶滅に今一段の協力を拂はれんこと」が要求された（六月末、有吉大使聲明）。國民政府行政院長汪兆銘が辭意表明を以て一應とにかく自己の信任を問はねばならなかつたのも（八月）、かゝる形勢の變化を反映するものである。

#### 新對支根本政策の確立

對支關係の變化（および伊エ紛争による歐洲政局の動搖）に應じて、九月末、陸、海軍、外務、大藏四相會議は我が對支政策の基本要綱なるものを確立した。それは、日滿支三國の積極的提携工作を基礎として、一、北支の特殊地位確立、二、赤化共同防衛、三、中、南支における排日、抗日行爲清算の三原則を主眼

としたものであると傳へられた。そして、この新方針は、十月中旬において、現地軍部各機關大連會議、駐支大使館首腦會議、海軍首腦部上海會議、全支陸軍駐在武官會議、在支總領事天津會議によつて、それぞれ傳達され打合はされた。かくして我が軍部および外務當局の對支政策には完全な一致をみるに至つたが、その後の事實の發展は兩者いづれの妥協・追隨であつたかを示してゐるであらう。

#### リース・ロス来る

かゝる間に、イギリス政府最高經濟顧問リース・ロスが支那財政および對支援助問題調査のため政府より特派されて、八月中旬ロンドンを出發、九月二十二日には日本を経て上海に到着、直ちに宋子文と會見した。南京政府にとつては、財政の窮迫、特に共産軍討伐費の調達のために、對外借款の必要は絶對である。既に春には宋子文が對英借款を申込んだが、イギリスでは日本との共同でなくては應じ兼ねる旨を回答したと傳へられる。ここに春以來の對日親善の一因があり、また夏以來の對日無抵抗政策を餘儀なくされた他の一つの理由がある。しかし、日支の經濟提携には依然として何らの實績もなく、日本では財政當局の立場からも軍部の立場からも南京政府への借款に應ずる期待は全く望まれなかつた。北支關係の悪化にも拘はらず、支那中央財界の巨頭を網羅した經濟觀察團は來朝したが（十月）、日支財界首腦の單なる交歓以上に何らの收穫も得られなかつた。かくしてリース・ロスの渡支は日支關係の動向に重大なる影響を齎らさずにはおかなかつたわけである。

#### 北支自治運動の勃發

まづ北支の情勢に著るしい動搖が生じはじめた。これについて注目されるのは、支那駐屯軍司令官多田少將の『北支政治機構改革は東洋平和の先決條件なり』との談話（十月十八日）である。これらの言葉が豫言するかの如く、十月下旬から河北省農民の民衆自治要求運動を先驅として北支自治化への動きはあはたゞしい展開を示し出した。



### 日支關係の急迫

そして破局は十一月にきた。六中全會開會直後における汪兆銘狙撃事件(一日)、リース・ロス建議にもとづく銀國有幣制改革の突如斷行(四日)、上海における我が海軍陸戰隊員の射殺事件(九日)など相次いで起り、上海事變の再發を想はせるかの如き日支關係の緊張を齎らした。

汪兆銘狙撃事件の結果は歐米派の勢力増大となり、對日政策の轉換さへ喧傳されたが、少なくとも表面に現はれたかぎり、五全大會(十一月十六日開會)において蒋介石は對日敦睦方針不變を強調し、大會もまたこれを承認した。幣制改革に對しては、まづ磯谷大使館付武官の痛烈な排撃聲明がなされ、次いで陸軍中央部もこれを支持し、最後に外務當局からも、幣制改革の措置を遺憾とし、對支共同借款には協力し得ざる旨の聲明が發表された。陸戰隊員射殺事件は一應重大な發展をみることなくして解決したが、幣制改革は銀國有に反對する北支各政權へ平津衛戍司令宋哲元、察哈爾省主席蕭振瀾、綏遠省主席傅作義、河北省主席商震)および廣東省政府の銀省有布告となり、同時に北支自治運動の急激な飛躍・擴大を招くに至つた。さきの磯谷少將聲明は「北支銀現送防止に××發動をも辭せず」として、これに支持を與へた。

### 北支政局の展望

北支自治政府の成立は宋哲元を中心として既に時期の問題とみられるが、一時は全北支五省の結成とまではなほ多少の紛糾が豫想される。すなはち南京政府としては、北支の日滿兩國との特殊關係は如何に認めるとも、中央權力からの離脱のみは絶対に阻止せんとする方針をとりつゝあるからである。だが、この北支自治運動の目標に、一、國民黨からの離脱、二、赤化防衛、三、民衆自治と掲げられてゐる以上、それは既述の我が對支政策大綱の線に沿ふものであり、外務當局にとつても恐らく既定の事實であつたであらう。たゞ、問題は對英米の關係である。北支問題に英米動向との海外情報(十一月十九日)に對して、外務當局は、北支自治運動を以て往年の張學良時代の東三省ないし現在の西南派の如き特殊地域を建設せんとするものと解し、列國の既得權益が侵害される如き危険性は豫想されない、との見解に立つて、各國の諒解を要望してゐると傳へられる。この外務當局の見解がどこまで確保されるかは、一にかゝつて今後の内外形勢の發展にある。

## 4 その他諸國との外交關係

### 對ソヴィエト外交

前にも述べた如く、北鐵讓渡交渉の成立は廣田外交の最大の收穫であつた。三月二十三日、外相官邸にて廣田外相、ソヴィエト大使、滿洲國公使以下列席の下に北鐵讓渡協定調印式が舉行され、代價額一億四千萬圓(外に退職手當約三千萬圓)を以て北鐵は滿洲國の所有に歸した。同日、外相は議會の質問に答へて、ソヴィエトが滿洲國を承認してゐないと見るのは常識上をかしい、と述べ、事實上ソヴィエトの滿洲國承認を意味するが如き見解を示した。だが、これでもつて日蘇間の懸案が一掃されるわけでない。軍部當局では却つて北鐵讓渡後蘇滿國境への増兵必要を説いた(二月、林陸相)。蘇滿軍の國境附近における衝突、紛争は一年間を通じて殆んど毎月のやうに繰り返され、日蘇外交當事者の間に抗議が應酬された。廣田外相の抱持する國境紛争解決策としての國境共同委員會設置案ならびに非武装地帯設定案も、依然として少しも具體化へ進展しなかつたものゝやうである。漁業條約改訂交渉もモスコウで正式會議が開催されたが(六月)、これまた頓挫状態に陥つてゐる。

### 對米關係

昭和九年秋から生じたアリゾナ州の日本人農民排斥問題は、結局、州會議で排日法案の握りつぶしとなつてじくしたので問題視されたが、ハル國務長官の遺憾表明によつて解決された。十月十五日、フィリッピン聯邦政府の正式成立に際しては、特に我が外務當局として「その本國の正當なる政府に對して叛逆的策動をなす如何なる外國人に對



しても何等援助を與へること無し」と闡明し、日本在留の比島亡命政客に關聯する米國および比島聯邦政府の疑惑を解いた。一般に、ワシントン條約の廢棄、北支政局の動搖に伴ひ、日米の基本的對立は一層深まりつゝあるものゝ、表面に現はれたかぎり、兩國の關係は平靜に終始したといへる。

**滿洲國石**

昭和九年より引續く滿洲石油專賣實施に對する英、米、蘭三國の抗議はなほ續けられたが、我が外務當

**油問題**

局としては、依然、對滿直接交渉によるべきを原則として受けつけなかつた。滿洲國石油專賣法の公布聲明（昭和九年十一月）と滿洲國よりの英米石油引揚げ決定（五月）とによつて、問題は事實の解決に委ねられたと見られる。

滿洲國と日本および諸外國との關係については著るしい變化もなく、たゞ支那公使館の昇格と關聯して、日滿兩國公使館もまた昇格するに至つた（五月）。

**伊エ紛争**

**の波紋**

昭和九年末におけるロンドン軍縮豫備會商の決裂、ワシントン條約の廢棄聲明、國際聯盟よりの完全離脱（三月二十七日）と日本の國際的孤立の立場は名實ともに益々明らかとなつてきたが、このとき、特に昭和十年夏以來、伊エ紛争の破局を契機として、ヨーロッパ政局の不安が頗る濃厚の度を加へたことは、いはゆる『東亞政局の安定力』としての日本の立場を最も有利に展開せしめたものであつた。七月十六日、杉村大使はムツソリニ首相との會見において、『日本政府はエチオピア帝國に關し經濟的關心を有するも何等政治的關心を有せず』と聲明したと傳へられたが、これは杉村大使の大失態として國內に意外な反響をひき起した。しかし、廣田外相の駐日イタリイ大使に與へた説明によれば『伊エ紛争には靜觀』といふのが日本の眞意であるとされた。國際聯盟の對伊制裁決定後にも、重光次官は日本は聯盟の制裁とは無關係なる旨を明らかにした（十月）。

**對英**

イギリスの對外政策は殆んど伊エ紛争の處理に集中された。従つて、日英關係には何ら注目すべき現象は生じ

關係 なかつた。しかし、イギリス政府最高經濟顧問リース・ロスの支那幣制改革工作と日本側の反對、これを新らたなる契機としての北支獨立政權運動の展開、等々は、この十二月より開かれる軍縮本會議の成行と相俟つて、極東における日英の對立を愈々尖鋭化せずにはおかないであらう。それは廣田外交と軍部政策とが合體一致した根本方針に立つに至つた現在において、おそかれ早かれ當然現はれずにはおかぬ事態なのである。

## 四、滿洲國の育成

### 1 新政治機構と所謂人事の刷新

**對滿事務**

一九三三年（昭和八年）から三四年（昭和九年）にかけては、いはゆる滿鐵改組問題をめぐつてかなり

**局の設置**

險惡な空氣が醸し出されたが、その後一年を経た三四年から三五年にかけては、對滿事務局の設置が實現し、かくして、日本と滿洲との間に、或はより適切にいへば、日本側の諸勢力や諸機關の間にもかくも均衡が保たれたかに見えた。

いま、菱刈大將が退場してからの移動を拾つて見ると次のやうである。――

三四・一二・九日

南大將が關東軍司令官兼駐滿大使、關東長官に任命された。そして、關東廳は『三十年の歴史を閉

ちて』この月の十八日に新京に移轉し、かくて、在滿文治機關が完全に軍司令官の下に包攝されることになつた。

二十五日には南次郎大將は意氣揚々と新京に乗り込んだが、その翌日たる二十六日には、左の人事が決定發表された。

對滿事務局總裁 林銑十郎

次長 川越丈雄



關東局總長 長岡隆一郎  
關東州長官 大場謙次郎

一九三五年二月四日には、對滿事務局長竹内徳治、關東局監理部長大村卓一（今の滿鐵副社長）の二人が滿鐵監理官に任命され、經濟上の實力もまた同一方向への「監理」を加へられることになつた。

「新機構主腦」 新機構が日本の政治情勢との關聯においていかに理解されるべきかは、前節までの記述によつて容易に知られるであらうが、滿洲國自體にとつてはどうか。支那、滿洲問題のヴェテランが云ふところ

部への進言」に知られるであらうが、滿洲國自體にとつてはどうか。支那、滿洲問題のヴェテランが云ふところを聞かう。「滿洲事變の初期に關東軍が先づ提携の手を差伸べたのは袁金鏡、于沖漢等の「舊宿」であつた。……一切が能率第一で處理されねばならぬ時代に、特に重大な建國創業の相手方としてわざ／＼甚だ非能率的隱居さん達を引出したのは何故であつたか。それは滿洲が現に地主階級に支配され、將來も當分は支配されるべき國柄であるとの認識から、この支配階級の最高且つ最善なる代表者として彼等を選択し、それによりて支配階級の信頼を通じて全國民に接近しようとの企圖に外ならぬ。これは思ふに關東軍が滿洲を指導する唯一の正當な方針……」ところが實際問題の處理——就中匪徒對策——となると……例へば當時滿鐵線と遼河との中間地域の匪徒を清掃する爲に、日本軍の大部隊を網でも曳く様に、南から北へと行進せしめた事が數回あつた。そしてこの網にかゝつて銃火の洗禮を受けたものは行動の敏速な匪徒ではなく、……の地主・富農か、或ひは村落の保甲團であつた。かくして、「一方では不信から××へ、他方では恐怖から××へと進む」のであるが、これと同時に「この國の行政機構の中にも著るしい變化が起り……土着地主を代表する寛濶なる舊宿政治は跡方もなく消え失せて、支那及び日本からの出稼者たる官僚階級の性急な能率政治がこれに代つた。中央部に於るこの節目すべき變化は勿論地方官僚組織にもその影響を及ぼさずには止まない。縣長やその屬官が次第に新官僚タイプに入替へられると同時に、日本人たる參事官や警務指導官や古

い傳統を根こそぎ鋤去へすことにその精力を傾注する」(左近「滿洲統治と地主階級—新機構主腦部への進言・其一」、滿洲評論、昭十・一・二二日號)。

頻々たる ところで、この進言は必ずしも聞き入れられないかの如く、「新京官場」は「日本官僚の獨壇場」——も

人事更迭 ちろん、軍司令官と調和する限りでの——たる性質をより濃厚にしつゝある。新機構を滿洲情勢に××せしめるのではなく、却つてその反對がなされつゝある。駒井徳三に次いで第二代の總務廳長たりし遠藤隆作は辭職し、長岡隆一郎が之に代り(五月十一日)、長岡の後には、やはり前警視廳總監の大野綠一郎が襲つた。そして、これでも足りないかの如く、五月二十一日には鄭孝胥が辭して、張景惠が新内閣を組織した。これによつて、舊政權時代「以來の地方的朋黨的關係を清掃し、「日本側」と「良好な關係」に入らしめようといふのである。

松岡新總裁と 五月末には時の陸相林銑十郎、軍務局長永田鐵山の渡滿があり、八月二日には松岡洋右の滿鐵總裁の延長たるに外ならぬ。九月二十二日に大村卓一を副社長に迎へた松岡が、十一月九日東朝紙の報ずるところによれば、「滿鐵改組斷行を決定」し、そして「滿鐵改組問題は自分の就任前からの重大懸案で、自分も各方面の意見を參照して慎重に考慮して來たが愈々その時期と確信するので逐次實行に移ることになつた。これから新京に赴き南司令官と最後の打合せを行ひ十六日頃上京政府並に財界方面の意向を充分に參酌し、出來れば年内位から實施に移りたいと思ふ。」文字はおなじく「改組」であつても、實質はかつてのそれと異なること、改めて云ふまでもなからう。

註 滿洲國側は張燕卿(外交部大臣)、孫其昌(財政部大臣)、丁鐵修(實業部大臣)、長岡隆一郎(總務廳長)、日本側は西尾壽造(關東軍參謀長)、谷正之(大使館參事官)、大野綠一郎(關東局總長)、竹内可吉(商工省の商務局長)。

然るに、右のやうに傳へられて聞かない十一月十四日には、松岡は新聞記者團に「改組する意思は毛頭ない」(大毎、



十一月十五日)と『誤解一掃』に力めてゐる。滿洲のことが今日には多くの「不安定」を包含することの設左であらう。

### 2 日本資本の流入

#### 高橋蔵相と

前項のやうな支配或は統制機構の動きに對應して日本資本の流入はどうかであつたか。高橋蔵相は昭和十年一月の初閣議で、『滿洲國といへども外國であり、對滿投資も國際貸借にマイナスとなるのであるから、大藏省との諒解の下になさるべきことを提言し』て、物議を醸しかけたが、——軍のスポークスマンの反駁が新聞に出た——十五日には、對滿事務局までが蔵相と同意旨のことを更に強く言明した。日滿資本關係の現段階を指示するものであらう。この年の半ばに渡滿した銀行團も生保團も共に積極的投資を行はない旨を言明してゐる。

#### 對滿投資

かゝる情勢の下に、どれだけの對滿投資が行はれたか。すべての項目につき正確に知ることは不可能であるが、日本勸業銀行調査分だけを掲げると、

一月、滿鐵社債、二九一〇萬圓、二月、同上、九〇萬圓、滿洲工廠(株式)一五〇〇萬圓、三月、滿鐵社債二九一〇萬圓、四月、滿洲國北滿鐵道公債(第一回)二九四〇萬圓、六月、滿鐵社債一五〇〇萬圓、七月、滿洲國北滿鐵道公債九〇萬圓、滿洲電業股份有限公司社債三〇萬圓、滿鐵社債九〇萬圓、滿洲炭礦社債三〇萬圓、滿洲電信電話會社々債三五〇萬圓、日滿亞麻紡織株式一五〇萬圓、日滿興業株式四萬圓、八月、滿洲國北滿鐵道公債二八三五萬圓、滿洲電業股份有限公司社債九七〇萬圓、滿鐵社債二九一〇萬圓、滿洲炭礦社債九七〇萬圓、滿洲電信電話社債一〇・五萬圓、九月、滿鐵社債九〇萬圓、滿洲電信電話社債三三九・五萬圓、鞍山鋼材株式五〇萬圓、——以上が現實に拂込まれた額であるが、九月末日までに判明せる分として掲げてあるところを列記すれば、十月、滿鐵社債二九一〇萬圓、滿洲紡績株式六二・五萬圓、滿鐵新株三六〇〇萬圓、十一月ナシ、十二月ナシである。

#### 對滿投資の増大

右の数字は九月までのものについても必ずしも完全でなく、更にその後の分も考慮しなければならぬ。五百七十二萬圓である。右の計數には單なる借換へは含まれてゐないやうであるが、確實なことは不明である。この數字と比較しうるかどうかわからないが、日銀調査による日本の對滿投資年別額(計畫資本)を見ると、昭和五年は三十萬圓、同六年は二千五十萬圓、同七年は四千八百八十七萬圓、同八年は四億六千五百十五萬圓(この年には滿鐵増資があつた)、同九年には一億九千六百六十五萬圓である。こゝに掲げられた金額が何等かの形で現實に滿洲に投資されてゐるかどうかは問題であるが、いづれにせよ、滿洲經濟が日本資本を吸収しつつあることは明かである。なほ一言すれば、北鐵買収公債があつたために、本年の投資額はそれだけ膨脹してゐるが、この金額は、現金および物資として日本からロシアに移轉されたものであること、滿洲においては從來も運轉されてゐた北鐵が、その所有と収益との點で滿洲側に移轉されたものであることを注意すべきである。

日本資本が具體的に何をなしつつあるかは、右の投資種別からも知られるが、次節以下で考察する運輸交通の發展と外國貿易の動靜とからも判じられるであらう。

### 3 運輸交通の發展

#### 運輸交通工作と

滿洲國における「建設工作」の中、最も明瞭であるのは、運輸交通工作の進捗であらう。この工作としての北鐵接收 作が第一義的には軍事的目的からなされてゐることはいふまでもないが、そして、その點から、こゝに投下された資本の不生産性が、他の方面における類似の資本と共に、將來において日滿經濟に對し重大な結果を



もたらさないと断言しえないであらうが、それは措くとして、交通の發達が滿洲經濟に革命的作用を及ぼしつゝあることは否定するべきでない。この發達は質的と量的とに分ちうるが、前者としては、北鐵接收をあげねばならぬ。従來は異質物として日滿經濟の攪亂の要因であつたものが、いまや、技術的(例へば、軌幅等)および經營的(鐵路總局の經營に移された)に統一されて、全滿交通系統整備の重要な楨杆となつたのである。交通發展の經濟的效果を云爲する前に、まづ、重要な日誌を書き抜いて見よう。

**交通網** 一九三四年十二月、金嶺—凌源間および北安鎮—辰清間の鐵道が滿鐵建設局から鐵路總局に引渡さる。新業開始。京—農安間、營業開始。北黑線(北安鎮—大黑河)開通、三〇〇餘キロ。圖寧線一部竣工。洮索線一部營業開始。北鮮と東滿との電話開通。一九三五年一月、京大線八〇キロ、圖寧線一〇二キロ、凌源線八七キロ、假營業開始。二月、北黑線(辰清から黑河まで一六六キロ)營業開始。三月、大黑河、ハルビン、奉天に無線電信監視所設置。秘密通信取締に充つ。安東大孤山間開航。北鐵接收。五月、東京新京間連絡飛行實施。六月、新京吉林間國道開通。七月、圖寧線を延長、圖佳線(圖們—佳木斯)と改稱、圖們—牡丹江間の本營業開始。松花江船舶と鐵道との貨物運輸連絡並に大豆混合保管制度を實施。大京線(新京—大賚間二二二キロ)、洮大線(洮安—大賚間二二八キロ)の接続成る。圖佳線の牡丹江—林口間假營業開始。七月、朝陽線(朝陽—開山屯)經由による鐵路總局、北鮮兩線の貨物運輸認可さる。八月、裏日本積北鮮三港向運賃引下げ。熱河省葉峰線(葉柏壽—赤峰間一四七キロ)の工事完成、九月一日から假營業。新京巴里間の無電連絡協定成立。日本鐵道省、日本空輸、滿洲航空の連絡で、日鮮滿空陸連絡輸送は十月一日からと決定。鐵路總局は自動車線と鐵道との貨物直通運送制度實施。新京—ハルビン軌條狹小作業完了、大連ハルビン間の直通。九月、假營業中の熱河線凌源—平泉間八七キロは十月一日から滿鐵委任經營下に本營業開始。**運輸交通工** 交通の整備が全滿經濟各部間の有機的關係を強化しつつあることいふまでもないが、運賃の統一および

作の諸影響 び低下、河江、鐵道、自動車、海運の連絡の圓滑は相まつて、滿洲經濟の商品化、貨幣化を促進してゐる。もちろん右の事態の進行は、恐慌のそれとからみ合つてゐる結果、歪められて現はれてゐる。交通の發展の中に、幣制統一工作(後述)の成功の物質的基礎が存するが、新しき事態が大資本の直接的進出に拍車をかけつゝあることが注目されねばならない。貨幣制度の混亂と交通制度の不統一の故に、中間的介在者として活動してゐた人々は次第に清掃されんとしてゐる。かゝる事態が滿洲特産物の直接的生産者をヨリ多く幸福にするか否かは、將來に見るべきであるが、何んらかの程度において存在しえた地方的土着小工業が、かゝるものとして發展の餘地を奪はれることは稍々確實であらう。

#### 4 外國貿易

**滿洲國輸入における 國幣の「價值」の變動があつたから、輸出入貿易の金額を前年と比較することはできない。日本の絶對的優位** 若干の重要商品について見るに止めねばならぬ。その前に、日本の優位につき一言して置かう。昭和十年一月から八月までの輸入額は三億九千三百二十五萬圓に達してゐるが、これを國別のパーセントにすると、日本内地七一・八、朝鮮三・八、合せて七五・六が日本からである。前年同期はそれぞれ六五・〇および四・七で、計は六九・七であつた。滿洲國がその輸入をヨリ多く日本に仰ぎつつあるのが見られる。しかるに中華民國が占める割合は八・五%から四・三%に減少してゐる。また、アメリカ合衆國からの分も七・五%から四・四%に減じてゐる。ドイツからの分が二・二%から二・八%に、おなじく、ベルギーからの分が〇・一%から〇・三%に増大してゐるのが種々なる點で注目値する。

**滿洲國輸出にお** 滿洲國からの輸出を見ると、昭和十年一月から八月まで金額は二億八千四百九十萬圓であるが、



る部分が特産事情に負ふものであらう。

第二表 特産品輸出市場

仕向地	康德2年度(1935) 康德元年十月から 二年九月まで		康德1年度(1934) 大同二年十月から 康德元年九月まで	
	計本 洲略	計本 洲國 略	計本 洲略	計本 洲國 略
大豆	合計 1,589	合計 2,047	合計 1,539	合計 2,047
豆	合計 487	合計 448	合計 448	合計 448
粕	合計 1,050	合計 1,539	合計 1,539	合計 1,539
豆	合計 751	合計 840	合計 840	合計 840
粕	合計 652	合計 780	合計 780	合計 780
油	合計 28	合計 26	合計 26	合計 26
高粱	合計 51	合計 21	合計 21	合計 21
豆	合計 87	合計 72	合計 72	合計 72
油	合計 68	合計 57	合計 57	合計 57
高粱	合計 10	合計 14	合計 14	合計 14
大豆	合計 29	合計 96	合計 96	合計 96
高粱	合計 28	合計 83	合計 83	合計 83

び豆油がヨーロッパと滿洲とを結び紐帯たることは周知の如くである。これらの重要輸出品總數が康德一年度の三〇五萬噸から二年度の二四五萬噸へと、約二割の減少を示したことは、多くの自然的社會的事情が醸し出した滿洲農業恐慌の進行を物語るものである。滿鐵鐵道部調査によれば、本年四月以降十一月八日までの滿鐵々道収入は七千二百三十七萬圓で、前年に比し三百八十四萬圓の減少であり、今後五ヶ月間の努力をもつてしても、前年の成績に達することは極めて困難だとされてゐる。特産以外の土木建設用品等の荷動きはむしろ増大してゐる筈であるから、右の減少額よりも更に大なる部分が特産事情に負ふものであらう。

第一表 滿洲國貿易分析表 (單位千圓)

	總額	對日本	對外國
輸出	284.904	145.530	139.374
輸入	393.295	297.277	96.018
出超			43.356
入超	108.391	151.747	

ける日本の地位 その中、對日本が四二・四%、對朝鮮が八・七%、合せて五一・一%である。前年同期はそれぞれ四二・二および一・六で、計は五一・八%であるから、日本は滿洲經濟の販賣市場としては輸入の場合に見たほどの重要度を有しないわけである。反對に云へば、滿洲は、その輸出事情において、日本以外の諸國に依存するところが少ないのである。重要なものを掲げると、中華民國が前年の一三・九から一四・五に、イギリスが二・〇から五・五に、ドイツが一・八から八・七、アメリカ合衆國が一・一から四・一といふ變化である。ちなみに、前年同期の輸入額および輸出額はそれぞれ三億六千九百三十七萬圓および二億九千五百十八萬圓である。

滿洲國貿易動向 次に、日本およびそれ以外の諸國に別けて分析して見よう。上表の定一對日入超 如くである。

これによると、滿洲國は日本以外の諸國に對しては四三三五萬圓餘の輸出超過をなしてゐる。しかるに、日本から賣り込まれる商品が多いため、この分をもつては決済に不充分であり、かくして、さきに見たやうな日本資本の輸入が行はれるのである。

特産品の輸出 最後に、滿洲國からの輸出品はどうであらうか。輸出特産品の大宗たる大豆、豆粕、豆油および高粱は、十月から翌年九月までを「特産年」としてゐるから、こゝでの考察もそれに従はねばならぬ。前年度の分と共に掲げると次のやうである(第二表、單位千圓以下切捨)。

大豆と高粱とは主として日本に輸出されるが、前者は、硫酸その他の化學肥料と關聯しつゝ、日本農業事情と密接に結びつき、後者は朝鮮民衆の主要食料品として、従つて朝鮮産米の生産費として、これまた、日本農業と深き相關々係に置かれてゐる。大豆および



統一の二つの面 二つの統一が、或は、統一の二つの面が注目されねばならない。一つは、従来の諸貨幣が満洲中央銀行の發行の國幣によつて統一されたこと、一つは、この國幣がかかるものとして日本圓に包攝されんことである。

**國幣統一の成功**

第一のことから記するならば、滿洲國における幣制統一は同國建設工作中最も成功せるもの、一つである。現實の銀貨幣に加へるに、朝鮮銀行券（金票）および正金銀行券（鈔票）これはより多く計算貨幣的役割を演じてゐたが、支那本土の銀行券が流通してゐたのを別としても、東三省の銀行券があり、更に、各地域別の流通券があり、かくして文字通り貨幣の博物館的光景を呈してゐたのが、僅か三年の中に完全な統一を見たのである。一九三五年中のこととして記すべきは、主として安東地方に行はれてゐた現小洋建取引が前年十二月二十七日限り禁止されたこと、本年五月三十日には財政部佈告により現大洋流通が禁止されたこと、等であるが、かくして、六月三十日の舊紙幣引換期間終了となつたのである。九月七日の中央銀行發表によれば、舊紙幣引換額は一億三千八百萬圓に達し、豫定額の九七・二%にあつたと云ふ。この點から見て、いまや我々は滿洲國幣制統一を口にすることができよう。

**日滿幣制の統一問題**

だが、こゝに、他の統一問題が始まる。そもそも滿洲國幣はいかなる貨幣であるか。それは銀本位であるのか。これに對する答へは、然りであり、同時に、否である。滿洲國一圓は支那における一元と同一の銀純分を有するやうに制定されてゐる點から云へば、支那と全く同一の銀本位であるが。滿洲中央銀行はその紙幣に對し兌換の義務を負はされてはゐない。たゞ、事實上、中銀が現銀賣買のオペレーションをなすことにより銀紙をバーに維持して置く限りでのみ、銀本位である。中銀は設立以來、支那貨幣とのバーを目標として行動して來た。高度の商品生産者たり、かつ、過去において貨幣悪の受難者たりし滿洲國人に對する最上の善政と考へられたからであらう。しかしながら、さうは云ひながらも、中銀の資本金の大なる部分が日本圓であり、更に、中銀の金買上が根強く行

第三表 國幣の動きの諸指標

	日本向		上海向		倫敦指	敦地數
	國幣百圓 ニツキ	指數	國幣百圓 ニツキ	指數		
1932年7月	73.19	100.0	95.72	100.0		100.0
同年7-12月の平均	90.93		98.48	102.9		104.3
1933年平均	101.34	138.5	98.41	102.8		107.2
1935年平均	110.83	151.4	97.50	101.8		125.4
1935年1月	109.40	149.5	98.25	102.6		145.2
2月	111.34	152.1	94.41	98.6		146.6
3月	111.36	152.1	89.59	93.6		161.7
4月	109.74	149.9	85.31	89.1		183.0
5月	106.60	145.6	82.93	86.6		200.0
6月	104.33	142.5	79.88	83.5		191.1
7月	103.60	141.5	78.48	82.0		180.3
8月	100.90	137.9	81.04	84.7		174.1
9月	100.00	136.6	78.59	82.1		172.8

註 新京滿洲中央銀行毎日寄付相場平均、1932年7月の銀塊相場は16片9302

て、一〇〇對一〇〇の數字に特殊の意義があるのではないが、たゞこの機を利用して日滿兩國を不可分の結びつけよ

まづ、上海向は一九三四年末には九九元まで昇つたのが、三五年に入つてからは殆んど不斷の低落をなし、二割餘の開きをすら示すにいたつた。支那自身が完全な銀本位ではないにせよ、國幣が銀から離れつゝあつたことを知ることができよう。このことは、同時に日本圓に對しての開き——國幣にとつて有利なりし——の減少となつて現はれてゐる。かくして、九月には一〇〇對一〇〇の相場を現出し、日滿幣制統一の問題を再び舞臺に上せることになつたのである。この、いはゆる日滿貨幣のバーは、指數欄から知られるやうに、滿洲中央銀行開業當時と比較すれば、國幣が日本圓に對し三六%餘の優位にあることを示すものであり、一般的に見



うとの勢力が擡頭したのである。我々はこの間において、二つの勢力がすなはち、より多く日本資本主義の安全と安定とを希望する勢力と、日滿兩經濟を一蓮托生の運命に導かんとする勢力とが微妙な動きを見せてゐるのに注目すべきである。

**日滿幣制**

この間の消息を辿るならば、一九三四年十二月二十四日には滿洲國財政部は、銀本位制は當分變更せず統一工作と聲明し、明けて一月二十五日には、高橋蔵相は『滿洲國の銀本位を金本位に改めることの尙早なる所以』を説いてゐるが、四月には、對滿事務局は、關東軍と協力して日滿幣制統一に力を注ぐ方針を發表し、八月の頃には、日滿爲替がパーを實現せるを契機として「統一派」のマヌーヴァーが旺んに報じられるにいたつた。かくして、事態の推移するところ、終に十一月始の「妥協」が成立したのである。日本政府の基本的方針に表はれた見解は次の如くである。『國幣は不換紙幣であつて、對外價値の安定點を決する基準を有してゐないが、對日爲替相場は最近パーを實現してゐる。これを機會に滿洲國政府は金圓にリンクして行く方針を決定したが、あくまで滿洲國の經濟實力に基いた政策に順應してこれが維持に努める覺悟があるならば、日本側として援助する』といふのである。これだけは、高橋蔵相のいふやうに、『實質的負擔を伴はぬモラル・サポートにすぎない』具體的にも、鮮銀券の使用を漸次に縮少せしめること軍部、滿鐵をして國幣を使用せしめること、鈔票は急速に撤去すること等の約束がなされただけである。

右に述べたところは、國幣を滿洲の唯一の通貨たらしめようとする——その上で、日本圓に結びつけんとする——勢力にとつて收穫たるものであるが、従來は、日本圓をして滿洲國における支配的通貨たらしめんとする——そして國幣は必然的に補助的地位に貶されるか——傾向が強かつたのである。かくして、三四年には資本を金圓建とする會社の設立が認可され、三五年の八月には日本國通貨による郵便貯金の取扱が行はれたのである。年に八千萬圓餘を支出すると云はれる軍事實費も、爲替差損の取扱に關する會計法規と、現實の必要とから、國幣使用は單なる希望たるに止まつた。

た。かゝる諸事情と因果をなすものとして、巨額の鮮銀券流通を考へねばならない。かくして、鮮銀券の膨脹的傾向と國幣發行高の停滯的傾向とが生じたのである。

**國幣の圓へのリンク** 以上の二つの傾向は、國幣と金圓とが固定した比率を長く確實に維持しうる場合にのみ、摩擦なしにリンク 調和せしめられるであらう。所詮は、國幣と金圓との不可分の關係は次第に緊密の度を増すであらう

が、日本の滿洲經營の將來が最後の決定者たるであらう。國幣の日本圓へのリンクと、支那幣制改革の餘波を受けて、日本の對英相場は一シル二ペンスの線を維持し切れぬかの如くである。このことが、「既定」の滿洲國貨幣政策（爲替管理等）の實施を延期せしめようとしてゐる。

**6 滿洲經濟の諸傾向**

**滿洲經濟** 滿洲經濟は、前項までに考察した諸情勢との關聯において、平凡な資本主義的開發への方途を辿つてゐる。たゞ、一時程ではないにせよ、關東軍の發言權が大であるために、統制經濟の方針が幾分感知されることは否定できない。そして、この統制經濟の根本原則が軍事國防にあることは、一般的な政治經濟事情の不安定と相まつて、資本の進出と活躍とを阻止してゐることも疑ひえない事實である。設立される企業が多くが、いはゆる「國策」ものであることはその證左であらう。

**の軍事性** 此の點において本年の事件として重大なのは、滿洲炭礦會社の設立、若干の化學工業、バルブ製造業の計畫實施 畫の具體化しつゝあることであらう。更に、日滿經濟プロクタの軍事性の表現として、石油專賣の實施をあげねばならない。すなはち、一九三四年十二月の石油專賣制實施宣言以來、いはゆる外油側との交渉が行はれ、三五年四月には石油專賣の卸賣人が決定されるまでにいたつたが、この間滿洲國による既得權侵害の問題が惹起し、英、米

あげねばならない。すなはち、一九三四年十二月の石油專賣制實施宣言以來、いはゆる外油側との交渉が行はれ、三五年四月には石油專賣の卸賣人が決定されるまでにいたつたが、この間滿洲國による既得權侵害の問題が惹起し、英、米



關等の諸政府から日本に對し數次の抗議が發せられた程である。結局、外油側は營業繼續不可能を宣して、その事業を撤去する舉に出でた。(イギリスは八月一日より輸入大豆一割課税實施を決定して、之に應酬したかの如くである。)

註 その割當は次の如くであつた。アジア系一七名、スタンダード二一名、テキサス一四名、ソ聯系六名、日石系七名、滿鐵系八名、その他六名、計七九名。

**對外經濟關係の發展**

右の傾向が今後いかなる方面に發展するかは注目に値するが(英米タバコトラスト排撃の聲もあげられてゐる)、滿洲國は必ずしも排外一點張りではない。すなはち、單に商品賣買に關する限り、或は、滿洲國の最高方針に反しない限りは、大いに外國に好意を示してゐる。かくて、ドイツ、ポーランド、ノールウェイ、フランス、イタリー等は、種々なる點(商取引、爲替經濟等)でより密接な關係を有するにいたつた。世界政治および經濟における日滿ブロックの地位の反映であらう。

**労働問題**

次に、労働調達の方面を見よう。滿洲建設のための資本は日本から供給されたけれど、労働までがさうでなければならぬとする「理想」は放棄されつゝあるかの如くである。今日奥地に百數十人の移民を送るために多大の經費を拂つて軍隊を駐屯させることの當否が最近林陸相の來滿を機として問題となつたものゝ如く、この萬方針を轉換し、。多數の移民を滿洲奥地に送つて莫大の經費を支出し乍ら、多數の脱落者を出し、而も彼等の歸國旅費まで各公共團體で負擔しなければならぬ現情では、日本の滿洲經營は困難である(滿洲評論昭十・六・八日號)。一月には日本人警官九五〇名採用が報じられ、また、北鐵接收に次いで、二、三千人の従業員斡旋かたを日本鐵道省に依頼した旨が發表されてゐる。日本人は如何なるものとしてのみ滿しうるかの宣言たるものであらう。しかるに他方では、「營口三月中の入營苦力三萬、前年同期に比し二倍と、いふ事實が發表されてゐる。更らに「治安維持」と恐らくは日本人労働者のためといふ善意とから施行された「外國労働者取締規則」が「關東州又は滿洲國に多年居住し一定の生業を有する

滿人或は苦力にして一時的に山東方面に歸るもの」の入滿を阻止し、「これが爲すでに關東州内に於ても工業熟練工…遂に労働力不足を來す」有様である。かくして、現實の必要は、これらの望ましからぬ労働者の入滿を許容せしめつゝある。また、鮮人も滿洲に入り込みつゝある。三月の議會で、兒玉首相は朝鮮人の對滿移民積極策樹立を言明してゐるし、四月には、國寧線大荒溝附近に移住する朝鮮移民團一二〇〇餘名の團員着が報じられてゐる。

**滿洲國農村の窮乏**

右の事實から見ると、滿洲は、日本人にはともかく、鮮支人には王道樂土であるかに思はれるが、なかなかさうではない。ずいぶん分節にかけられるらしいにもかゝらず、次のやうな情報が非常に多い。『奥地農村に於ける鮮農は種子、肥料、器具代、其他の販(飯?)米までも賣急がされて、金融状態は極度の逼迫を告げ、採種期が近づいても耕作の準備すら不能で、………彷徨するもの盤石縣三一名、敦化縣六〇名に達し、新京に於ける一部の例外を除くの外、吉林省九萬内鮮人の食糧糧を維持する××農民の窮乏は將來に及ぼす影響重大なりとして………(滿洲評論、昭十・二・二三日號)。「東邊道に×××農民續出。安東を中心とする東邊道は………、現在判明せる要救護者數は………五十三萬七千七百人に達し、窮乏による轉住者約五千人、窮乏による×××百四十五人で最も………斷つた者五十五名である。この他、比較的有産者で土地山林等の家産を處分したものの二千八十軒、七萬七千圓、賣買された………七百二十四人といふ慘狀を示す(同上、六・八日號)。これと前後して「大手筋の大量買占と價格吊上げ」が報じられ、また、「草芽を求めて二里、力盡き果て×××、×××を三十錢で賣歩く親、農民の………、×××上に呻く十數萬人」といふものもある。そして、困難は農民ばかりでなく、滿人の必需食料たる高粱が一斗當り一圓八十錢(これは、前年の約三倍半にあたる)になつたため、各地××××は生活不能となり、退職者、轉職者の………、最近地方退職者の三分の二は之に基因する(同上、六・一五日號)。かくして、善良な×××官吏は「來てはならないものが遂に來た。………、今は如何ともなすべき術なく、殘念ながら心ばかりが



(64)

焦せるのみ」と云ひ、『從來から滿洲農村の今日あるべきを幾度か繰返へして』來た「評論社」を代表して、小山貞知氏は『滿洲國に於ける一切の建設工作の基礎たる農村の××は、正にこの國の××的に重要な……なのだ』と「強調」してゐる(同上)。

第四表 總豫算一覽表

歳入	經部		計
	常部	臨時部	
八八、六〇五、七三三	一六、三九二、九六七	一〇四、九九八、七〇〇	
歳出	六二、九一七、〇二六	四二、〇八一、六七四	一〇四、九九八、七〇〇

第五表 所管別歳出豫算表(單位千圓、以下切捨)

所管別	經部		計
	常部	臨時部	
帝室費	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
總務廳	四、三三九	一九、二五四	二三、五九四
民政部	一三、四二八	七、九〇四	二一、三三三
外交部	六〇八	三六六	九七四
軍政部	二五、五二九	六、六一一	三二、一五〇
財務部	七、〇九五	三、七二五	一〇、八二〇
實業部	一、五二七	一、七二五	三、二五三
交通部	一、二九九	一、二八二	二、五八一
司法部	四、六〇二	一〇七	四、七〇九
文教部	二、四一六	六三九	三、〇五五
蒙政部	一、〇六九	四五四	一、五二四

滿洲國 ことはいたつ  
の財政 て我々は、第一項に引用した左近氏の進言を思ひ出さねばならぬ。たゞ、かゝる進言が實現されなかつたであらうことは、右の日本人官吏の告白からも明瞭である。こゝで、救農政策の物的基礎としての滿洲國財政の分析がなされるべきであるが、康徳三年度(昭和十一年)から會計年度(從來は七月始から翌年六月末日まで)を曆年と一致させることに決

定したため、康徳二年の分は本年七月から年末までである。従つて前年との比較をなすこと不可能であるが、發表されたところによれば、右表の如くである。

かくして、この國の財政においてもまた、軍事費が三割餘に達してゐる。これに治安維持費いはゆる建設費、日本人官吏の俸給を加算するならば、ますますこの國財政の意義がハッキリして來るであらう。之に對し收入の方を見ると、次の如くである。財政部所管につき重要なもののみを掲げる(單位千圓、以下切捨、康徳二年度一般會計歳入歳出豫算各自明細書、参照)。

第一款 租税 七五、六六四。内譯は關稅が四六、三三四、噸稅が二八六、鹽稅が八、八八八、田賦が三、二二六、出產稅(生産物に課す)三、八八三、礦業稅四四〇、營業稅二、八二〇、牲口稅八〇一、菸稅(葉タバコ)四、五七九、酒稅二、八七六、統稅(棉紗、麥粉等の)一、一八九。

第二款 印紙收入 三、四一七。

第三款 官業收入 四、八六三(阿片及び石油が主である)。

右の外、臨時部として、中央銀行から三、〇〇〇、福民獎券から九〇〇、國債により五、〇〇〇である。滿洲國の收入がいかにして、そして、主として誰によつて支拂はれるかは、明かであらう。

地主對策として この間にあつて、滿洲國の地主或は富農に對する政策として宣傳されてゐるものに金融合作社の金融合作社(金融或は信用組合)がある。大同二年(昭和八年)五月に社數二、社員數七三九、貸付金五二、

(65)

五八三圓、預り金一四、二七六圓であつたのが、康徳二年八月末には、社數五二、社員數六八、一九六、貸付金七百萬圓餘、預り金百三十萬圓餘となつてゐる。資金構成を見ると、社員出資金、社員及び社員外預金、政府貸下無利子基本金及び經費補助金、中央銀行貸出金から成つてゐるが、貸附金を用途別に見ると次の如くである。金融合作社の意義がわ



かるであらう(康徳二年二月未現在、滿鐵經濟年報、一九三五年版、五三四頁)。

この工作およびこれに類似のものが今後どこまで根を張りうるか、この國の××的な「政治××」との關係において、注目されるべきであらう。

× × × × × ×

結び—滿洲 滿洲問題はいまや日本の政治經濟と不可分の點にまで進行してしまつたかの如く

である。かつてのシベリヤ出兵の場合とは質的にも量的にも異なるものがあるであらう。滿洲問題の推移は、日本政治經濟そのもののみならず、世界政治經濟における日本の地位を決定する重要なモメントとなつてゐる。支那問題の新たな展開を前にして、滿洲問題の視角は右の如くでなければならぬ。

第六表 金融合作社貸付金

用途	口数	金額	百分比
賃入	4,392	641,749	33
夫購入	2,504	424,657	22
人購	1,199	221,558	11
土地購	928	159,880	8
食糧購	720	108,156	6
肥料購	569	70,430	3
建物購及修繕	225	54,360	3
債の辨済	170	47,722	3
商工資	260	46,882	2
農具の購	130	24,797	1
土地の改良	903	150,847	8
其他			
計	11,800	1,951,038	100

### 五、第六十六議會と第六十七議會

#### 1 第六十六議會と不發爆彈動議

第六十六議會 昭和九年七月八日に岡田内閣の成立したとき、臨時議會召集の聲が相當高くなつてゐた。ところが岡

#### 時議會召集

田内閣は第六十五議會において『米穀根本對策』確立のために臨時議會を速かに開けと貴衆兩院が附帶決議をしたのも知らぬげに、『ノーモーション』でおし通しさうな構へであつた。ところが、九月二十一日無心の颱風は阪神地方を襲つて莫大の風害を與へた。それでなくとも、すでに七月には北陸地方の水害、四國、九州の旱害、加ふるに東北地方の大冷害だ。遂に九月二十八日の閣議で十一月二十八日議會召集としまつた。臨時議會の召集を前にして友會はつひに長老高橋を十一月二十八日、『大義親を減するの名分を正す』ために潔く『別離』の形式で除名するといふ騒ぎになり、それでなくとも『無力』となつた政黨に暗い影を投げるにいたつた。それに代つて再び擡頭したのが例の政民聯携である。審議會入りでゴタ／＼したこの聯携問題も議會間近かに格好を整へ、『偏狹なる黨派的弊風を排し』て共に『時艱の克服、國難の打開に協力』しようといふ所までに漕ぎつけた。かういふ前置きで第六十六議會は開かれた。

政黨の 本議會に對する政府と政黨との間には相當に見解の開きがあつた。政府は問題を専ら災害豫算にかぎらう

虚勢 とするに對し、政友會は六十五議會の決議の建前で根本對策を論じようとする。それに選挙對策といふこともある。どうしても政黨はジエステニアを要求される。十一月三十日の政友會代表山本徳二郎の質問演説がそれだ。語るところは相當に突き込んでゐる。まづ議會と政黨を取り上げて、現内閣をかういふ風に規定する『首相は實際上官僚中心の獨裁政治を行はんとするのが眞意であつて、唯舉國一致の體面を裝ふ必要と議會に於ける多少の便宜を得んがため政黨の一角を道伴れとして内閣を組織した』と。さらに、在滿機構問題について總理大臣の統制上の責任を問ひ、農村政策の缺乏を非難して、『何故に軍事國防の豫算計畫を認めて農村對策の豫算を閉却せられたるや…農村對策を犠牲にするが如きは國策と財政の統制を誤るものではないか』と跋行豫算に對しても強い所を見せたものである。

#### 人權條

時を同じうして、貴族院では法學博士岩田宙造(同和)が問題の帝人疑獄における人權蹂躪問題を掲げて



**贈問題** 政府に肉迫した。檢察當局が權力を濫用し越權の沙汰に出づる嫌ひがある、司法の行政化といふ危険がある、と斷じ、その例として、『贈賄者が出るか出ないかわからないのに收賄者を起訴するといふことが一體あり得ようか』といひ、また偽證罪の斷定に不當なる方法を用ひたと難じ、あるひは證據固めに『うつゝ責めの拷問』が行はれた等々をのべ、疑獄事件に對する世上の注意をひき起した(十二月一日、東日夕刊)。政友の濱田國松も衆議院本會議において、これに呼應して法相に迫るといふ有様で、災害豫算を審議するはずの議會は帝人問題から藏相責任問題、陸軍パンフレット問題と發展して、政黨の追撃は相當に活潑で、遂に會期はまづ三日間延長された程であつたが、それも結局虚勢に終つたことは、いはゆる爆彈動機ですつかり曝露された。

**爆彈** 十二月二日から衆議院の豫算總會が開かれた。各政黨ともいつせいに國防と産業と財政との調和を強調し、**動議** ことに政友會は農村豫算等の輕視を責めて十年度豫算の調整を要求し、久しぶりに政黨らしい活氣を漂はせてゐたが、果して十二月五日の豫算總會も終らうといふ間に政友の代議士東武は緊急動議を提出して、受身の政府に爆彈を投げつけた。『政府は國防、産業兩全の趣旨に鑑み災害對策、匡救事業善後策及び地方自治體窮乏打開のため現に審議中の昭和九年度追加豫算並に既に廟議決定せる昭和十年度豫算のほか昭和九年度及び十年度を通じ少くとも一億八千萬圓相當の歳出を追加計上し第六十七議會の劈頭に之を提案すべきものと認む』といふのが、いはゆる爆彈動議の内容なのだか、爆彈の爆彈たる所以はこの要求を政府が認めなければ豫算の審議を中止するといふ威嚇にある。この動議は政友内部にさへ知らぬものがあつたといふだけに、驚いたのは政府ばかりでなく、民政を始め國民同盟までその突然の遣り口に驚愕し、反感を抱いたものである。緊急の需要に應ずるために開かれたこの臨時議會の目的であるはずの災害匡救豫算の審議を中止しようといふ政友の動議のうらには、議會の召集を遅延した政府にも責任はあるが、かういふ岡田内閣の弱腰を見抜いて拔打的に功を收めようとした政友會の黨略本位の態度は、折角芽ばへたかのやうに思はれた。

民聯拂の『國策本位』の立場をふみ躐つたものであつて、そのため民政黨はおのづから准與黨の態度に復歸するやうな結果になつた。

岡田内閣はこの政友會の挑戦にたいして十二月六日から七日にかけて慎重な協議をつゞけついに解散といふ最後の腹を決めたやうであつた。それには高橋藏相の強硬意見が働いたのだといはれてゐる。六日の豫算總會で政府は首相に次のやうに政友の動議に對し回答せしめた。『政府は災害匡事業などに關しては固より深甚の考慮を拂つてをる次第でありまして現に要求し又は要求せんとする豫算を以て之に處せんことを期してをるものであります。尤も今後實情に即し眞に必要な施設に關し考慮することにおいては吝ならざるものであります。解散の逆襲は政友會をまつたく豫期しない混亂におとし、黨自身の統制を保つにはどうしても解散を回避するほかはなかつた。七日の豫算總會で政友會は前日の首相聲明に繼つて政友の動議を活かすに苦慮するといふ結果になつた。島田(政友)委員長はそこで、前日首相の行つた『今後の實狀に即して必要な施設をなす』といふ言葉尻を促へて、その實狀に即すとは政府單獨の認定に出るのかそれとも院議を尊重し之に即しての意味であるかと質ねたに對し、首相は金額については腹案はないが、院議は尊重すると政友會に對し妥協的解釋を下したので、直に島田委員長は右の施設を行ふことは政府の認定に即すといふと解して漸く事態を糊塗したのである。議會はこの日、二日間の會期再延長を行つた。各政黨は次のやうな附帯決議を附して紛糾した豫算案をあつて承認してしまひ、爆彈動議も不發に終つてしまつたのであるが、しかし政府對政友の關係にはこの動議をきつかけにはつきりと對立狀態が現れ、農村對策問題はさらに六十七議に繰り延べられることとなつた。

政友會の附帯決議――

『政府は災害救済の施設緊急且重要なるに拘らず専ら偏狹なる財政上の見地に捉はれ極めて不充分なる豫算を提出せ



るは遺憾に堪へざる所なり加ふるに此の際匡救事業を打切る如きは農村現下の實狀を全く無視せるものと認む依て政府は災害対策、匡救事業善後策及地方自治體の窮乏打開に有効適切なる方策を樹て昭和九年及十年に於て之が實現を期すべし。

民政黨の希望條件はもち論否決を見たが、全く准與黨の面目を發揮して政府の言明を支持したにとゞまり、同じく否決を見た國民同盟の希望條件は、昭和十年より向ふ三ヶ年間地方振興特別會計を設けて、毎年二億九百萬圓の公債を發行し、これによつて(一)地方財政整調交付金年七千萬圓、耕作地々租及附加稅年五千四百萬圓、小學教員俸給全額國庫負擔に依る増加年八千五百萬圓の使途に充てよといふにあつた。

**臨時議會** 臨時議會は二度の會期延長をみて、十二月十日に閉會したが、議會の活動は前に述べたやうに、災害豫の業績 算そのものの審議よりはむしろ十年豫算における國防と産業と財政との均衡が論議され、しかもこの問題が眞面目にといふよりも政府いやがらせの黨略のために行はれたことは政黨の無力化を政黨の信用失墜をもつて證明するにとゞまつた。議會における立法はいづれも緊急を要する災害善後處置に關するもので、

**追加豫算案**

- 一、(第一號) 昭和九年度歳入歳出總豫算追加
- 一、(特第一號) 昭和九年度各特別會計歳入歳出豫算追加
- 一、(追方一號) 豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件

**法律案**

- 一、都市計畫法中改正法律案
- 一、風水害に因る被害者に對する租稅減免猶豫等に關する法律案
- 一、凶作地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する法律案

一、昭和九年度法律第五號中改正法律案(昭和九年度赤字公債の發行限度を六千九百二十萬圓増加する件)

法律案のうち、租稅減稅猶豫等に關する法律案はこれによつて約一三六萬圓の租稅減免を行はうとするのであり、米穀臨時交付に關する法律案は東北六縣その他の凶作による凶作を緩和しようとするものである。同法第一條には『昭和九年度産米の收穫高が平年作の半に達せず且冬季に於ける應急土木事業の施行困難なるものに對し交付せしむる爲關係道府縣に對し昭和十年三月三十一日迄總額五十萬石を限り』米穀需給特別會計に屬する米穀を交付せんとするものであり、之に對し交付を受けた道府縣は市町村に米穀を交付する反面に、第二條に依り交付を受けた市町村はそれと同量の米穀を『備荒貯蓄』の目的で貯藏する義務を負ひ、原則として五ヶ年内にこれを履行するのである。

**2 不業績なる第六十七議會**

**第六十七議會** 第六十七議會は十二月二十四日に召集された。臨時議會が終つて僅に半月にして迎へた第六十七議會の業績總觀 會は、本議會の前哨戰と見られてゐた臨時議會での例の爆彈動議を始末しなければならぬといふ破

目にあつたので、開會當初から不發爆彈の處理に政府も政友も妥協工作に終始し、そのために會期の半を過してしまひ、三月に入るも豫算案の審議が了らなければかりか、政府は議會の督促をうけて慌てて法律案を提出するといふ状態であつた。この間に、衆議院では又も五十萬元事件といふやうな臭い問題が常例のやうに持出されて、議會の眞面目さを疑れたり、貴族院でははじめの程は派生的な問題とみられてゐた憲法學說問題が喧しくなり、つひに政教刷新の決議となり、衆議院でもこれに追隨して政友の山本第二郎は位階を拜辭しようといふ劇中劇まで生んで、結局、國體明徴の決議にまで發展し、その政治的社會的影響が注目されるにいたつた。このやうにして、第六十七議會は廿一億九千萬圓の豫算案と臨時利得稅法案を可決したほかには、『國民を愚弄する』かのやうに、産謫處理統制法案、米穀關係三法案、



肥料業統制法のやうな第六十五議會で各政黨の強調した農村根本對策の審議はこれをまつたく忘れ、三月二十五日に終了した。本議會の成績を表示すると、つぎのやうである。

第一表 第六十七議會の業績一覽表

	政府提出		議院提出	
	兩院通過件數	審議未了件數	兩院通過件數	審議未了件數
憲法附屬法規及行政組織法規	5	—	—	3
財政法規	20	1	2	10
司法法規	9	2	1	16
警察法規	—	—	—	8
産業及社會法規	10	8	—	17

策には何等ふれる所がなかつたのである。

一月二十二日、政友會島田俊雄は本會議における高橋藏相の施政演説の後をうけて、六十六臨時議會における政友の爆彈動議を持出して、岡田首相の『記憶』を呼び起した。『政府、殊に岡田首相自らが正當に追加増額の院議の趣旨を了解

爆彈動議の始末 爆彈動議をめぐつて政民兩黨の聯携は挫折し、政友會内と豫算の成立 部ではこの問題を機會に一層の無統制を曝露した。遂に

十二月十二日、秋田議長は政友會の現状に不満だとして政友會を脱黨するとともに、衆議院議長の職をも辭した。そこで、はしなくも政民兩黨はまつ議長選舉で争ふこととなり、政友は濱田國松を、民政は富田幸次郎を議長候補にあげたが、結果は、勿論、政友の勝利となつた。政府はこの空気を緩和するために常任委員長選舉では兩黨折半主義を實現した。かういふ形勢のうちに休會開けの本會議は開かれたが、恒例の施政演説は何等見るべきものはなかつた。首相は單なる事務的報告を行つたに止り、將來の對策については寧ろ成立さるべき審議會の知識に待つといふ態度を示すに止つたし、高橋藏相もまた『公債の急激なる増加に伴ひ易き諸種の弊害』に關心を示し、『我財政の前途においても幾多の問題を控へて』あることを覺悟して『國民の奮起』を希望したに止り、積極的な赤字公債對策を暗示することさへ避けてゐた。いはんや、爆彈動議の對

せられて而して之を實行に現はさるゝか否かが我々と現内閣とのこの問題に關する分岐點にして總豫算案の運命の分岐點も亦茲に在る』と述べ、しかし政友會としては決して此の問題に對し解散を期するものではないから、充分に慎重審議して然るべく解決しようではないかといふほどく穩かな要求であつた。この主張はとりも直さず政友會内部の空気を反映したものである。この要求に對し首相もまた『…今後の事態によつて若し必要なるものがあります時は適當なる處置をとる考へで居ります』と答へて早くも兩者歩み寄りの可能性を仄かしたのである。さらに二十五日の豫算總會においても政友會大口喜六は時局匡救豫算の打切りに代るものとして、例の『兵農兩全』の建前から、匡救事業に代るべき豫算の必要を説いて、爆彈動議に對する政府の切札を促したのであるが、政府はその度に明答を努めて避けてゐた。つひに、二月二日、島田俊雄は豫算總會において、『(政府が)實狀に即してと述べられて二ヶ月になる。…かくの如きでは考慮するといつても價値はない。考慮の結果に對して政府は如何なる處置を講せんとするか』と政府に重ねて注意を促した。政府はこの再三の要求に對し二月八日の豫算總會において特設第二豫備金一千五百萬圓の計上を發表した。首相の言明によると、『提出豫算以外に眞に實情に即して必要なる施設を行ふの要を認めました場合これに應ずる』ために追加豫算を提出することを約束したのであるが、これは全く政友對政府の政治的折衝の結果であつて、その金額の費途も極めて漠としてゐる。いはゞ一種の『仁義』の發露だといふ誰かの言葉はあたらぬでもなかつた。この政府の態度は二月十三日の豫算總會で島田俊雄をして『政府に誠意の片鱗ある』ことを認めしめ、總豫算案をも成立せしめたのである。それでは政民兩黨は豫算成立に對しどういふ態度を示したか。二月十四日の衆議院本會議において政友代表木暮武太夫は豫算案の不備缺陷を指摘しながらも、『日本が目下直面しつゝある複雑な國際局面に對する深い認識に基』いて二十一億九千三百萬圓を呑みにしてしまつた。民政黨代表小川博士もまた同様に、十年度豫算における廣義の歳入不足七億五千萬圓を公債に求めることは消化力の限度につき當り、やがては『國防計畫自體をも實行』上不可能



ならしめるから、財政と國防との調和を要求するといひながら、『國際狀勢の現狀に鑑み』て賛成演説を行つてしまつたのである。かくて三月八日全く無修正で十年度豫算は兩院を通過した。

#### 人權蹂躪問題より

#### 憲法學說問題へ

一月二十三日の貴族院本會議において美濃部博士は、臨時議會における岩田宙造博士の指摘し非違があつたかどうか、ありとするなら、それは立憲法治國の根柢を崩壊するものだと言き來り、最後に被疑者取調に非違が假にあつたとするなら、『これは收賄にも勝る忌むべき』行爲だと結んで一時間に亘る質問演説を終つた(東朝、一・二四—)。これに續いて二十九日には再び岩田宙造博士は具體的に『不法の行爲』について論難をつづけた。

これに對して小原法相は三十日の本會議において『人權蹂躪の事實に對する心證』を有すると斷じた岩田博士に對し峻烈な語調をもつて、かゝる斷定は『斷じて默するを得ぬから』と前置きして事實を闡明し、『誤りたる認識に基いて司法の威信を傷けるが如き言動をなす者があれば司法の尊嚴のために斷乎としてこれを排撃するものである』と結んで臨時議會以來喧しくなつた本問題も一應解消したやうであつた。

ところが、二月十日に突如として貴族院には再び激しい論争が展開された。こんどは、さきに人權蹂躪問題で學徒として立つた美濃部博士の三十年來公然と主張し來たつた憲法學說について捲き起されたのである。菊池武夫(公正會)は國體觀念の頽廢を歎き、『憲法の解釋につき國體を破壊するが如き言葉を用ふる著作』が大學教授の著書に見らるゝを遺憾とするとして、政府の所見を求めたに對し、松田文相は却つて具體的にその事實を指摘せよと要求し、菊池男はついに末弘、美濃部兩博士の著書を指摘し、ことに美濃部博士を目して『消極的叛逆の學匪』だとまで極論した。美濃部博士また『一身上の辯明』をなす必要ありとして、二月二十五日諄々として自己の抱懐する憲法論を説いてこれに酬いる所があつた。しかるに、本問題はひとり學說上の問題にとゞまらないで、重大なる政治問題化するにいたつた。二十七

日の衆議院豫算總會では、第一控室の江藤源九郎は首相に對して國體觀念を質問し、具體的に美濃部學說の非違を示してその回答を迫つた。首相は『著書の一部を捉へて行政處分をなすこと』を目下の所考慮してゐないと逃げたが、本問題に對する追撃は三月に入つて一層激しくなり、三月四日三室戸子(研究会)は『今日においてこれ(憲法上の學說)を單なる學說なりと軽く扱はるべきものではない』と述べ、首相の見解を質したに對し、首相はこの度は明瞭に『不賛成』と答へるにいたつたが、同時に『これは深く考究しなければならない問題』だと斷つて、さらに問題を後日に残した。三月九日の本會議では公正會の井上清純男が立つて、首相、陸相、海相、文相に對し、本學說に對して如何なる措置に出づるかとその所信を訊したに對して、各大臣ともに慎重に考慮するといふ態度で終始したが、政府においてはすでに學說に對する措置を考究するといふ所まで進展してゐることが明にされた。一方、衆議院の治安維持法委員會においても本問題に對する政府追窮の勢さかんとなり、十二日にいたつて美濃部博士勅選奏請の責任者として山本悌二郎政友代議士は位階拜辭を申出るといふ騒ぎまでおこつた。勿論、政府はこの申出を却下したが、問題はもはや重大な政治問題と化し、貴族兩院をあげて政府の措置を要求するにいたつた。遂に三月十五日、首相は衆議院の治安維持法委員會において、要求されつゝある措置の一端をもらして、『發賣を禁止するかその他の處置の方法に出る』ことを確言した。かうした議會の狀勢は議會外の運動をも刺戟し、三月十五日には在郷軍人會の強硬な決議となり、その他右翼團體の活動も活潑となつた。三月二十日の貴族院本會議には『政教刷新に關する建議案』が提出され、滿場一致の可決をみた。この建議案の内容は公正會の強硬意見を排して、『國體の本義を明徴』にすべく、政教刷新上政府の善處を期するといふにあつた。衆議院においても政友會の山本悌二郎を中心として憲法學說に關する建議案作成の運動が起り、二十二日の幹部會で『國體に關する決議案』を作成して政府の速なる措置を要求することとし、民政および國民同盟に對して合流せんことを求めた。三月二十三日衆議院本會議には鈴木政友總裁自ら政、民、國同の共同提出になる『國體明徴決議案』の



提案理由の説明にあたり、政府の『直に斷乎たる措置』を取らんことを要求した。岡田首相も建議案の趣旨に副ふべきを誓つて、漸く兩院を通じて會期の半を傾けた憲法學說問題も休戦となつたが、政府はこれが解決を議會後に履行しなければならぬ破目に陥つた。

**憲政功勞者の表彰**

三月十六日、議場では憲法學說問題が喧しく論議されてゐる折柄、『在職四十三年に及び恒に民意を體得濱田國松の諸氏の憲政に盡した功勞を表彰する式かこの日の本會議で行はれた。『政黨に對する期待』の薄くなつた今日老學堂もまた『慚愧』の念をもつてこの表彰に應へたのであつた。

**第六十七議會の業績**

第六十七議會の立法はまことに不作の年であつた。豫算案と臨時利得稅法案を除くなら、ほとんど見六十五議會において貴、衆兩院ともに附帶決議をなした米穀統制に關する立法もつひに貴族院の審議半にして會期の終了をみた。爾および肥料業法案にいたつては衆議院において擡擧の厄にあひ、鐵關稅政正案、北洋漁業取締法案も流産してしまつた。このやうに嘗て貴、衆兩院の熱望した統制的法案が軒なみに仆れたことは議會外における反産運動の勢ひに各政黨が引きつられたことは勿論であるが、岡田内閣もまたかゝる勢ひを押し切るだけの熱意をかいでゐたためであつたと思はれる。

**臨時利得稅法案の成立**

本法案提出の理由について、高橋藏相は一月二十六日の衆議院において次のやうに説明してゐる。『此の際一般歳入の不足を補ふといふ、さういつた眼前の目的から(本稅は)起つたものではない』、『極めて儀禮的な意味合ひから生れたものである』。すでに第六十五議會でも民政黨代表小川博士も同様の趣旨の要求を提出してゐる。その時、當時の高橋藏相は『景氣の芽を摘む』ものと反對したが、この度は『營業がそれが爲に荒れるやうに

至らない程度に極く輕い稅』をかけようといふのである。政府の原案では、(一)課稅目的を個人にあつては營業利益法人にあつては利得とし、(二)その利得算定の方法としては昭和五年六年の平均所得を事業年度の法人所得又は個人の營業所得から控除したものでより更に二千圓を控除したもの、なほ平均所得が年七分又は金額二千圓未満の場合はこれを控除したるものとなし、(三)免稅點は右の利得が年額二千圓以下及び個人營業所得の六千圓以下なるとき、(四)稅率は右の特別利得の二割、(五)稅收入の見積は昭和十年二千三十萬圓といふのである。藏相のいふ如く、課稅は極めて輕い程度であつたにも拘らず、政友會はこの稅收入をもつて農村對策に振り向けさせようといふ表面の主張から、實に十九回にわたつて委員會を開き、つひに前記(二)の算定基準期間を四、五、六の三年と修正し、また(四)の稅率を個人のみ七分五厘と改め、さらに施行期間を三ヶ年と限定し、増資減資の場合の特別規定をも追加した。この修正により稅收入は二百五十餘萬圓の減少となるので政府は反對の意見を附して貴族院に送附したのだが、貴族院では政府の意向を酌んで、更に再修正を行ひ、基準年度は政府原案に復し、算定方法において法人利得については利得金額より二千圓を控除することに反對し、増資及減資の場合の特別規定に就ても修正を試みた。政府も貴族院の再修正により約一五〇萬圓の増收となるので同意を與へたのであるが、衆議院はこの修正に反對して、三月二十四日の議會閉會直前にいたつて兩院協議會の開催となつた。政友會では一時否決の氣運すら生じたのであつたが、本豫算に此の稅收入が繰り組まれてゐるため、否應なしに承認するの外はなかつた。かくて、三月二十五日の本會議で本法案は漸く通過を見たのであつた。可決された協議案を見ると、(一)基準年度は衆議院の修正に戻つて三ヶ年(四、五、六年)となり、法人利得の二千圓未満の控除を廢止すべしとした貴族院の主張は容れられて、その代り利得金額千圓未満は免除することとなり、この外に新修正として個人所得の二千圓控除を原則的に廢止し、個人利得が一萬圓未満のときに限り二千圓の控除を認め、利得金額千圓未満のとき免除することとした。又、個人の稅率に就ては新に修正して百分の八となつた。この改修の結果は



原案よりも税収入は七十萬圓近くの減収といふ所に落ちついたのである。本法は昭和十年法律第二十號として公布され、四月一日より施行された（施行規則昭和十年勅令第三七號）。

**倉庫業法** これは農業関係の三統制法案がいづれも枕を並べてたはれた本議會においては産業関係立法の唯一の收の成立 穫と呼んでよい。ことに本案には法律技術的にも經濟政策的にも興味ある點を含んでゐる。町田商相の衆議院本會議における提案理由に依ると、我國の倉庫營業に對する監督法規が從來不備であつたために、保管設備、經營方法に遺憾の點があり、倉庫營業並に倉庫證券の信用を薄弱にしてゐたから、これを改善して商品賣買、商品擔保金融を圓滑にするために監督規定を充實しようといふにある。政府原案では第一條に倉庫業者が倉庫證券を發行するには主務大臣の許可を要するといふ許可制度を掲げたのであつたが、衆議院ではこれを『一種の國家統制』だとして非難し、これに對し商相は營業の自由は充分に尊重すると答辯して結局可決となつた。然し政黨は農業倉庫等に營業倉庫類

似の商行爲を禁止されたいといふ反産的な希望條項を附帶決議として掲げること忘れなかつた。本案は前にもいつたやうに、統制的な取締を目的としてゐるのだから、第五條には『正當ナル事由アルニ非ザレバ寄託ノ引受ヲ拒ムコトヲ得ズ』といふ契約強制の規定があり、同じく第六條にも、倉庫證券を發行する場合には、『寄託者ノ爲ニ受託物ヲ火災保險ニ附スベシ』といふ強制保險の規定も挿入されてゐる。本法は昭和十年四月法律第四一號として公布された。

**飯米差押** 本案はすでに第六十五議會において提出され、政府も本議會提出を約束してゐたものであり、地主側で

**禁止法** は本法施行により土地小作停止の危険ありと反對運動が行はれたが、つひに本議會で成立をみた。小原法相の説明によると、現行民事訴訟法の強制執行に關する規定によると債務者及びその家族に必要な一ヶ月の食糧及薪炭を差押ふことを得ないとしてゐるが、本法ではこれを三ヶ月の食料及び薪炭と改め、更に一般に差押により債務者が生活上回復することを得ざる窮迫状態に陥る恐のある場合には裁判に依り必要な限度の財産留保を可能とし、こ

れによつて農業者の外に小商工業者を始め俸給生活者の窮狀を緩和しようといふにある。本法は三月十八日公布され、五月一日より施行された。

**米穀自治管理法** 本議會の業績をみると、むしろ議會の門を通過しなかつた農業関係法案については是非共一言す

る必要がある。さきにも述べたやうに、政府は六十五會の決議にしたがつて昭和九年九月に米穀對策調査會を設けて對策を審議し、十年一月十九日には答申案が作成され、二月五日に衆議院に提出されたのが『米穀自治管理法案』、『米穀統制法中改正法律案』、『糧食共同貯藏助成法案』である。米穀自治管理法だけでも七十條からの法文があるといふ龐大なものである。本法案の目的は内外兩地を通じて過剩米穀を統制し米穀の自治管理を行はしめようといふのであり、そのためには先づ各米穀年度始に需給推算を行ひ、過剩の生ずる場合割當統制をする。統制機關としては市町村に統制組合を設け、その上に地方的な組合聯合會、さらに全國的な中央米穀統制組合聯合會を作つて（以上の代行機關として米穀販賣組合、同聯合會、農會を認める）、政府は中央團體に、それより順次系統的に統制數量を割當てて米穀の貯蔵を行はしめるといふのが大體の案である。本案はとりも直さず十年三月で失効する臨時米穀移入調節法の根本的代案ともいふべきものだが、これに對して全國二十萬の米穀商は生活權擁護をさげんで、二月八日には國技館に全國大會を開くといふ騒ぎをひきおこし、議會内でも政黨を超越してその代辯を行ふといふ有様であつた。結局、會期終了の前日にいたり漸く政・民兩黨共同修正と附帶決議で前記の三法案は、貴族院回附となつた。ところが貴族院にしても勿論こんな龐大な法案が二日間で審議される筈もなく、會期延長かとも見られたが、政府はアツサリ審議未了に服したのである。政府の今後の米穀對策はけだしみ物だといへる。

米穀關係法案と同じ運命に陥つたものに『産商處理統制法案』、『製糸業組合法中改正法案』、『製糸業法中改正法案』がある。このうちで特に問題となつたのは産商處理統制法案である。『その目的は商の處理に關する組織および方法を合理



化して養蠶者の繭の處理を確保すると共に取引の公正圓滑を圖つて、大いに斯業の基礎を堅めようといふにあり、そのためには乾繭取引を強化し、組合製絲を促進し、第三者に依る品質の檢定、特約取引の認可制度を行ふといふのであつた。こゝでも蠶絲業の方面から反對があつたので、特に「自治」制が強調されてゐるのだが、それにしても特約取引の認可制と第三者品質檢定は決して彼等に有利ではない。米の場合と同様な反對運動が捲き起され、つひには蠶絲業團體にも抗爭状態が生ずるにいたつた。このやうにして、繭絲關係法案もまた議會外の統制反對運動に押されて衆議院で握りつぶされる悲運におちた。六十五議會の一致の要望であつたはずの兩關係法案は同じ政黨によつて、それも全く反對の理由から葬り去られたのである。同じく農村にも關係ある法案として「肥料業統制法案」破綻をあげておかねばならぬ。この法案には軍事的な意義も含まれてゐるが、その主たる目的は肥料の需給調節、價格の低廉、公正價格の維持を實現することにあり、その方法としてはかなり思ひ切つた強制カルテルの色彩を示してゐる。即ち、肥料製造業は許可制度となり、製造業者は肥料別の製造組合を作り、この組合をして自治的に生産の割當、價格決定を行ひ、更に主務大臣は能率の悪い工場の製造廢止を命じ得るのである。こゝでも全國肥料團體聯合會は反産運動と合流して猛烈な反對運動を行つた。政黨がこれに追隨したといふことはいふまでもない。

#### 第六十七議 會の不業績

第六十七議會の業績は全く不振をきはめてゐた。政友は農村對策として徒らに匡救事業の復活をせまじ、政府提出の法案に對しては審議延長の戰術にでて、結局これを審議未了に終らしめてしまつた。議會も政府もたゞ顧みて他一語に終つた。政府は追加豫算によつて内閣審議會をもつこととなつた。それが現政府にとりだけの効果をもたらすか。せめてもそれが國民への最大の贈物とされたのである。

## 六、昭和十年度豫算

### 1 高橋財政の復活

#### 藤井財政

『健全財政』を標榜して立つた藤井藏相が、軍部と金融資本との重壓の下に、就任以後僅か半歳を出でず、昭和十年度において又々二十二億と云ふ膨脹豫算を成立せしめて職を退いた。彼の後任には再び高橋は清が推された。そして、世間も、半歳前の出来事は忘れたかの如く、その就任を當然のこととして迎へたのだ。彼は前藏相の豫算方針及び將來の財政計畫を聴取した結果、既に豫算に計上せられた臨時利得税は踏襲するも、公債の低利借換へは中止し、一般的増税は不實施と決意したと云ふことを事新しく發表せしめた。財政は再びいはゆる高橋財政の常道に復した。しかも僅か三四千萬圓に過ぎぬ臨時利得税の創設によつて、公債の借換へも、一般的増税も一度當面の問題より抹殺せられ、むしろ膨脹財政は新財源を立て益々赤字公債政策に拍車をかける結果となつたやうである。この意味において、非常時財政の處理において、一官僚でしかない藤井藏相の就任は、一茶番でしかなかつた。

#### 昭和十年度豫算の根本的特質

非常時財政における藤井藏相の無力さは、昭和十年度豫算をして、昭和九年度のその踏襲たらあつたとも云ひうるのだ。昭和九年七月十日の閣議における藤井藏相の『健全財政』への聲明は、昭和十年度豫算編成の方針においては、全く形式的な希望の聲明にあらはれたのに過ぎなかつた。豫算の編成の方針は云ふ、『(1)臨時利得税賦課の計畫を樹立し、(2)兵備改善に關する經費は緊急已むを得ざるものとして之を計上し、(3)滿洲事變費は成るべく節約の趣旨により計上したるも、滿洲における航空部隊、其の他の兵備に關して特に經費を増額し、(4)災害等の對策に要する經費の本年度豫定額を計上し、(5)河川港灣等の土木工事にして時局匡救費等により完成せざるものにおいて、成



るべく、計畫の全般に付き所要の経費を計上し、(6)其の他の新規事項は爲替相場の變動に基く國債元利拂に要する貨幣交換差減等の差し向き必要避け難き経費の外は成るべく、之が計上を見合せ、(7)歳入歳出差引歳入の不足は公債財源を以て補充することとせり」と。なほ追加豫算において同一の方針が踏襲せられ、滿洲國皇帝陛下御來訪に關する経費、治安維持法改正に伴ふ経費、米穀自治管理法實施に要する経費、東北振興に關する経費、國庫豫備金の増加等の緊急避くべからざる経費のみが計上せられてゐる。

以上の豫算編成の根本方針はこれを要約すれば、軍事費の増大は避くべからざるものとしてこれを承認し、膨脹豫算については、臨時利得税の賦課等による歳入の増加を以てしてもなほ歳入不足なるを以て、その足らぬ分は公債財源でこれを補ふ。この結果新規事業は全部見合はされ、時局匡救費も本年度よりこれを打ち切ると云ふのだ。方針の第七項は匡救事業撤廢の巧妙なる別言である。

**歳計の膨脹** 第六十七議會はこの藤井・高橋財政の提案になる豫算をば、本豫算、追加豫算を通じて無條件に可決した。かくて非常時の名の下に、膨脹豫算は第一表の示す如く、その第四ヶ年目を迎へることとなつたのである。本統計によれば、昭和九年度以降は歳出が漸減してゐるかに見えるであらう。しかし、昭和九年度以降は通信事業が特別會計として分離し、その納付金のみが一般會計に計上せられることとなつたのである。今この通信事業業務費昭和九、十年度の分夫々一億八千二十萬圓及び一億八千九百六十萬圓を、この一般會計歳出總額に加算するならば、昭和九・十年度は昭和八年度よりも更に膨脹豫算を計上してゐることが知られるであらう。しかも、昭和十年度においては、通信事業・帝國鐵道及び臺灣總督府の各特別會計よりする國債整理基金特別會計への國債償還資金繰入れ額を約千八百萬圓増額し、一般會計よりの國債償還資金繰入れ額をそれだけ減少することとし、又樺太廳特別會計への經費補充金を全廢し、關東局特別會計への分はそれを半減し、前年に比して約三百萬圓を節約してゐるのである。即ち昭和十年

度の一般會計は單に人爲的な豫算面において減少を示してゐるのに過ぎず、その實際は却つて甚だ膨脹してゐることを注意せねばならない。かくて昭和六年度以後、日本の歳出は年と共に漸増の傾向を明示してゐると云ふことになるわけである。

従つて、昭和十年度の歳入歳出豫算純計は再び昭和九年度に比して増加してゐるのだ。これは特別會計豫算の膨脹に起因するものであつて、特別會計は歳入出夫々八十六億一千九百萬圓及び八十一億六千三百萬圓で、前年に比して夫々約十二億圓を増し、昭和九年度において約十七億を増加した純計豫算は、十年度において更に更に歳入出夫々十一億を増加して、歳入は八十億圓歳出は七十九億圓となつたのである。これを昭和六年度の約三十五億圓に比すれば、未曾有の膨脹豫算の實體はこゝに最もよく反映してゐると云ひうるのである。

**歳出の一般的傾向** 昭和十年度の歳出豫算は前述の如く二十二億一千五百四十一萬圓に及んでを繰入れその他において見られる如く、それは甚だ人爲的な外観に過ぎないことは既にこれを明かにした。しかし、今この歳出豫算をば内容的に見るならばそこに又注目すべき現象が存することを知りうる。先づ經常費が五千五百十二萬圓増加してゐるが、この増加は大藏省の二千三百二十八萬圓、陸海軍省の二千六百七十七萬圓によつて齎らされてゐる。臨時費は六千三百四十八萬圓の減少であるが、これは内務費の五千三百六十九萬圓と農林費の四千七十萬圓の減少がその主たるものであり、陸海軍費はそれより二千八百五十萬圓及び二千四百六十三萬圓を増加してゐるのである。これを費途別に見るならば變化は次表の如くなる。

第一表 昭和六年度以降歳計の變化

	昭和十年度豫算	昭和九年度豫算	昭和八年度決算	昭和七年度決算	昭和六年度決算
歳出總額	2,215.4百万円	2,223.8百万円	2,254.7百万円	1,950.1百万円	1,476.9百万円
經常歳入總額	1,335.6 "	1,249.8 "	1,391.4 "	1,287.0 "	1,314.9 "
公債金収入額	771.7 "	881.1 "	753.0 "	659.6 "	120.3 "



第二表 昭和九・十兩年度歳出費途別別

	昭和十年度豫算		昭和九年度豫算		昭和九年度に 對して十年度 の比較増減	
	金 額	全歳出に 對する百 分 比	金 額	全歳出豫 算に對す る百分 比		
皇 室 費	4,500	0.20	4,500	0.20	0	
國 債 費	389,527	17.58	378,950	17.04	(増) 10,576	
年 金 及 恩 給	172,189	7.77	169,714	7.63	(増) 2,474	
行政費	{ 經 常 部	299,031		299,801		(減) 770
	{ 臨 時 部	132,519		148,204		(減) 15,685
	{ 計	431,551	19.48	448,005	20.15	(減) 16,455
内 滿洲事件費臨時部	3,656		3,854		(減) 197	
補助費	{ 經 常 部	20,746		19,683		(増) 1,064
	{ 臨 時 部	141,558		237,531		(減) 95,973
	{ 計	162,304	7.33	257,213	11.57	(減) 94,909
軍事費	{ 經 常 部	395,309		368,536		(増) 26,773
	{ 臨 時 部	626,034		572,857		(増) 53,177
	{ 計	1,021,344	46.10	941,393	42.33	(増) 79,951
内 滿洲事件費臨時部	171,971	7.76	145,472	6.54	(増) 26,499	
内 陸軍費{計	491,973	22.21	452,708	20.36	(増) 39,265	
海軍費{計	529,371	23.89	488,685	21.97	(増) 40,686	
國庫豫金	{ 經 常 部	29,000		14,000		(増) 15,000
	{ 臨 時 部	5,000		10,000		(減) 5,000
	{ 計	34,000	1.54	24,000	1.08	(増) 10,000
内 滿洲事件費臨時費	5,000		10,000		(減) 5,000	
合 計	{ 經 常 部	1,310,303	59.14	1,255,184	56.45	(増) 55,118
	{ 臨 時 部	905,111	40.86	968,592	43.55	(減) 63,481
	{ 計	2,215,414	100.00	2,223,776	100.00	(減) 8,362
内 滿洲事件費臨時部	180,628	8.15	159,326	7.16	(増) 21,302	

備考 千圓以下の數字は四捨五入す。(昭和十年度豫算提要による)

費途別の變化を見るならば、巨額な減少は明かに行政費と補助費において見られ、反對に膨脹は軍事費(滿洲事件費を含む)と國債費において見られる。補助費は總額九千五百萬圓を減じてゐるが、これは昭和十年度以降打ち切りとなつたところの時局匡救費の消滅に歸すべきものであることは前述の如くである。そこで、昭和十年度の歳出豫算において顯著な事實は、軍事費及び滿洲事件費と國債費、恩給費が増加し、補助費と行政費が減少したと云ふことである。昭和九年度において既に總經費の四二・三三%を占めてゐた軍事費は昭和十年度に至つて四六・一〇%に膨脹し、總歳出額の半分をも占めるに至つた。國債及び恩給費も二四・七七%より二五・三五%に漸増してゐる。しかし、これは元來まだ増加すべき筈の數字であることは前に述べた如くである。そこで、とにかく昭和十年度においては軍事費と國債恩給年金費の占める割合が總歳出中の七一・四五%となつたわけだ。それは昭和九年度の六七%に比して再びその率を高めた。軍事費と、過去の負擔償却の費用で重壓せられた國家財政には行政費及び補助費として、僅かに全歳出の三割足らずの金額が残されてゐるのに過ぎない。國家はこの残された僅少額の中より文教、行政の費を賄ひ、不況に喘ぐ經濟を匡救すべき經費を計上してゆかねばならないのだ。しかしそれは明かに不可能事である。従つて、二つの重荷を背負つた非常時財政は結局、あらゆる新規事業を斷念し、有用なる事業も緊急不可缺のものを除いてはこれを中止しておかねばならないわけである。それは昭和十年度豫算編成の方針に明言せられてゐるところである。かくて匡救費は撤廢せられ、行政費が切り下げられてゐるのである。この意味では、昭和十年度の豫算は、昭和九年度のそれよりも更に非常時財政の本質を明かに示してゐると云へよう。

**臨時歳出** さらに、昭和十年度豫算における經常歳出と臨時歳出とを對比するに、前掲統計の示すやうにその比率の**固定**は五九・一四對四〇・八六となつてゐる。顧みるに、臨時部の歳出が經常部に比してかくも巨大な存在を主張し始めて、昭和十年度は既に第四年目である。昭和六年度において總歳出の約三〇%足らずまで低下してゐた臨時



第三表 昭和九・十兩年度歳入調

	昭和十年度豫算		昭和九年度豫算		昭和十年度の 前年度に對する 比較増減
	總 額	全歳入中 の百分比	總 額	全歳入中 の百分比	
I 經 常 部	1,335,588	60.0	1,249,829	56.1	(増) 85,759
租 稅	828,742	37.5	755,263	34.0	(増) 53,479
收 得 稅	352,101	15.9	314,089	14.2	(増) 38,012
所 得 稅	195,888	8.8	165,077	7.4	(増) 30,812
地 租	57,922	2.6	58,265	2.7	(減) 343
營 業 收 益 稅	50,500	2.3	44,225	2.0	(増) 6,275
資 本 利 子 稅	14,904	0.6	14,443	0.6	(増) 460
相 續 業 稅	28,984	1.3	28,782	1.3	(増) 202
支 出 稅	3,903		3,297		(増) 606
酒 稅	457,602	21.5	441,383	19.9	(増) 16,219
清 涼 飲 料 稅	212,562	9.6	218,572	9.8	(減) 6,010
糖 消 費 稅	3,587		3,409		(増) 178
織 物 消 費 稅	78,029	3.5	74,429	3.3	(増) 3,600
關 稅	33,468	1.5	30,700	1.4	(増) 2,798
流 通 稅	129,956	5.8	114,273	5.1	(増) 15,683
取 引 所 稅	19,038	0.8	19,821	0.9	(減) 783
噸 稅	16,526	0.7	17,492	0.8	(減) 966
印 紙 收 入	2,512		2,329		(増) 183
官 業 官 有 財 產 收 入	82,205	3.7	73,608	3.3	(増) 8,597
內 專 賣 局 益 金 會	276,410	12.4	256,209	11.5	(増) 20,201
計 納 付 金	195,711	8.8	188,155	8.1	(増) 7,556
日 本 銀 行 納 付 金	78,000	3.5	78,000	3.5	
前 年 度 剩 餘 金 繰 入	25,365	1.1	25,299	1.1	(増) 66
II 臨 時 部	879,826	40.0	973,948	43.8	(減) 94,122
臨 時 利 得 稅	30,396	1.4	—		(増) 30,396
公 債 金	771,651	34.8	881,108	39.5	(減) 109,457
前 年 度 剩 餘 金 繰 入	7,000		28,388		(減) 21,388
總 計	2,215,414		2,223,776		(減) 8,362

昭和十年度豫算においては經常歳入の増加が見込まれてゐることは先きに述べた如くである。經常歳入の増加見込は收得税において三千八百萬圓、支出税において一千六百萬圓、官業及官有財産收入において二千萬圓、總計において約八千五百七十六萬圓を計上してゐるのだ。收得税に比して、ヨリ一般的大衆の購買力の

費は、犬養内閣の膨脹財政以後又々急激に増加し始め、七年度は總歳出の三九%、八年度は四一・五%、九年度は四三・五五%、そして十年度は又々四割を越えてゐるのである。經常費が殆んど増大せず、臨時費のみが巨額な膨脹を示してゐると云ふことは、その状態が永續性をもつ場合においては容易ならぬ影響を財政並びに國民經濟に與へるものである。臨時費は臨時歳入で賄ふと云ふのは財政技術上許されてゐる原則であり、又、我が國の公債政策もかくの如き基調の上に臨時歳出を賄ふと云ふ意味において運用されて來たのであるが、既に臨時歳出の膨脹は四ヶ年に亘り、しかも後幾年にしてこの臨時歳出が縮少するかは何人も豫定しえない今日の現状である。昭和十年度の臨時歳出はその六九%までが軍事費であり、この軍事費は兵備改善費、滿洲事件費等、非常時のつゞく限り「緊急已むをえざる費用である」とすれば、この膨脹せる臨時費はむしろ經常費の性質をもつものと見るのが至當であらう。この經常費に近い性質をもつ臨時費の膨脹を、いつ迄も公債で賄ふと云ふことは、財政の立場より見ても、又國民經濟への影響より論ずるも、たしかに當をえたものではない。慎重な考慮が拂はれねばならぬ時機が既に來てゐるのではないだらうか。増税論の擡頭もその一つの理由をこゝにもつと見るべきである。

歳入の一

歳入の構成的な變化を齎してゐることは云ふ迄もない。昭和十年度の歳入豫算は經常歳入十三億三千五百六十萬圓、臨時歳入八億七千九百八十萬圓、即ち總額においては昭和九年度より八百三十六萬圓を減じてゐる。昭和九年度との比較においては經常歳入の増加、臨時歳入の減少が目立つてゐるが、しかもなほ臨時歳入は全歳入中の約四〇%弱を占めてゐるのだ。總じて臨時歳入は昭和七年度豫算以降巨額を占めその大部分は公債金收入であり、四ヶ年間の公債收入總額は三十億六千五百萬圓に及んでゐるのだ。これは、經費膨脹が阻止せらるべき見込の立たぬ今日においてたしかに憂慮すべき現象に違ひない。

(註) 臨時歳入の總歳入に對する割合は、昭和七年度三七%、八年度四〇%、九年度四四%である。



増減の指標となる消費税収入の増加の割合が少額に止つてゐることは、收得税の比較的増大と相俟つて、インフレ景気の浸透についての不均等性を推測せしめる一因ともなるであらう。のみならず、經常歳入の増加が僅かに六・四%に過ぎず、しかも他方昭和十年四月より十月に至る半年間の小賣物價の騰貴率が三%に及んでゐることを考へるならば、この程度の經常歳入の増加は、何等財政の積極的活動を期待せしめる大きさのものではありえないことを注意せねばならない。それは精々物價騰貴を補ふ程度でしかありえないのである。

**公債** 昭和十年度豫算の高橋財政の常道への復歸は、再び歳入補填のための巨額な公債發行を必要としたことは百億！ 上述の如くである。公債發行豫定額は一般特別兩會計を通じて八億五千六百六十五萬圓と云ふ。依然として

老大額を維持してゐるのである。今これを會計別、目的別に列記すると左の如くである。

一般會計豫算の公債		特別會計豫算の公債	
金額	前年度比較増減	金額	前年度比較増減
震災善後公債	七、四五四	通信事業	一四、五〇〇
道路公債	五、五七五	事業公債	一四、〇九六
滿洲事件公債	一七〇、七五五	震災直後公債	四〇四
歳入補填公債	五八七、八六七	帝國鐵道事業公債	四一、五〇〇
(赤字公債)	七七一、六五一	朝鮮總督府事業公債	二四、〇〇〇
計	(減) 一〇九、四五七	計	八〇、〇〇〇

なほ昭和十年度においては、一般會計に所屬する交付公債、八三三八(千圓)(絲價安定融資擔保生絲買収公債)と特別會計に所屬する金額未定の交付公債(帝國鐵道公債、朝鮮總督府鐵道買収公債)とがある。

昭和十年度の公債發行額は前年度より約一億圓を減じてゐるとは云へ、一般會計の分について見ても、それは全歳入の三割五分、經常歳入の五割八分に當る。老大な公債額と云はねばならない。昭和七年度以降赤字によつて賄はれた額

は前後四ヶ年間に三十億六千五百萬圓、八十億を越える膨脹豫算はその三割五分まで公債で賄はれてゐるのだ。たしかに異常な出来である。國債が急激に累増したことは云ふ迄もない。昭和七年初めに六十億三百萬圓であつた國債總額は昭和十年十月末において九十五億五千八百萬圓となつた。即ち僅か四ヶ年足らずの間に國債は約六割弱を増加したのである。本年度中には百億に到達するのであらうことは明かである。十月末日現在の國債額を種類別に見ると次ぎの如くなる。

内國債	八、一六〇、二四九千圓
内一般會計	五、三六七、五二五
外國債	一、三九七、七四一
内一般會計	一、二七七、六六八
計	九、五五七、九八九

國債の累増は、就中銀行の有價證券保有高を激増してゐることは云ふ迄もない。國債の堆積は、主として金融資本の手に集中しつゝあると云ふわけだ。昭和十年九月末日における全國普通銀行有價證券手持高は四十三億六千四百萬圓で總預金の四割六分に當り、貸出金の七割四分に當る。だが著しいことは有價證券手持高が昭和六年十二月末の二十九億八百萬圓に比して約五割を増大し、就中國債は十一億四千四百萬圓より二十三億五千萬圓へと約十割以上を増加してゐるのに、他方貸付は六十五億四千九百萬圓より五十九億一千八百萬圓へと約一割減少してゐることだ。同じ事實は貯蓄銀行及び特別銀行についても云ひうるのだ。今日においては公債政策は金融市場への壓迫と云ふ點において、膨脹財政と景氣活動刺戟とのディレンマに立つてゐると云へよう。

## 2 軍備費の累増



**兵備改善** 昭和十年年度の歳出予算は、國債・年金費及び就中軍事費の膨脹、行政・補助費の收縮によつて文字通りの非善費 常時豫算であることは先きに述べたところである。軍事費は昭和十年年度において實に總歳出の四割六分を占めてゐるのだ。昭和七年度以降の軍事費の膨脹は周知の如く、殆んど毎年新規要求を提出する兵備改善費によつて齎されてゐるのであつて、昭和十年年度においては、既に昭和八年度における既定計畫、九年度における既定計畫に三度び十年度の新規要求が加はつたのである。即ち文字通りの累増である。今これを表示すれば第四表を得る。

第四表 軍事費の分析

		海 軍	陸 軍	合 計
經常部	昭和8年度	14,963	7,265	22,228
	計畫による			
臨時部	既定額	500,000	703,363	203,363
	昭和9年度	14,244	20,089	14,244
經常部	計畫による			
	既定額	116,094	75,712	191,806
經常部	昭和10年度	7,817	16,266	24,082
	計畫による			
臨時部	新規増加額	93,746	20,057	113,802
	昭和10年度	37,003	23,551	60,554
經常部	豫算總額	209,400	96,472	305,813
	臨時部	246,344	120,023	356,366
計				

**陸軍の兵備改善費** 先づ陸軍の兵備改善費について見るに、その内別及び昭和十年年度豫算額は次ぎの如くである。

- (1) 軍需品整備の爲既定繼續費繰上増 二六五、〇六八
- (2) 諸制度改善に要する經費 三九、九三四
- (3) 補備教育に要する經費 一五、三八二
- (4) 在滿兵力の充實に伴ひ要する經費 八、九一三
- (5) 飛行場其他整備に要する經費 八七一
- (6) 教育訓練の刷新に要する經費 三、四四九
- (7) 航空防空兵力緊急完備に要する經費 二二、九〇八
- (8) 朝鮮師團の改編に要する經費 二、六七六
- 合 計 三五九、二〇二

(1)は昭和八九兩年度の既定計畫の豫算である。今年度の新規計畫にあらはれたものについて見るに(2)は昭和八年度及び九年度において臨時に實施した補備教育の正常化等により、國民裝備の改善及

新式部隊の増加に伴ふ要員養成に要する各種教育施設の整備擴張を企圖すると共に、若干部隊の改編を行はうとするものである。しかしこれについて注意すべきは、この豫算が昭和十四年以後經常費として五百四十六萬圓を組み込まれてゐる點である。更らに(7)の項目の中、昭和十年年度計上分は經常部八百四十八萬圓、臨時部千四百四十二萬圓であり、臨時部は總額六千三百四十六萬圓を昭和十年年度以降四ヶ年に支出するものであるが、昭和十四年度以降は、略々この經常臨時兩部の費用の合計たる二千八十五萬圓が經常費として固定せられる豫定となつてゐることも注意すべきである。又朝鮮師團改編に要する經費も昭和十四年以降は平年額二百六萬圓となる豫定である。それ故、昭和十年年度に新規に計上せられたこれらの兵備改善費總額三千六百三十二萬圓中、三千百十二萬圓は昭和十四年以降經常費として固定せられるわけである。

**海軍の兵備改善費** 次ぎに海軍の兵備改善費を見るならば次ぎの如くである。

- 第二次補充計畫に基き要する經費 二〇五、四〇八
- 補助艦艇建造計畫 一八二、八〇八
- 航空隊増設計畫 二二、六〇〇
- 艦船勢力整備に要する經費 一二五、六二九
- 航空勢力整備に要する經費 一二七、三八〇
- 水陸設備整備に要する經費 三九、五八三
- 兵器其他各種整備に要する經費 七九、七二二
- 合 計 五七七、七二一

兵備改善費中の昭和十年年度における新規計畫にかゝる費用は、陸軍費と異り殆んど大部分臨時費で賄はれ、經常費と



(92)

して固定するものは僅少である。しかしこのことは海軍兵備改善費が将来間もなく縮少することを豫想せしめるものではないのだ。何故なれば、補充計畫は年を次いで新規に要求せられ、非常時の解消を見ぬ限り臨時費の減額は望みえないことは、今日迄の歴史がこれを明かにしてゐるのだから。

#### 滿洲事件

滿洲事件費が昭和十年度について再び増加したことも注意せねばならぬ。これは主として陸軍省所管費

#### 費の増加

用の増加二千八百五十餘萬圓に基くものであり、それは最近の時局に鑑み、在滿地上兵力の充實及び航空防空兵力の緊急充備を圖るの要に出でたるものであると云ふ。部隊維持費が一億六百萬圓を計上すること、最近時局の發展は、この經費も亦縮少の將來性をもち難いものであることを示すであらう。昭和六年度以降滿洲事件費の堆積は九億二千七百七十八萬圓に達してゐるのである。

### 3 昭和十一年度豫算

#### 老犬豫算

昭和十一年度豫算は十一月三十日朝に至つて漸く成立した、大藏省と陸海軍省との事務的折衝が遅々とした編成で進まず、豫算閣議は十一月二十六日に至つて始めて開かれた。しかもこの政治的折衝も亦幾度か危機に直面し、實に雜語二十一時と云ふ長閑議の記録を残して、十一月三十日朝始めて豫算が出来上つたわけである。既に我々はこの事實のみよりしても、昭和十一年度の非常時豫算が、非常時の裏面に擴大しつつある矛盾を曝露しつつあることを推定しうるであらう。成立した豫算案は總額二十二億七千二百萬圓、昭和八年度以來の實質的には空前の老犬豫算であつた。

#### 高橋藏相

昭和十一年度豫算案編成において注目すべきことは、公債の累積により次第に飽和状態に到達しつつある

#### の態度

ことを示し始めてゐる金融市場と、非常時を控へての軍部の老犬國防費要求との間の矛盾をいかに調節するかと云ふことについての高橋藏相の態度であつた。大藏省事務當局は明年度自然増収額八千三百萬圓を目安として、この額だけ昨年度より公債を漸減せしめる計畫を立て、十一年度公債發行額六億六千七百萬圓によつて協力豫算を編成しようとした。

#### 〔註〕

昭和十一年度の租稅收入見積り額は合計九億二千四百八十萬圓で、昭和十年度に比して九千六百萬圓の増加となつてゐる。租稅收入の増加は主として所得稅と關稅とにおいて見込まれてゐる。しかしこの増加より拂戻金、市町村交付金等を差引くと自然増収は八千二百八十萬圓となるのである。

#### 新規要求

そこで大藏省主計局は各省の新規要求總額十一億數千萬圓に對して、五億八千三百萬圓の財源を捻出して

#### 額の査定

折衝に臨んだのだが、陸海軍省を始め各省の要求猛烈を極めたため、各省に對して財源の提出を迫り、一方ガソリン稅の値上げ、製鐵業法の改正、森林收入の増加等により六千五百萬圓の新財源を得て、新規要求承認總額を六億四千八百萬圓としたのである。この新規承認額の中陸海軍の要求費は四億四百萬圓、實に六割二分をしめてゐるのである。

#### 豫算編成の紛争軍

#### 部大藏兩省の對立

豫算案の政治的折衝は十一月二十六日の閣議において始まつた。陸海軍は非常時を楯に、更に夫々復活要求を強硬に主張した。軍部のこの強硬な主張の前に公債漸減方針は原則的に破綻せざるをえなかつた。自然増収を目安とする公債漸減方針は的確に解釋せず、二千萬圓の餘裕を残すと云ふ苦しい大藏省の無理算段が軍部に二千萬圓の復活要求を認めることとなつた。しかし、高橋藏相はこの二千萬圓の讓歩では満足せず、なほ夫々二千萬圓及び一千萬圓の復活要求を以て迫つた陸海軍に對し、既に一角の崩壊せる財政の生命線を守守するの態度を以て次ぎの如く力説した。

(93)

「日本は世界において天然資源も少なし、國力の豊かならざる國であるから、豫算も國力に應じたものをつくらねばなら



ぬ。：日本は孤立無援の國であつてこれは日本として餘程考へねばならぬ。即ち豫算は國民の所得に應じたものをつくつておかねばいざ鎌倉と云ふとき敵國に對して十分の應戦をなすことが出来ぬ。顧みて日本内地の國情を見るのに誠に氣の毒な人もあり、又年々の災害によつて民は痛められ社會政策上考慮すべき問題は多々ある。故に軍部もこの點については餘程考慮せねばならぬ。唯今は軍部に對しては新聞も云ひたいことを言はず、又財界人も心中……ことだと思つても云ひ得ぬ状態にある。：若しこれ以上軍部が……をすれば遂には國民の信を失ふのではないかと思ふ。：自分は最後に陸海軍に對して各々一千万圓宛の復活要求を認めるがこれ以上はとも承認するわけに行かぬ。更に現在の世界情報において米國やソヴェートが我が國に戰爭を挑む危険がどこにあるか。この點我が國は徒らに列強を刺戟することをやめ、世界平和の精神を以て進むべきである』(昭和十年十一月二十七日、讀賣)

この聲明は果然軍部に一大衝撃を與へた。陸軍はこの聲明に對抗して非常時強調の看板を示す聲明を非公式に提出

容内算豫年度年一十		昭和十年度本豫算との比較	
歳入	歳出	増減(△印減)	増減(△印減)
總額	總額	百萬元	百萬元
經常部	經常部	百萬元	百萬元
臨時部	臨時部	百萬元	百萬元
内、普通歳入	内、普通歳入	百萬元	百萬元
公債金收入	公債金收入	百萬元	百萬元
計	計	百萬元	百萬元
皇室内務省	皇室内務省	百萬元	百萬元
外務省	外務省	百萬元	百萬元
陸軍省	陸軍省	百萬元	百萬元
海軍省	海軍省	百萬元	百萬元
文部省	文部省	百萬元	百萬元
農林省	農林省	百萬元	百萬元
商工省	商工省	百萬元	百萬元
拓務省	拓務省	百萬元	百萬元
計	計	百萬元	百萬元

し、新規要求額を再び四千萬圓に増額して大藏省に對し、藏相は軍部のこれらの壓迫に對して態度不變の表明をする等大藏對軍部の正面衝突が豫想せられ、豫算の編成は一大危機に當面するに至つた。こゝにおいて事態を憂へた岡田首相は自ら新財源を提出して兩者の妥協を謀ることとし、商工、拓務、逓信、鐵道の主として特別會計より約七百三十萬圓を捻出せしめ、これを切札に二十九日の閣議に臨み、十一月三十日朝、漸く妥協に到達、昭和十一年度の豫算案を編成したのである。

軍事費 豫算案中軍事費は總額十億五千九百萬圓となり、昭和十年度に比して陸軍千七百萬圓、海軍二千百萬圓、合計の増加 計三千八百萬圓の増加となり、總歳出中におけるその割合は四割七分となり、昭和十年度の四割六分より一分の増加となつたわけである。

問題の焦點——作 豫算編成の紛争の中心となつた陸軍豫算中の作戦資材整備費は、陸軍省の提出によるものは總額戦資材整備費 五億圓、五ヶ年計畫、毎年一億圓づゝと云ふ計畫であつたが、大藏省はこれを三億七千六百萬圓

復活要求承認		復活承認財源	
陸軍	海軍	鐵道特別會計用品勘定より繰替使用の増加	逓信事業特別會計より
八、一五五萬圓	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、〇〇〇
農林省(國有林所在府縣交付金)	〇、二二二	拓務省所管外地特別會計より	〇、七〇〇
商工省(商工中央金庫設置に關する留保財源)	二、〇〇〇	關東局特別會計より	〇、三〇〇
大藏省(國債利子の増)	〇、一三〇	商工省所管配當金收入より(日鐵一分増配)	二、八〇〇
計	一二、五〇〇	大藏省所管の第一豫備金(一千万圓)第二豫備金(一千五百萬圓)滿洲事件費第一豫備金(五百萬圓)の合計三千萬圓の中より五百萬圓減少すること。その按排は大藏省に一任	五、〇〇〇
		合計	一一、四〇〇



に切り下げ、年限を八ヶ年とし、初年度を三千萬圓とした。しかしこれは二十九日夜の閣議で總額四億圓、六ヶ年計畫初年度五千五百萬圓となつたが、陸軍省のこの妥協案は參謀本部の容るゝところとならず、軍部側の内紛を曝露するに至つたのだが、三十日朝に至り、陸軍省の懇請に對し參謀本部が讓歩して漸くこの妥協案が纏つたわけである。

**復活要求** 復活要求の妥協案は左の如きものだ。右の結果生ずる差引歳入不足百十萬圓は大藏當局において公債外の妥協案の財源より捻出すると云ふことである。

**無理算段の財源捻出** 妥協案は成立した。しかしそこには随分無理な財源の捻出もなされてゐることを注意せねばならぬ。例へば全關西の自動車ストライキを再び惹起するかも知れない。ガソリン税の引上げや日鐵の配當

増加準備金の切り下げで経費減少を思はせる等はこの著しいものだ。國家的見地を看板に設立せられた會社が、政治的工作のために配當を上下せられると云ふことは、何人も寒心するところであるだらう。のみならず特別會計よりの財源提出の中には従業員待遇改善費等が相當額に含まれてゐるやうである。これは社會的立場において餘程考慮を要するものではないだらうか。

**名實共に非常時豫算** 高橋老蔵相の最後を飾る十一年度豫算はかくて財政の生命線をは、その一部決壊によつて食ひ止め得たかに見える。しかし、それはいづこより見ても眞に、名實共に非常時を表現せる豫算である。それは

昭和十年度にも増して、軍事費、國債費を中心とした豫算となり、行政費、補助費を缺いた財政となつた。二千萬圓の地方交付金、二百萬圓の商工中央金庫資金もこの大勢を覆へしむるには餘りに貧弱である。しかも、この豫算の成立においては、豫算膨脹が抑壓せられたのではなくして、何人の目にも不可解な財源の調達によつて、膨脹豫算が成立せしめられたのだ。軍事費は今後益々膨脹することが頗る明かとなつた。我々は、非常時豫算が、愈々財政の非常時、國民經濟の非常時を約束しつゝあることを痛感せねばならない。

## 七 インフレ景氣の麻痺的傾向

### 1 昭和十年の景氣概観

**跛行景氣の停頓** 昭和九年に跛行的であつたわが國經濟は昭和十年初に至つてやや停滯の狀勢を示すに至つた。物價は輸出だ金屬類の價格のみは些かの動搖もなく月毎に騰貴を辿つたことは注意に値する。四月には景氣停滯傾向が流通部面にも現はれ、鐵道貨物輸送は低下し、商品在庫高が漸く増加して、夏には供給過剩傾向が全般的に表面化した。各部面に剩産懸念の様相が顯現しても生産は依然増加を続け年央に至つて停滯することになつた。軍需建設景氣の停頓で従來増産の顯著であつた重工業、就中製鋼、機械器具製造に最も早く(春より)減退傾向が現はれ、海外市場への進出難から紡績、織布業では春より、人絹工業では夏初より停頓状態が顯著となつた。各産業における生産制限の努力が春から漸次に表面に現れ、限産擴張が各部門に起つた。株式市場では六月より七月迄約二ヶ月間恐慌に類似した状態が出現した。

**秋における景氣の上昇** 秋における米の減收豫想による米價騰貴、收斂減少とアメリカの生絲需要の増加による生絲需給關係擴張等に加へて伊エ紛争の擴大豫想。これらの事情は海外よりの不安の輕減、農村景氣の勃興となつて財界の全般的な活況を刺戟した。しかしこの反面、計畫資本の増加は停頓を開始し、産業における就業度の減退氣味、勞働者收入の減退傾向が漸く顯著となつてゐる。



### 2 物價に現れた景氣の動搖

**上昇運動** 金本位停止以來爲替低落に應じて物價水準は引續き平衡運動を行ひ、昭和八年初めには各物價指數共に一  
**の停頓** つの頂點を形づくつた（三菱經濟研究所調査にかゝる五三種目商品物價指數は八年一月には一三七ポイン  
 ト、六年秋より二七%高。なほ以下總指數は上記の五三種、「個別指數は金再禁止後の物價推移」の各月別數字による）。しか  
 し、その後物價水準の上昇運動は多少の變動があつたが、著しく阻止された。

昭和九年央から幾分騰勢を示した物價水準も十年二月を頂點（一三六ポイント）として顯著な低下運動を現はした。  
 このことは「インフレ景氣の解消」なる現象として著しく財界の注意を惹いた。全體として物價水準は弱含味であつたが、  
 個々の商品價格はこの間極めて區々な運動を續けてゐた。殊に本年においては、從來インフレの波に乗つて著しく發展  
 した輸出工業製品（殊に人絹絲布、綿絲布）及び軍需工業製品（特に鋼材）を中心とする顯著な價格低落が現はれ、イ  
 ンフレ初期とは著しく異つた様相を呈した。

**價格の下** 一般物價水準の示す外貌と異なり、個々の商品價格は極めて區々な下降運動を行つた。價格低下は先づ年  
**降運動** 初より輸出向纖維製品の引續いての低落があり、順次に化學工業、重工業（鐵鋼）製品に及び、大衆消費  
 品である穀物（小麦は除外）、被服地、食料及び嗜好品等、或は低下が遅れ、或は幾分僅少な低下率を示した。春の高水準  
 に比較して夏季における低下率の主なるものを示せば次の如くである。（三菱經濟研究所調、「金輸出再禁止後の物價指數」  
 による）。

低下率二割以上のもの——大麥、製粉、人絹絲布、鋼材、豆粕、石灰窒素等。一割前後——小麦、大豆、砂糖、羽二  
 重、粗布、綿絲、麻絲、銅、苛性ソーダ、染料、ゴム、硫酸、等。四%以下——米、晒金巾、麻布、生絲、毛絲（原

料用）、鐵、亞鉛、パルプ、揮發油、過燐酸石灰等。保合  
 ——麥酒、日本酒、羅紗、モスリン、石炭、洋灰等。

これによつて我々は、剩産危機が景氣の支柱である輸出  
 工業、化學工業、鐵鋼業を襲ひ初めたことを知る（但し金  
 屬品全體としては非鐵金屬の強調を反映し殆んど低落乃至  
 停頓することなく騰貴を續けてゐることは注目し値する）。  
 かくして本年上半期においては價格の軟調を阻止するため  
 にあらゆる努力が拂はれ、カルテルが活潑に活動を開始し、  
 これに伴ふ産業統制の問題が喧しくなつた（産業統制は別  
 項参照）。

**秋の一** 秋になつて農産物、就中、米、藪の減收が豫想  
**齊反騰** され、直接には米、生糸の價格が反騰し、これ

に伴つて肥料、被服地、食料嗜好品が強調を呈してきた。  
 更らに海外、殊にアメリカ財界の好調に伴ふ國際商品價格  
 の影響は直ちに生糸、棉花、人絹、鋼材、電氣銅、錫、鉛  
 等及びその製品に反應した。また、伊エ紛争擴大豫想に基  
 く海外市場の沸騰は九月下旬より十月初めにかけて思惑買  
 を激成し、小麦、鋼材、銅、人絹等は急騰を示した。物價

第1表 物價の變動（三菱調、金再禁止後の物價、各月末、昭和6  
 年12月10日を100とする）

品 種 別	和昭8年	昭和9年			和 昭 10 年			
	1月7日	2月10日	6月	10月	2月	4月	6月	10月
總 平 均	152.2	147.3	146.7	148.3	150.4	149.3	144.8	155.5
穀 物	152.4	147.0	142.7	162.8	185.1	173.2	155.7	185.4
食 料 嗜 好 品	119.9	114.8	107.0	113.1	108.8	108.1	105.5	122.6
被 服 地	166.8	146.2	148.0	143.9	141.1	141.6	136.6	149.1
同 原 料	190.2	172.8	170.5	156.5	165.6	161.2	158.1	175.0
金 屬 品	177.7	200.5	202.4	203.6	194.3	205.7	201.3	218.7
工 業 藥 品	170.5	154.9	145.4	155.7	149.4	143.3	136.5	130.1
工 業 雜 品	136.3	181.3	199.6	192.7	188.9	182.9	186.5	191.5
燃 料	124.2	111.5	111.2	113.2	119.5	119.3	118.5	115.7
肥 料	172.4	144.3	141.4	141.1	155.7	161.8	154.2	172.7



水準も遂に昭和五年春以来の最高(一五六ポイント、七月最低より一九%高)に達した。かくの如き七月以降の物價急騰は最近に至つて財界の輿論を「インフレ解消」から「大勢好轉の軌道にあり」との意見に一變せしめた。果して「軌道」に乗つたであらうか。

**物價の** 本年度の物價運動についても同様にこの現象が顯著であることは前に一部論及した。夏以来の物價反騰の**跋行性** ため跋行性は各部面で多少の緩和を見たが全般的には著しい變化はなかつた。

軍需品と非軍需品——軍需インフレによつて需要の増大した金屬品及び工業薬品の騰貴はいふまでもない。右の二商品群に燃料、肥料を加へた軍需品指數を作るとき、この指數が本年春以来低落して、秋に反騰したことは一般物價と變らないが、一般物價との價格差は昭和八年初九・〇ポイント、同年末九・六、昭和九年六月末三・四、十月五・一、昭和十年二月四・三、六月七・八、十月三・八と、最近稍々收縮してゐる。

國內品、貿易品、輸出入品間の跋行性——軍需品の割高に次いで注意すべき現象である。本年度の價格差は二年前よりは收縮してゐる。しかしこれは、一つには九年央より國際商品の騰貴が現實の需給關係、外國市場の軟調等で阻止されたこと、二つには國內品の中心をなす農産物の凶作減收による價格騰貴に歸因する。従つて國際商品の騰貴、米價の小反落の諸影響で本年一〇月には價格差は再び擴大するに至つた(第二表参照)。

しかし貿易品の内でも輸出品と輸入品とは著しい相異が見出される。輸入品が最近二年餘不斷に騰貴を續けてゐるのに對し、輸出品は諸外國の日貨防遏等への對抗、殊には財産危機に直面した人絹糸布、絹糸布等重要輸出品價格の低落で輸入品とは全く逆の運動を経験し、八年初の價格差は八・八ポイントであつたが、十年二月には二九・四、同十月には二六・一と擴大した。日本品の海外進出に伴ふ輸出強行の暗い反面である(第二表参照)。

第二表 商品間の價格差の發展

	昭和6年				昭和9年			
	1月7日	2月	6月	10月	2月	4月	6月	1月
軍需品(1)	161.2	152.8	150.1	153.4	154.7	157.6	152.6	150.3
總平均(2)	152.2	147.3	146.7	148.0	150.4	149.3	144.8	155.5
價格差(1)-(2)	9.0	5.5	3.4	5.1	4.3	8.3	7.8	3.8
國內商品(3)	116.6	117.6	113.5	121.3	127.4	121.9	118.2	126.0
貿易商品(4)	160.2	154.0	154.2	154.4	155.6	155.5	150.8	162.1
價格差(4)-(3)	44.4	36.4	40.7	33.1	28.1	33.6	32.6	36.1
輸出品(5)	159.0	134.9	130.9	131.3	133.2	130.8	123.9	147.1
輸入品(6)	171.2	180.1	187.8	191.3	193.5	196.4	190.4	204.8
價格差(6)-(5)	12.2	45.2	56.9	60.0	61.3	65.6	68.5	57.7

註 三菱調、(金再禁止後の物價)による、各月末現在、軍需品は金屬、工業薬品、燃料、肥料の四種類の平均、國內商品は内地米、大麥、裸麥、小豆、日本酒、醬油、鯨節、味噌、墨表、煉瓦、瓦、石材、和紙、炭の14品。

**農産物對工業製品の缺狀價格差**——これについては後に述べるはずであるが、茲ではたゞ兩者の關係は最近著しく緩和されてゐることを指摘するに止めよう。

**原料高製品安** 前述の輸入品高輸出品安の關係はわの一般傾向 が國商品の生産費構成の點から見れば原料高製品安に外ならない。すなはちわが國輸入貿易額の約八〇%は原料品半製品によつて、また輸出額の約六五%は全製品によつて占められてゐる(昭和九年度の計數による)ことから容易に理解される。三菱經濟研究所の調査によるとその關係は第三表に示される如く本年央に最も顯著である。

この關係は最近の價格反騰の際多少は緩和されてゐるやうであるが、その價格差は依然甚だしいものやうである。これは實に企業採算の悪化に外ならなく、また利潤の減少を増産で補ふときは必然に剩産の危機に直面し、また輸出工業は採算不良によつて價格引下が著しく抑制されることとなる。これらの矛盾を繞つて本年初から事業界の統制が尖鋭化してきた。



第三表 原料高の製品安 (三菱調査、昭和6年12月10日を100とする)

	原料品			製品			価格差
	原料品	製品	価格差	原料品	製品	価格差	
昭和7年2月	118.5	119.5	-1.0	昭和8年6月	167.5	134.6	33.9
6月	106.9	108.2	-1.2	12月	171.0	130.9	40.1
昭和8年3月	142.9	133.3	6.6	昭和10年2月	178.4	134.3	44.1
9月	165.4	140.2	15.2	6月	177.6	129.8	47.9

第四表 労働者購買力の消長

	実收賃銀	就業者数	生計費	購買力
昭和7年平均	97	100	100	97
8年	98	110	102	106
9年	101	123	106	116
10年	101	133	108	123
10年1月	100	129	108	120
2月	102	130	108	124
3月	104	131	109	120
4月	100	135	109	124
5月	99	136	109	123
6月	99	136	109	123
7月	99	136	111	121
8月	99	130	111	116

註、労働統計は日銀調、生計費は朝日新聞調、すべて昭和6年平均を100とする指数に換算、生計費のみは数字缺除のため昭和7年平均を100とする。  
 購買力 = 実收賃銀 × 就業者数 ÷ 生計費

重工業及び人絹、化学工業の飛躍的發展

右の如き昭和十年度の増産はこれを産業別に見るとき次の如き顯著な特徴を持つてゐる。  
 先づ増産テンポ (昭和六年を基準とし、本年度の数字は年初八ヶ月分の平均) から見て (一)

大衆の購買力 さらに財界の動向と密接な関係を持つものは大衆購買力の増減である。そのうちでも人口の半ばは増加したかを占める農民、労働者の購買力である。本年度の農産物殊に米は昨年より幾分の増収とはいへ、平作以下であり、農産物価格は著しく騰貴した。さらに、アメリカの景氣好轉による糸價の騰貴で、收購減少にも拘らず多額の現金が農村に流入した。これらの事情は農村購買力の回復に與つて力があらう。しかし、労働者の購買力を見るに、最近の實收賃銀の低下、本年春よりの生活費の騰貴と最近における就業者減少から減少傾向を辿つてゐる。この傾向は秋の食料嗜好品、穀物の騰貴と照應して一層進展するであらう。かくして結論出来る、労働者の購買力は著しく減少し、又農村への現金流入が現實の購買力として何時迄市場を潤すか容易に豫斷を許さない、と。

3 剰産危機の顯現 — 生産活動の消長

事業計畫の實現 次ぎに經濟生活の基調をなす生産活動の觀察に移らう。金再禁止以來、生産増加が企圖されたのは現と生産増大 先づ昭和七年からであつた。當初は休止生産設備の動員、すなはち、操短乃至限産の緩和によつて増産が實現された。かくて生産は昭和七年秋から躍進的に發展した。休止設備動員が一應完了したその後、生産は専ら、設備擴張の容易な産業部門における設備擴張或は労働強化の一般化によつて、徐々に上昇傾向を辿つて、昭和九年上半期迄続いた。しかし、この年の夏以後生産は再び前回にも増すテンポで急激な上昇を初めた。これは昭和八年以後計畫された生産設備の擴張が現實に効果を現はしたために外ならない (第五表商工省調査にかかる三一商品の生産指数を見よ。以下生産指数はこの指数による)



第五表 工業生産量指数 (加重算術平均、商工省調、昭和6-8年3ヶ月平均を100とする)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
昭和8年	102.1	100.2	111.4	107.5	111.3	108.0	114.8	115.1	113.5	120.3	121.6	123.7	112.5
9年	117.8	115.4	125.0	125.2	125.4	126.4	126.8	129.0	122.8	135.1	135.8	143.6	127.4
10年	130.8	130.1	141.8	142.1	142.2	136.4	140.8	139.0	—	—	—	—	137.9

註、季節的変動除外せず、昭和10年平均は8ヶ月分

第六表 金再禁止後に於ける生産の飛躍

(括弧内は増減百分比、商工省調生産量指数による)

第一部類	第二部類	第三部類
鉄 (一・九倍)	毛 (四八・七)	綿 (三九・四)
銅及銅材 (二・三倍)	綿織物 (五一・一)	紡績絹絲 (一〇・四)
機械器具 (二・一倍)	硝子 (四七・三)	絹織物 (二八・〇)
石灰窒素 (二・二倍)	硫酸安 (四六・三)	毛織物 (九・六)
晒粉 (二・一倍)	電力 (五二・六)	過磷酸石灰 (三五・七)
曹達灰 (二・四倍)	銀 (四六・〇)	洋灰 (二七・八)
苛性曹達 (四・七倍)	第四部類	小麥粉 (一七・七)
人絹絲 (四・一倍)	生絲 (一三・九)	精製糖 (三・七)
人絹織物 (二・九倍)	石油 (〇・五)	金 (三九・七)
硫黄 (二・七倍)	銅 (一八・四)	石炭 (三一・四)

鋼と石油とは内地資源の枯渇懸念から生産を調節してゐるためであつて、内地需要の増加は専ら輸入によつて満たされ

てゐる。

これによつて次の點が理解される。すなはち、わが國産業最近の顯著な増産は誠に軍需インフレ、低爲替を根幹として現はれた重工業、輸出工業(就中、人絹絲布、綿絲布)、金銀採取業及び化學工業の異常な發展によるものであり、これに反して直接國內消費に充當される大衆消費財生産は殆んど見る程の増加を示してゐないことである。

過剰生産 しかし、昭和十年を通じて生産の動向を見ると、増産計畫が相繼いで完成してゐるにも拘らず、本年春以の顯現 後生産は全般的に停頓状態を示すに至つた。これは昨年来懸念された剩産危機の顯現に外ならないであらう。

(一)重工業就中、軍需インフレの花形製鋼業は事業界及び一般の新設擴張事業の一段落で、年央には一時剩産期に入り、價格暴落を経験して減産を擴張するの止むなきに至つた。製鋼業よりの壓迫を受けて製鐵業も停頓状態を現はした。しかし現在企畫中の増産計畫(製鋼増産豫定量二〇〇萬噸)が實現される曉には、今日豫想される如き需要増加テンポでは到底そのカヴァーが困難であり、顯著な剩産期が到来すると豫想されてゐる。

機械器具製造業も軍需インフレ、新設擴張計畫の遂行によつて目覺しい發展を遂げ、増産計畫の一段落と共に最近停頓期に入つてゐる。これには滿洲における建設事業の一段落も與つて力があつた。なほ茲で注目すべきは北鐵買收金現物支拂による注文が徐々に市場に現はれてゐることである。造船及び精密機械製造業は兵器の直接生産部門であるだけに著しく好調を示してゐる。

銅は資源枯渇から國內需要さへ満たしえず、増産は期待困難で、増加需要は専ら海外よりの輸入に仰いでゐる。石油においても同様である。洋灰工業は早くより剩産危機を経験し、強力な統制組織を利用して限産を實行し、その潜在化に努めて來た。しかし



カルテルの崩壊後は販賣競争から著しい剩産が憂慮され、商工省洋灰統制委員によつて増産計畫一ヶ年中止が決定された。  
「永久繁榮」を謳はれてゐる重工業に剩産の危機の懸念乃至その顯現が甚だしいことは景氣の進展を壓迫することが甚だしい。

(二)輸出工業 前の諸産業に次いでインフレ、低爲替の恩恵を全般的に蒙つたのは人絹業、綿業である。これらの織造工業においては増産計畫の實現が容易なだけに近年の増産は目覺しかつた。これらの産業は輸出貿易に依存する所多く、海外の日貨防遏、輸出不振の影響を最も直接に蒙る。紡績業の生産過剰は月々増産によつて刺戟され、相次いで操短擴張が決議されたが、輸出増大(就中、綿布の)の緩漫化と國內供給への轉向過渡期から本年は記録的な滞荷に壓迫されることとなつた。人絹業も剩産、價格暴落のため限産を實行するに至つたが、基礎となる生産能力の擴張は放任され、剩産危機は深刻化し、相繼ぐ限産擴張決議によつて需給關係の整理が計られてゐる。

(三)化學工業 軍需工業として新興工業として多望な將來が約束されてゐた。硝粉、ハイム灰、苛性ソーダ、硫酸、洋紙等は本年を通じて増産を示したが、そのテンポは緩慢乃至停頓してゐる。殊にソーダ類、硫酸(硫酸關係の原料として)が昭和十年になつて前年より二〇%前後の増加を見たのに、その主要消費部門である人絹、板硝子、洋紙等の生産は六%の増加(人絹の四〇%増産を除く、人絹業では原料自供計畫が進捗中)であり、これら工業藥品部門は一層の増産に備へ、統制氣運が濃厚となつてゐる。製紙業は既に剩産期にあるが強力なトラストの統制下に限産が實行され、而外市場への進出が計畫されて多少の改善を見てゐる。

肥料工業(殊に硫酸)では爲替安によつて一應外國品ダンピングを阻止しえたが、未だ自供状態に達してゐない。各社共に甚大な増産計畫が遂行され、剩産の危機が豫想され、極めて不安定な發展を遂げてゐる。

(四)國內消費財生産 大衆の直接消費の對象となる砂糖、製粉、ビール等の生産は引續き増加はしてゐるが極めて緩慢である。殊に砂糖は臺灣糖の増産から精製糖過剰の懸念が濃厚である。製粉業では、輸出増加にも拘らず、カルテル・アウトサイダの進出の結果滞荷の増加を見、遂に共販組織の維持困難(七月解散)となり、無統制状態の下に、販賣競争の激化へと轉向した。

總 以上見たやうに、從來増産の急激であつた諸産業(綿絲布、人絹絲布、鐵鋼、ソーダ類、砂糖等)は既に本年括 初めより剩産危機に直面し、それぞれ限産擴張、價格統制等新たな産業統制への途を進んでゐる。又、強度の限産統制によつて剩産危機を潜在化してゐるものに洋灰、石炭、銅、肥料、洋紙、麥酒等があり、何れも強力なカルテル、トラストの統制下にある諸産業である。これらによつて知られることは、わが國産業は軍需・輸出景氣の最中であつて顯現的にも潜在的にも剩産危機を體驗し或は體驗しようとしてゐることである、と。

#### 4 商品流通指標に現れた全般的景氣停頓

鐵道貨物の 流通部面における活動を把握するに當つて先づ第一に注目されるのはわが國有鐵道の貨物輸送状況で輸送状態 である。茲でも軍需インフレを反映して昭和八年下半年より急激な活況を呈し(八年は七年に比し一二%増)、引續き年々増加傾向を辿つてゐる(昭和九年、十年いづれもその前年に比して一〇%、七%の増加)。従つて殊に鐵鋼及びその製品、石炭等の輸送増加が顯著である。

然るに本年上期、「インフレ景氣解消」の氣配に際して、鐵道荷動が急激な低下を見たため、多大の注目を惹いた。しかし、第三・四半期に入つてからは急激な回復が現はれた。勿論それは一部季節的上昇もあるが、八月の最低よりの回復は一〇月迄に二三%(前年及び前々年同期には夫々約一五%)であつた。



第八表 倉庫在荷高 (日本倉庫協會調、各月末現在高平均)

	數量 (單位千個)			金額 (單位萬圓)		
	昭和8年	9年	10年	8年	9年	10年
第I. 四半期	27,144	38,543	36,342	5,512	4,438	4,387
第II. 四半期	30,291	43,072	39,531	6,314	4,211	4,813
第III. 四半期	25,855	37,271	28,853	5,854	4,429	3,700
第IV. 四半期	24,546	31,977	—	5,427	5,264	—
9ヶ月分平均	27,763	30,291	33,710	5,810	4,359	4,333

水準、殊に秋の米高に歸因するのであった。米穀在荷高は本年度では、米の減收のため、三月より月毎に減少して九年には最高時の半以下に減少した。それでも秋の米價高は在庫米金額の膨脹を招來して十月が本年度における在庫品總金額の最高水準を現はすに至つた。本年の在庫品中昨年比して特に顯著な現象は金屬、肥料、織物、絲類の在庫數量の増加と在庫米減である。このことは生産部面における剩産過程の進展と照應して極めて興味ある現象である。

**5 産業利潤率の低下と投資活動の不振**

一方では原料高製品安、他方では剩産危機の顯現で昭和十年度のわが國産業界は漸く麻痺的兆候を示しはじめた。このことは企業利潤に影響なしには濟されなかつた。

**十年上半期の 先づ三菱經濟研究所の調査にかゝる昭和十年上期事業成績 (主企業収益状態 要一六六社分) を見よう。** その純益金總額は一億八三〇〇萬圓で、前期に比して一四〇〇萬圓、前年同期に比して三三〇〇萬圓のそれぞれ増加であつた。しかしその一面、調査一六六社の拂込資本總額は前年同期より二億二〇〇〇萬圓、前期より一億一六〇〇萬圓の増額を見てゐる。従つて収益率は前期の一・一・一%より〇・五%、前年同期の一〇・二%より一・四%の夫々増加に過ぎない。すなはち拂込資本の増額に比して純収益の増加が少なかつた譯で、事業計畫

第七表 鐵道貨物發送高 (鐵道調、單位萬噸)

每四半期	米	木材	砂利	洋灰	石炭	鐵鋼	肥料	總計	
昭和九年	I "	111	165	56	26	606	17	91	1156
	II "	51	171	89	30	578	24	112	1845
	III "	71	171	84	33	519	24	37	1753
	IV "	102	183	67	35	611	26	54	2065
昭和十年	I "	74	192	74	30	622	27	100	1980
	II "	57	186	93	36	591	27	100	1931
	III "	74	166	85	37	570	27	49	1972
1-9 月同増減	205	544	252	104	1784	80	250	5883	
前年同期	-18	-37	23	15	81	15	10	1120	

昭和十年秋における貨物荷動きに關連して特異な現象と見るべきは農村景氣の好轉を反映して肥料の荷動が激増したことである。従來この方面でも軍需インフレに乗つて軍需品、重工業關係商品の荷動増加が顯著であつた。ところが最近になつて肥料荷動増加割合が重工業品のそれを遙かに凌いだ。これには、九年度に豆粕の品不足からの荷動が少なかつたこと及び本年度の不漁の結果魚肥の不足に代つて人造肥料が進出したとの事情にも基づくといはれてゐる。しかしながら、消費手段の荷動増加は極めて僅少で、軍需インフレを他所に大衆消費力は餘り増加してゐないことを暗示してゐる。

**商品在 商品流動の最終結果は在荷情勢に反映する。** 全國倉庫の在庫状態 月末在荷状態を見るに、全般的には數量は昨年より一四%の減少であるが、金額は寧ろ殆んど變化はない。數量は年初には昨年と略々同一水準で月毎に増加し、價格水準の低落より遅れて四月に最高水準に達した (年初より一三%増、昨年の最高四月より一%減)。しかし金額では様相は全く異なる。本年の最低時は二月に現はれ、七月に最高水準に達し、この間四四%の増加を見た (昨年度は最低四月、最高十月で、その増加率は六三%に達した)。昨年の最高在庫金額とかくの如く顯著な相違を見たのは専ら、在庫米の高



第九表 企業純収益率(%) (三菱調)

業種別	会社数	9年上	9年下	10年上	
金融、取引所	11	12.4	12.1	11.8	
汽船	5	5.9	8.5	11.1	
貿易	2	14.1	9.8	16.5	
合計	96	16.4	16.4	15.9	
製造工業	紡績	9	22.1	20.6	19.5
	織物	7	14.3	13.0	13.2
	製糖	5	17.5	9.6	15.3
	製粉	5	29.4	23.9	19.1
	製紙	2	15.8	9.3	16.1
	肥料	5	10.6	10.3	10.7
	機械	5	14.8	17.1	17.3
	船舶	4	1.0	3.7	4.8
	輸送	4	16.6	19.9	19.4
	工業	8	15.1	16.7	17.8
	鉄製	4	27.0	28.1	28.3
	製糖	4	14.0	14.5	16.5
	製粉	4	13.8	17.1	17.2
	山	6	17.0	18.0	18.9
公共企業	10	4.6	6.5	7.2	

の前途に多大の暗影を投じてゐる(第九表参照)。

業種別に見るとき、金融業(銀行含まず)及び取引所は低金利と証券市場の不振とを反映して業績引續き低下の傾向にある。製造工業は依然活況を呈して純収益の増加を見たが、その収益率は寧ろ前期より却つて減退した。茲に本年度生産界の困難が象徴されてゐる。これに對して、公共事業殊に電力事業は産業活動の全般的上昇特には化学工業及び機械工業の活況に伴ふ電力需要の増加によつて著しく

業績を改善して、他の諸産業に追従するに至つた。

これらの産業の内で前期より収益率の顯著な増加を見たのは倉庫、商業(主として貿易)、汽船、金屬工業、土地建物、製麻、製粉等、主としてインフレに乗つた流通部面及び軍需工業である。ここに特に注目すべき現象は從來比較的高收

第十表 銀行會社計畫資本(日銀調査、1-9月分累計、單位100萬圓)

業種別	昭和10年	前年との比較	
運輸業	127.7	減 11.3	
電氣業	76.6	減 79.7	
	84.8	減 41.7	
製造工業	額	441.1	増 38.9
	紡績	11.7	減 29.7
	織物	12.9	減 13.8
	製糖	189.3	増 28.6
	製粉	24.9	減 20.1
	製紙	38.3	減 2.6
	肥料	10.0	増 8.0
	機械	11.8	減 21.1
	船舶	62.5	増 5.1
	金屬		
商業	127.0	増 72.4	
總額	1057.2	増 100.7	

益率を収めた産業——硝子、人絹、綿絲、羊毛、生糸、化学工業——の収益率低下である。また、業績向上を見たといへ既にそのテンポに衰退の兆を見たものが重要産業中に見出される。なほ本年上期収益率一五%以上を示したものは鐵鑛、硝子、其他金屬工業、綿絲紡績、車輛、人絹、鑛山、其他機械工業、電機、製糖、醫藥藥品、信託、製粉、貿易、製紙、工業藥品の一六種である。

計畫資本 インフレ景氣の波に乗つて事業計畫はここ三年間著しく膨脹した。殊にインフレ初期においては専ら休膨脹の中絶 止設備の動員が行はれたが、昭和八年下半年以來、軍需建設需要の増加につれ生産能力に不足を來し、

さらに輸出産業における活況から新投資が要求され、この頃から計畫資本の激増を見た。本年に入つて物價低落、企業採算の悪化等は起業熱を著しく冷却せしめ、殊にこの傾向は夏以後に顯著となり、本年十月の如きは昨年同月に比して二七%の減少である。

しかし年初十ヶ月分を比較するとき、計畫資本は依然増加してゐるが、そのテンポは大いに緩和した。化学、製紙、食料品、金屬、造船及び船渠、商業等の諸事業における計畫擴張が顯著である。これに反して紡績、製糖、醸造等の諸産業では明かに擴張計畫は停頓してゐる。



(第十表参照)

秋になつてからの物價騰貴、企業採算の幾分の好轉等が見られるにも拘らず、計畫資本がかく萎縮してゐることは、生産手段需要の減少、重工業への壓迫となる懸念があり、『景氣來』の動向に對して暗影を投じてゐる。また、このことは一面最近の景氣好轉の持続性に對する財界の悲觀的見解の反映とも解せられ、他方未だ相當多量の生産能力が休止状態にあり、剩産危機が潜在化してゐる左證とも見られる。

**投資活動の不振と非** 次ぎに事業膨脹計畫の實現状況を物語る一指標としての現實の投資活動を見よう。

**生産的投資の膨脹** 先づ現實の資本投下の状態を見るに、昭和九年央より殊に昭和十年に入つて投資活動は著しく萎縮したことが認められる。誠に起債市場の不振と稱せられる所以である。かかる際に特に目立つ現象はこれら投資の主要部分（昭和九年には三六%、一〇年には四四%、新規投資のみについていへば三三%から四五%に増加）が公債によつて占められてゐることである。これはいふまでもなく軍事費を中心とする莫大な非生産的支出への充當であり、わが國最近の軍需インフレの根源をなすものである。

この反面に、生産部門への投資が萎縮してきたことを看過すべきでない。すなはち、昭和十年一—十月の十ヶ月間の公社債新規発行（借換を除く）總額は勸業銀行調査によれば一二億一八〇九萬圓（前年同期は九億九〇〇六萬圓）、その内、社債新發行額三億七七七四萬圓（前年同期三億八五〇三萬圓）である。

株式拂込金、すなはち、事業の新設擴張の遂行について見ると一般に萎縮は一層甚だしく（一七%減）殊に景氣と密接な關係を有する製造業及び鑛業への投資が九年秋より激減し、交通運輸業の如き流通部面への投資が幾分増加してゐる。生産部面への投資が激減してゐることは製造業の収益率低下と相應して注目される。

**資本拂込と計畫資** 右の叙述で知られる如く、計畫資本と資本の拂込との間に顯著な矛盾が存在する。これは（一）

**本膨脹との矛盾** 計畫資本の内、現實に具體化された部分が少ないこと（二）事業の擴張が會社留保金によつて遂行されたこと（三）實際の新設擴張が計畫より時間的に遅れること等に由来すると考へられる。

しかし計畫資本も昨年より減少した所を見ると景氣好轉による事業擴張計畫も一巡したとも見られ、また起債市場不振の結果でもある。採算の悪化と金融市場の牽制とで計畫資本の膨脹は抑制された。計畫資本發展の停頓は將來の景氣、就中、重工業の前途に一抹の暗影を投じてゐる。

第十一表 公社債株式拂込金（勸業調（借換分をも含む）單位千圓）

每四年期分	總額	國債	地方債	銀行	會社債	株式	内訳				
							製造工業	鑛業	公益企業	交通運輸	其他
昭和九年	129	25	30	10	57	9	4.6	0.3	0.4	1.5	
I	167	68	21	6	56	16	7.1	1.3	0.3	3.4	
II	85	29	12	3	27	30	11.7	—	0.7	0.7	
III	92	50	9	8	5	14	7.1	3.6	5.1	0.6	
IV	80	40	8	5	17	10	7.2	1.6	0.5	0.6	
昭和十年	78	34	6	8	19	12	4.7	0.7	0.1	2.8	
I	86	33	6	8	24	11	4.8	0.1	1.5	3.9	
II											
III											
以上計	248	109	22	24	59	33	16.7	2.3	2.0	7.2	
以前年同期との増減	-133	-12	-40	7	-45	-6	-9.6	+0.7	-3.1	+6.6	

八 低金利時代の繼續——金融基調の變化



1 金融の基調

日銀兌換券の發行増加

今年十月までの日銀兌換券發行額を見ると第一表の如くである。各月とも例外なく前年同月よりも多額の銀行券が發行され、十月にはその額は一億圓を突破してゐる。勿論かかる現象から直ちに我國におけるインフレーションの進行を結論することはできないが、増發の原因を探究することによつて、その性質をうかがふことができよう。

第一表 日銀兌換券一日平均發行額

年月	發行額 (十億圓)	前年同月の比較 (百萬圓)
昭和9年11月	1.17	+ 56.5
12月	1.35	+ 69.0
昭和10年1月	1.34	+ 76.9
2月	1.24	+ 30.0
3月	1.20	+ 57.9
4月	1.23	+ 48.1
5月	1.18	+ 44.5
6月	1.21	+ 64.1
7月	1.21	+ 61.1
8月	1.19	+ 50.9
9月	1.18	+ 69.3
10月	1.26	+101.6

兌換券増 増發された兌換券の一部は、最近著るしく發の内容 膨脹した朝鮮銀行券の發行準備に繰り入れられたのであるが、それが全部であるとは考へられない。日銀の民間貸出額も前年度と比較して格別増大してゐるわけでもないのだから(日銀の民間貸出額については尙ほ後述する)、兌換券増發の原因がここに存在するのでもない。政府は三月末に三億三千萬圓の四分利公債を發行し、

その日銀當座預金は四月六日に四億五千五百萬圓に達し、その後六月末には一億一千萬圓にまで減少してゐる。政府はこの限りにおいても、六月末までの間に三億四千五百萬圓の支拂ひをなしたことになる。のみならず政府の米穀證券に對する現金償還額は合計三億八千萬圓の巨額に達する。このやうに市場に注入された資金の大部分は、日銀からの國債買入れにあてられ、その額は八月までに五億五千萬圓に達したと見積られてゐる。従つてその差額が流通市場に残留し

て日銀兌換券發行額の増大を招來したと考へられる。

兌換準備 しかればこのやうな銀行券の増發に基いて兌換準備の内容にいかなる變化が起つたか。日本銀行券發行の内容 容を見ると第二表の如くである。

第二表 日本銀行券發行内容(百萬圓)

	昭和9年 10月19日	昭和10年 10月20日
兌換券發行額	1,124	1,229
金貨及金地金	461	494
公債	219	212
政府證券	58	99
政證	131	169
以上三者合計	408	480
以手形	255	255

兌換銀行券の増發約一億圓に對し、金貨及金地金の買ひ上げにより三千三百萬圓、公債、政府證券、證券の保證により七千二百萬圓増發されてゐるわけだ。増發の主要原因が手形の割引になく、その他の有價證券の増加に基いてゐることがわかる。日本銀行券の發行増加が、商品流通額の増大に基く割引手形の増發によつてゐないことが明瞭となる。かかる傾向はいふまでもなく、インフレーションへの傾向を一步進めたものといふことができよう。

預金増加の 預金増大の傾向は今年度に入つても尙ほつづけられた。第三表速度鈍る を見よ。しかし昭和九年度の對前年預金比較増減を見ると、(改造年鑑一九三五年版一二八頁参照)三月、十二億五千五百萬圓、六月、十億四千四百萬圓、九月十億二千八百萬圓を數へてゐるのだから、今年度における預金増加の速度が鈍つた事實を見ることができさる。

預金増加の内容を全國普通銀行預金について見ると、十年九月と九年九月との比較において當座預金が一億三千二百萬圓増、特別當座が六千萬圓増、通知預金が五千二百萬圓減、定期預金が四億九千四百萬圓増を示してゐる。九年九月の八年九月に對する比較増減を見ると、當座預金が千三百萬圓減、特別當座が五千九百萬圓増、通知預金が六千二百萬圓増、定期預金が四億五千二百萬圓増となつてゐるのだから、今年度には特に當座預金の増が

今年度には特に當座預金の増が



第四表 各種金融機関貸出高

	特銀	殊行	普通銀行	貯蓄銀行	信託會社	合計	前年同期比較増減
9年12月	2,844	5,871	335	890	9,949	- 214	
10年 6月	2,786	5,886	317	913	9,902	+ 122	
" 6月	2,830	5,918	319	944	10,011	+ 293	

第五表 普銀及特銀コールローン貸出額(百萬圓)

9年12月	431	8年12月	372
10年 3月	485	9年 3月	552
" 6月	492	" 6月	519
" 6月	397	" 9月	402

を示しながらも大勢は保合状態と見ることができよう。  
**低金利の地** 東京における短資金利は略々保合の状態をつづけてゐるが、地方の金利は今  
**方的侵潤** 年に入つても尙ほ低落の歩調をつづけた。東京手形交換所調査の四十三の地  
 方都市における手形貸付最低日歩を見ると、今年五月の前年同月との比較において低落した地  
 方三十四、保合をつづけた地方九となつてゐる。金利の低下が地方に侵潤しつつある傾向を見

を  
**短資金利の趨勢** 東京商業手形割引日歩及び東京コール翌日物日歩  
 ば今年度は第六表のやうな趨勢を示してゐる。金融逼迫化の傾向  
**大勢** 向が現れたのであるから、銀行の手元が窮屈さを増し  
 たことは争ひ得ない。だが、他方において政府の諸支拂ひがすこ  
 ぶる圓滑に行はれ又上述した如き米穀證券に對する巨額の現金償  
 還が行はれたため、金利の大勢は尙ほ低下の傾向を辿つた。

### 2 金利の趨勢

千九百萬圓を示してゐるにすぎぬ。  
 銀行の手許資金の窮屈化は、普銀及び特銀の放出するコールローンの減退的傾向にも現れて  
 ゐる。第五表の如くである。

第三表 各種金融機関の預金額(百萬圓)

	特殊銀行*	普通銀行		貯蓄銀行	郵便貯金	金銭信託	合計	前年同期比較増減
		全普	内交換所普銀					
9年12月	1,071	9,353	5,884	1,881	2,950	1,574	16,829	+1,020
10年 3月	1,029	9,140	5,644	1,916	2,900	1,608	16,683	+ 704
6月	1,110	9,545	5,962	1,969	3,067	1,643	17,334	+ 836
9月	1,088	9,550	5,945	2,006	3,119	1,697	17,460	+1,087

\*日銀政府預金を除く。

見られるわけだ。當座預金は、定期預金に比して著るしく浮動的であるのであるか  
 ら、その激増はそれだけ預金の不安定性を増したものと見られる。  
**貸出** つぎに貸出の状況を見る。改定年鑑一九三五年版においては貸出減なる  
**増** 見出しの下に貸出しの状態を叙述することができた。だが今年度におい  
 ては逆に貸出増の傾向が現れるやうになつたのだ。第四表の数字がこれを示して  
 る。九年度は八年度との比較において各月共減少してゐたのが今年に入つてから逆  
 に増大の傾向を呈するやうになつたのだ。  
**貸出増** 増大した貸出の内容を全國普通銀行について見るに、今年九月の前年  
**の内容** 同月に對する比較において  
 貸出總額 三・〇%増 當座貸越 〇・八%増  
 手形貸付 三・二%増 割引手形 一三・七%増  
 證書貸付 二・八%減  
 となつてゐる。貸出増の主要原因が割引手形の増大に存するところから見て、そ  
 れが主として流通信用の膨脹にあつたことが知られる。  
**遊資増加** 預金増大の速度が鈍り、貸出額が増大の傾向に轉じたのであるか  
**の停滞** ら、各銀行のもつ遊資の増大の傾向も鈍化せざるを得ない。全國金  
 融機関の貸出に對する預金の超過額は九年十二月の六十八億八千萬圓から十年六月  
 の七十四億三千六百萬圓に増大し、その後は停滞的傾向を示し九月には七十四億四



第六表 短資金金の變動 (單位錢)

	東京商歩 手形割引日歩 (最低一日平均)	東京コル 物日歩 (最低一日平均)	日歩 (最低一日平均)
9年12月	1.073		.735
10月 1月	1.056		.692
2月	1.050		.699
3月	1.150		.725
4月	1.050		.683
5月	1.050		.640
6月	1.050		.647
7月	1.050		.648
8月	1.050		.699
9月	1.050		.719
10月	1.054		.731

ることができる。地方都市における貸付利率の低下は、地方銀行の経営を著るしく苦しめる原因となる。従つてその對抗手段として、預金のコストを引下げざるを得なくなる。全國預金利率子協定組合の利下組合数を見ると、十年一月、二月、三月、五月、六月、八月に各々一組合、七月に五組合、九月及び十月に二組合を數へてゐる。ここにも又金利低下の地方的侵潤の傾向を見るこゝとができる。

**短資市場の逼迫** 今年度において短資金利が保合乃至低下の傾向を尙ほつづけたとはいへ、預金増の鈍化、貸出の増加のために金融の基調が引締りの傾向を帯びるに至つたことは争はれない。コル型月物を見るに盆季節前でもないにかかはらず三月末には最高九厘まで奔騰し、十月末再び九厘臺に上騰してゐる。

る。これは政府の支拂が多少滞りたり、銀行の長期投資額が増大したためにおこつた現象であるが、銀行の手元遊資額の些細の變化がかくも敏感に金利に影響を及ぼすことはたしかに、金融が以前に増して硬塞の傾向を示してゐる證據であると思はれる。更に今年十月には日銀の民間貸出額が異常に増大してゐる。即ち日銀民間貸出各月最低額を見ると、十年十月には七億八千萬圓に達し、昭和八年以來の記録的數字を示してゐるのだ。かかる現象も短資市場の逼迫化を示すものである。日本銀行は最近では、短資の窮屈を緩和すべく正金のコル吸収を抑制して正金へは日銀から直接に貸付ける方針を採らんとさへしてゐるのである。

かうした短資市場の逼迫はいふまでもなく、根本的には預金の増加が鈍り、貸出が増大的傾向に轉じたことに基いてゐるが、後述する如く銀行の採算が悪化したために、遊資を金利の高い長期投資にできるだけ廻さうとした結果でもあるのだ。

**長期金利の趨勢** 上述した如く銀行の手元遊資が比較的多額に長期投資に向けられた結果、長期の資金の金利は今年度も比較的急速に低落の歩調をつづけた。第七表の如くである。即ち各種債券の平均利廻りは九年十二月の四分八厘八毛から十年九月四分六厘二毛に低下してゐるのだ。十年下半年期に入つてからは二流社債と思はれるものまでが相當長い期間で續々四分三厘をもつて賣り出されるやうになり、四分利國債との差が漸次消滅せんとする傾向を呈するに至つた。かかる傾向が今後も尙ほ繼續するとすれば、國債の利廻り低下が必然に問題とならざるを得ず、さうなれば巨額な國債を所有してゐる銀行に對しても重大な影響を及ぼすこととならう。又他方においては行憚んでゐる五分利國債の借り替へ問題も再び擡頭せざるを得なくならう。

**二、三流社債の利率低下** 一般には長期資金の金利は低下の傾向を辿つたと結論することができ、一流証券のうちには行過ぎた低利率が逆轉したやうな現象も見受けられる。例へば、朝鮮殖産の如きは、四分パーで出したものを四分三厘に訂正したり、満鐵が四分三厘パー十五年で出したものを十三年に期限を短縮したりした。しかしこのやうな行過ぎの訂正に基く條件の逆轉は、一流債にのみ限られ、二流三流の高利率債はずつと利率低下の歩調を辿り、その結果前に見たやうな平均利廻りの低下が招來せられたのであつた。

第七表 主要債券利廻り (分)

	本會社債平均	銀行債平均	國債	地方債	銀行債平均	社債	平均
9年12月	4.53		4.59	4.88	4.84	5.28	4.88
10年 3月	4.41		4.56	4.82	4.80	5.19	4.83
" 6月	4.31		4.49	4.78	4.66	5.08	4.72
" 9月	4.32		4.40	4.70	4.59	4.81	4.62

る。これは政府の支拂が多少滞りたり、銀行の長期投資額が増大したためにおこつた現象であるが、銀行の手元遊資額の些細の變化がかくも敏感に金利に影響を及ぼすことはたしかに、金融が以前に増して硬塞の傾向を示してゐる證據であると思はれる。更に今年十月には日銀の民間貸出額が異常に増大してゐる。即ち日銀民間貸出各月最低額を見ると、十年十月には七億八千萬圓に達し、昭和八年以來の記録的數字を示してゐるのだ。かかる現象も短資市場の逼迫化を示すものである。日本銀行は最近では、短資の窮屈を緩和すべく正金のコル吸収を抑制して正金へは日銀から直接に貸付ける方針を採らんとさへしてゐるのである。



短資金利における金利低下の地方への浸潤と對比せらるべき現象と思はれる。

### 3 銀行収益の悪化と銀行対立の激化

**五大銀行の** 低金利の浸潤に應じて預金の利子を引下げて行くことはできないのであるから、銀行の収益がかかる過  
**収益低下** 程に應じて低下の傾向を辿ることは勿論である。三菱経済研究所の調査による本邦事業成績概観によれば、金融業及び取引所の収益率は九年上期の一二・四%から下期の一二・一%へ、更に十年上期の一一・八%に低落してゐる。更に三井、三菱、住友、安田、第一の我國五大銀行の当期利益金も九年上期の二千六百萬圓から同下期の二千四百萬圓へ、更に十年上期の二千三百萬圓に減少してゐる。さきにも述べたやうに今年度に入つてからは地方における貸付利率の低下はことに甚だしかつたのであるから、地方銀行の経営も一層苦しくなつたのに違ひない。

**預金利下げ運動の擡頭と金融資本の對立** 銀行収益のかうした悪化に伴つて預金利下げ運動が擡頭するのは當然である。地方銀行におけるのうちでも三井銀行の菊本直次郎氏が、預金利下げの必要を力説してゐる。だが、これに對し安田、第一、三菱、川百の諸銀行は俄にこれに賛成的態度を示さず、ことに安田、川百の二銀行は強硬に反對を唱へてゐる。預金利下げについて金融資本家の意見がかくも露はに對立したことは未だ曾てなかつた現象なのである。

かかる意見の對立は、これ等大銀行の収益の源泉が多少相違してゐることに基くと思はれる。三井、三菱等は主として大企業に對する大口の貸付を中心としてゐる。かうした大企業は、軍需インフレの影響を受けて従來の負債を償却して漸次銀行の羈絆から脱却し得る状態に進んで來た。銀行の側から言へば、かかる傾向は、貸付金収益の減退を招來するのだ。第一、安田、川百等の諸銀行は反對に小口の貸付けを中心としてゐる。小口の貸付けを受ける比較的小規模の

第八表 六大銀行の貸付金利息収入 (百萬圓)

	8年下期	9年上期	9年下期
三井	11.4	10.8	9.5
三菱	9.0	8.3	7.5
住友	11.9	11.0	10.6
第一	8.7	8.8	8.2
安田	14.2	13.3	13.4
川百	5.0	4.9	5.0

企業は、負債の償却よりはむしろ事業擴張のための借入資金の擴張を必要とするのだ。銀行の側から言へば、貸付利率の低下にかかはらず貸付利息の収入はそれ程減退しないこととなる。エコノミスト誌の調査による我國六大銀行の貸付金利息収入は明にかかるとの傾向の存在することを物語つてゐる。第八表に示した如くである。預金利下げ問題に關する三井と安田、川百との間の對立も、要するにかかるとの事情から生じたものであると思はれる。

**無擔保社債の發行増加** 収益低下に基く銀行内の競争激化は無擔保社債の發行を増加せしめた。擔保付社債發行の申し合せは、昭和八年に成立し、九

年度は比較的成績がよく、無擔保社債より擔保付社債の方が餘程多く發行せられたのであつた。これは九年度は社債の借替及び新規發行が相當に多く起債者の立場より、引受者の立場の方が強かつたためである。ところが今年度に入つてからは、銀行が短期よりは有利な長期に資金の投下を求めたため、銀行側の競争が激しくなり、その結果起債者にとつてより有利な無擔保社債が濫發せられるに至つたのだ。最近だけでも臺灣電力、廣島電氣、京都電燈等の社債はすべて無擔保である。ことに廣島電氣の場合の如きは、従來の擔保付社債が無擔保社債に借り替へられてゐるのである。かうした傾向は、たしかに發行せられた社債の基礎の不安定化を意味するものであり、かかる社債を所有する銀行の資産内容の悪化ともなるのだ。

### 4 日銀のマーケット・オペレーションと銀行の證券投資



**日銀のマーケット・オペレーション** 金融殊に短期市場における多少の引締りの傾向にかかはらず円滑な政府の支拂ひ及び巨額の現金償還等の結果日銀のマーケットオペレーションは今年度もまづ順調に推移したものと見ることができよう。日銀の公債手持高を見るときぎの如くだ。

第九表 日銀公債手持高 (百萬圓)

日銀公債手持高	對前年同	期
	比較	増減
10年 3月30日		+16
" 6月29日		+81
" 9月28日		- 2
" 11月 2日		+95

第十表 日銀の各月公債賣却高 (百萬圓)

10年	1月	95	9年	1月	61
	2月	75	2月	86	
	3月	40	3月	96	
	4月	20	4月	114	
	5月	75	5月	185	
	6月	00	6月	65	
	7月	70	7月	177	
	8月	78	8月	32	
	9月	86	9月	10	

間短期公債の償還や借替へで約五億圓が市銀の手に返されてゐるのだから、その點から推定してこの十億五千圓のうち七、八億圓は短期公債からなつてゐるものと思へる。(實際に消化された五億圓の公債のうち更に半額が短期公債からなつてゐると推定して)従來の如き米穀證券、大藏省證券の買入れが毛嫌ひせられずに、むしろ反對に好んで買ひ

慕はれるに至つたものと見ることができよう。その理由は、銀行の手元資金が潤澤を缺いたために、二ヶ月、三ヶ月で償還せられる政府短期證券に投下される資金

第十一表 十年上半期日銀損益勘定 (△は缺損單位百萬圓)

	十年上期	前 期
利息	2.4	3.6
公債利息	5.2	7.6
割引料	6.6	6.6
公債損益	9.2	△4.4
純益	17.8	7.9

債に投下せられる資金は減少することとなる。現にかうした傾向は今年度において發現せられるに至つたのだ。銀行の収益状態の悪化に伴つて、銀行は國債以外の少しでも有利な株式社債により多くの資金を投下せんとする傾向も生じて

が多くなつたためであると思はれる。即ちこの種證券に投下された資金は、短期間で償還され再び投資され直すといふ風に急速な循環を繰り返すのである。しかもこれ等短期證券の利率は七厘五毛で、コールに放出するよりは有利に廻るのである。だから、従來のコールに放出された資金がこの種證券への投資に振り向けられたものとも見ることができよう。**日銀業績に現れたマーケット・オペレーション** それはともかくとして、日銀の公債の賣れ行きはすこぶる順調に推移した。かうした事情は十年上半期の損益勘定にも明瞭に現れてゐる。つきにその重なる項目をあげて見よう。前期との比較において、今期の最も激しい變動は公債利息と公債損益に現れてゐる。公債利息は前期に比較し百二十萬圓を減じ、公債損益は前期の四百四十萬圓の缺損から九百二十萬圓の利益に轉化してゐるのだ。これは前期における公債引受高八億三千萬圓、賣却高六億八千萬圓、引受超過一億五千萬圓といふ状態から今期の、公債引受高八億一千萬圓、賣却高八億八千萬圓、賣り越し六千八百萬圓に轉じた結果であるのだ。日銀の公債賣行きが良好であつた事實を物語つてゐる。

**マーケットオペレーションの前途** だが今年度における日銀の公債賣却が順調に推移したから必ずしも樂觀することはできない。前にも述べたやうに、日銀の賣却した公債のうち半分は短期政府證券であつた。政府は、かかる證券に對しては、二ヶ月三ヶ月毎に償還を行はねばならないのだ。だから財政上の赤字を補填する意味での公債としては役に立たないわけである。更に銀行の貸出増加の傾向が増大すれば、必然に公債



第十二表 全國普通銀行證券投資內容 (百萬圓)

	本年上八ヶ 月の増加	前年同期の 増加
債 債	320	579
貨 債	34	1
債 債	55	36
債 債	43	75
債 債	37	19
債 債	489	710

來た。その結果はいふまでもなく日銀の公債賣行を悪化せしめざるを得ない。かかる事情から考へればむしろ日銀のマーケットオペレーションの前途は悲觀すべき運命にあるのではないかと考へられる。その結果はいふまでもなく、今年度においても既に見られた様な紙幣の増發であるのだ。だからこそ今年の七月二十六日には高橋藏相が又九月二十七日は深井日銀總裁が、公債政策の前途に對して警戒的聲明をなしてゐるのだ。

**銀行の證券** 上述した如く、今年度の普通銀行の證券投資は、國債に對し**投資増大** てよりもその他の債券に對する方が多額に上つた。第十二表を見ると國債及び社債に對する投資が減少し、外貨債、地方債、株式への投資が増大してゐる。

**銀行資産の有價證券への固定化** 第十二表において見た如く銀行の有價

證券投資の増大速度は鈍つたが、増加傾向は尙ほつづけられた。従つて全國普通銀行の有價證券投資額は十年八月には四十三億六千二百萬圓に達し、前年同期より三億二千萬圓を増大してゐる。全金融機關について見れば、十年八月における有價證券への投資額は前年同期より五億九千萬圓を増してゐる。銀行はそれだけ有價證券への價格の依存性を増したわけであり、従つて又それだけその投機性を増大したことになる。

### 5 外國爲替相場

今年度における爲替相場は爲替管理法の發動に基いて大體において保合の状態を示したものと云ひ得よう。ただ八月以來軟調を呈するに至り、十一月に入つてからはその傾向は一層助長せられてゐる。

## 九 轉期に立つ輸出貿易

### 1 輸出の構成的變化

#### 貿易差額の改善

昭和十年度九月迄の輸出累計は十八億二千二百萬圓、輸入は十八億三千八百萬圓、(内地のみ)差引入超は千六百萬圓と貿易尻は未曾有の改善振りを示した。八年度入超七千萬圓、九年度一億三百萬圓と比較すれば對外貿易が著るしく改善されたこと云はれるのも無理はない。だが、しかしそれだけで改善を云々することは早計である。なぜならそれは主として輸入増大率の異常な減退に基因するからである。昭和九年迄は、輸出入の増大はほぼ均衡を保つてゐた。八年から九年にかけての増大率(九月迄)は輸出一五・五%、輸入一七%であつたのが、十年度には

第一表 昭和九・十年度1-9月 累計貿易額比較表 (單位百萬圓)

	輸 出	輸 入	差 額
9年	1,564	1,667	103
10年	1,822	1,837	16
増加率	16.5%	10.3%	

貿易月表 數字は内地のみ

輸出が一六%増大を示したのに、輸入は一〇%等しか増大してゐない。輸入の減退が原料自給の傾向を示すなら問題はないが、それがもし、將來の輸出貿易に不安を與へるが如き性質を帯びてゐるなら充分この點を吟味する必要がある。

**原料用製** 大藏省の外國貿易月表によると(第二表)九年度から十年度にかけて**品の進出** の貿易の變化は八年から九年にかけてのそれと著るしい變化の生じたことを發見する。即ち九年度には全製品が前年同期に比して四一%増で、殆んど總輸出増大の全部を獨り占めてゐた。ところが、十年にはそれが一二%増に落ち、それに代つて原料用製品が二七%増と第一位をしめ、一九%増を示した食糧品輸出がこれに次いだ。もつとも十年七月から統計作成につき變更があつたので正確な比較は出來



第二表 1-9月累計類別輸出品表 (單位百萬圓)

	食糧品	原料品	原料用品	全製品	雜品	再輸出	合計
9年	120.4	67.5	306.9	965.8	20.9	22.1	1563.7
10年	143.4	78.7	465.8	1082.9	21.2	29.4	1821.6
増加率	+19%	+17%	+27%	+12%	+1%	+32%	+17%

ないが。一言で云へば、總輸出額増大テムボは、全製品輸出増の停滞を主として原料用品及び食糧品輸出増によつて

補ひからくも前年の水準に維持せられたことが知られる。  
食糧品輸出 ではかゝる變化は個別的には如何なる商品によつてもたらされたらうか。それを知るために我々は一應重要商品別輸出貿易を觀察しなければならない(第三表)

第三表 1-9月累計重要商品輸出品額 (單位百萬圓)

品目	10年度	對前年増減%
食糧品	小麥粉類	26.4 +48
	小麥類	44.0 +12
	雜糧類	9.8 +15
原料品	木材類	17.8 -0.1
	雜品類	47.8 +36
半製品	植物性油	23.8 +188
	生糸類	264.7 +24
	雜品類	26.6 +63
完製品	絹織物	58.7 +39
	人絹織物	60.0 +5.4
	綿織物	96.5 +24
	毛織物	378.4 +6.7
	メリヤス類	23.6 +16
	紙類	36.9 +4.9
	陶磁器製品	16.8 +14
	硝子製品	31.2 +5.2
	鐵製車輻及部品	16.8 +23
	鐵製器具類	27.3 +3.8
鐵製器具類	38.7 +19	
鐵製器具類	46.4 +13	
鐵製器具類	25.4 +16	
鐵製器具類	248.4 +24	

外國貿易月表より作成

- \* は月表に其他とあるもの
- \*\* 月表には原料用品とあり
- \*\*\* 月表には全製品とあり

食糧輸出が著しく増大したのは、小麥粉と雜糧類の輸出増の結果であつた。なほ植物性油の輸出は半製品に入つてゐるが、それも大部分在胡子油であつて主として食糧品であるが、その驚くべき増大も注意しなければならない。これらすべては主として十年上半年に顯著な現象であつた。小麥粉の輸出増はもつぱら濠洲に輸出されたものである。植物性油の輸出増大は

合衆國における棉實油の騰貴のため在胡子及び大豆油がその代用品として輸出されたので、その限り滿洲國との貿易關係——大豆の輸入——を有利にしたが、これらいづれも永續性を認め難い。小麥粉は過度の原料騰貴のため既に五月以來衰退してゐる。今のところ將來性を認められるのは雜糧類のみであらう。

生絲の なんとしても注目し値ひするのには生糸輸出の復活であらう。前年度に比して約五千萬圓、二四%の増大は、躍進 總輸出増二億六千萬圓に比して如何に重要な意義をもつてゐるかが知られる。九年度六〇%に近かつた人絹系輸出増は、十年には逆に一四%減少してゐる。もつともこれは國內需要増に基づくものと云はれてゐる。これと反對に綿織系は九年度においては前年より三〇%増加し、十年度は更に六三%増大してゐる。しかも皮肉なことにはそれが、邦品排斥の最も喧ましかつた英領印度と蘭領印度にむけて輸出されてゐる。植民地工業化の傾向として注意に價する。

全製品輸出増大 既に見た様に十年度輸出増大は食糧品及び半製品輸出増大によつて支援された。全製品の増加率テムボの減退 は九年度の四一%から十年度の一二%へと衰退した。云ふ迄もなくこれは主として全製品輸出の三分一以上を占める綿織物輸出の停滞に歸因する。九年度輸出増は三〇%であつたのに、十年度にはそれが僅かに六・七%に減少した。勿論この傾向は大なり少なり他の織維製品にも妥當する。毛織物の増大率は八四%から一六%、絹織物は一九%から五・四%に、人絹織物は四九%から二四%へと。メリヤス、鈕釦、陶磁器、ラムプ等従来主要輸出品であつたものゝ増大率は殆んど停止した。ことに帽子輸出は前年の一七%増から一三%減へと逆轉してゐる。九年度に急激な躍進を示した鐵製品(四四%増)、車輛(六七%)、機械類(一四〇%)等は十年度(第三表参照)になつてすつかり落つてしまつた。これは滿洲への建設材料輸出が一應終了したためである。たゞ紡織機輸出のみは引つゞき増大してゐる。綿織系の輸出と對比して興味がある。

雜品 昭和十年度の對外輸出の特徴とも云ふべきは雜品輸出の増大である。水が隙間から漏り出す様に、重要輸出品







第五表 洲別輸出入表(9月迄累計) 単位百萬圓

	輸出* (百萬圓)	對前年増減%		輸入(*) (百萬圓)	對前年増減%	
		9年	10年		9年	10年
アジア	959.9	+26	+15	642.8	+21	+3
ヨーロッパ	187.2	+40	+11	269.8	-4	+25
北米	380.1	-23	+27	649.6	+20	+25
中米	26.6	+204	-16	5.7	+28	+1168
南米	55.6	+84	+44	27.2	+87	+37
アフリカ	142.1	+36	+9	53.4	+57	-8
大洋洲	69.9	+16	+22	170.4	+16	+11

貿易月表より作成 \*實数は10年度

輸出の重點 貿易商品にあらはれた不確定性は國別貿易においてもは新大陸へ認めらる。まづ洲別輸出入貿易を検討する(第五表)昭和九年度は北米大陸(殆んど大部分が合衆國)を除いて他の諸大陸は盡く急激な輸出伸張を示した。ことに中米、南米のそれが著るしかった。勿論絶對數においては第一にアジア大陸、ついで、ヨーロッパ及びアフリカ大陸への進出が重要であつた。しかし十年になつては、この三大大陸への進出は著るしく停滞を示して、北米及び南米がこれに代つた。濠洲との經濟親交は羊毛、小麦の輸入と又絹織物、綿織物輸出を通じて、日本に有利に展開してゐる。特に顯著な現象は北米への輸出が再び回復し

### 3 國別貿易にあらはれた不確定性

の増加と對比して日本工業に構成的變革が生じつゝあることを示唆してゐるやうだ。云ふまでもなく、かゝる變化は軍需工業を中心として行はれつゝある。だから、重工業原料輸入は専ら國內需要に應ずる性質のもので、それが増大するだけ輸出において重工業生産物の進出を期待することも困難である。たゞこれら原料中半製品輸入防遏は日本資本主義の全力を傾倒つゝある問題で、今後は鐵類の輸入は減退するとの見透しも行はれてゐる。なほ纖維工業においては、綿糸紡績と人絹工業において次第に勢力の變化が生じつゝある。これら新興工業の躍進は日本輸出貿易の將來について重要な意義をもつてゐる。

は考へられないから。それにしてもその輸入が次第に遅れつゝある點は見逃すことの出来ない現象である。羊毛は金額においては千六百萬圓近くの減少を來したが、それは羊毛價格下落の結果であつて數量においては一五萬擔、約一二%近く増加してゐる。だが目覺しいのは鐵石輸入で、鐵類は四八%、アルミ鐵は七九%、銅鐵は三六%の増加を示した。同様の傾向は半製品においても認められる。鐵類輸入は四六%、其他金屬は三六%増大してゐる。パルプの四二%増は殆んど全部が人絹工業原料と見て宜い。原料或ひは半製品輸入の増大は全製品輸入テムボの減退と好對象をなしてゐる。ことに内燃關機械類の一九%の輸入減は、前者と結んで、最近の日本の機械工業の發展を物語るものであらう。

貿易は轉 以上昭和十年度對外貿易の分析を通じて我々の感ずる點は、各種商品の輸出入において、その數字が九年期に立つ 度と著るしく變化してゐる點である。もつとも食糧用加工商品輸出の股盛には我々は持続性を認め難い——生糸についても同様である——が、重工業或ひは化學製品輸出の比重が徐々に増加しつゝある點は、重工業原料輸入

第五表 1-9月累計商品別輸入額(單位百萬圓)

	10年度	對前年増減%
食糧品	豆類	50.8 +39
	小麦	32.2 +15
原料品	採油原料	30.0 +77
	原重油	80.1 +39
	原棉花	546.3 -0.7
	羊毛	128.0 -10
原料品	鐵	29.5 +48
	鐵	
原料品	製パルプ	42.8 +42
	鐵類	169.8 +46
	其他金屬	72.4 +36
全製品	鐵油	26.4 +6
	自動車*	25.7 +7
	機械	25.7 -19

貿易月表より作成 \*機械は内燃機關。其他機械類を含む

すべての原料品についてはではない。原油、重油、鐵石、殊に採油原料は驚くべき増加振りを示してゐる。それに反して、纖維原料、殊に棉花輸入は前年よりも三百八十萬圓、數量にして百二十一萬擔約十一%強の減少をしてゐる。それは棉花價格騰貴と綿製品輸出困難のためである。十月迄の數字によると例年よりも約七十萬俵の買運れになつてゐるから、十一年度初頭には十年一、二月と同様な原料輸入の激増を來すものと思はれる。綿製品輸出の絶對に減少を來たさない限り棉花輸入が減退すること



たことである。これは商品に見れば、生絲、植物油等の輸出増が原因となつてゐる。十年度總輸出増大は、他の大陸における増加テムボの停滞を米大陸への輸出回復によつて補填してゐることが知られる。しかもその輸出は未だ八年度の水準に到達してない。輸出回復の原因が上述の如き商品の輸出に基いてゐる限り、永續性が認め難いことは既に論じた。だから、もしその支柱が除かれたとすると、日本輸出貿易の將來は大きな不安に襲はれることを注意しなければならぬ。

**片貿易調** 輸入の變化を觀察すると日本が如何に片貿易の調整に努力してゐるか知られる。中米においてそれが最整の努力も明瞭にあらはれてゐる。對ヨーロッパ貿易においては九年度にはバランスが良好しかけたが、十年度には再び逆轉してゐる。これはもつぱら英、佛、獨からの機械類輸入の激増に基因する。合衆國についても同様のことか認められる。だが結局は、アジア大陸に對する出超と、他の大陸からの入超とは相並行して増大してゐる。即ちアジア大陸の出超は十年度は前年より約一億圓をこえ、それが、他の大陸の約千七百萬圓の入超増をカヴァーしつゝ、十年度の貿易尻を改善したのだ。このうちでは特に支那に對する三千二百萬圓の輸出増は注意されなければならぬ。

**新市場への** ダイヤモンド誌の計算によれば(同誌十年十一月一日)新市場——舊市場の大約五分一——の増加率は進出停滞 九年度は六六%であつたのが、十年度は二七%に落ちてゐる。これに反して舊市場の増加率は九年度の一〇%強から十年度の一四・五%へと進んでゐる。だが勿論この増大は合衆國輸出の回復の影響である。支那輸出が四〇%の増加を示したにも拘らず、對滿洲(關東州をも含む)輸出は九%しか増加しなかつた。これは大陸貿易政策にとつては一つの暗示を與へるものである。

#### 4 外國市場の邦品排斥

##### 蘭印の輸

蘭印の輸 昨年末日蘭會商が決裂してから十年に入つて矢張り日本商品の輸入制限令が發布された。曰く鐵鍋、晒肥料洋灰の制限(以上三月)、ビール、加工綿布の制限(四月)衛生陶器(五月三十日)サロン(六月十四日)の輸入制限等々。だが六月に到つて綿絲輸出激増のため對蘭印輸出は再び回復を始めた。

##### 中南米諸國

中南米諸國 アジア及びアフリカの英植民地から驅逐された日本纖維製品は奔流の如く新大陸に殺到した。最初に懸の條約廢棄 鳴をあげたのはラテン諸國であつた。一月にはキューバが通商條約廢棄を通告し、五月にはダムビンダ

税を賦課した。エクアドルが對日一〇%關稅を試み、三月にはキューバが通商條約廢棄を通告し、五月にはダムビンダ關稅法を實施した。四月にはチリが對日貿易均衡を策し、コロンビアとの通商條約は失敗。五月にはベルギーが輸入綿布割當を實施し、エクアドルが綿布五〇%、雜貨二一三〇%の關稅増徴を行つた。中米への輸出は既に十年第二・四半期より前年の年近くに減退し、南米輸出も第三・四半期に入つて前年より絶對的に減少を始めた。

**合衆國** 日本商品の侵入に對する恐怖はアメリカ紡績業者をすら刺戟した。四月には北部紡績地方の政治家が大統領の恐怖に對日關稅引上を陳情した。日本紡績業者は合衆國の逆鱗に觸れないため自發的に綿布輸出を調節(月五百萬圓以下)せざるをえなかつた。

##### 手袋を投げつ

手袋を投げつ ランカシアアの獨占市場であつたエジプトへの日本綿製品の進出はすさまじいものであつた。一九

けたエジプト 二五年には總輸入の六%にすぎなかつたものが、三〇年には既に二四%をこえ、三三年には四〇%に近く三四年には更に六八%へと飛躍した。其間にイギリスからの輸入はそれより七二%から四八%、二七%最後には一九%臺に激減した。イギリスはラムブソン經濟使節をエジプトに派遣して日本商品をエジプトより驅逐すべく努力した。十年二月には關稅引上が行はれ、七月には遂に通商條約廢棄が通告された。九月二十日から更に從價四割の爲替補



償税が賦課された。

## 5 報復と會商

**貿易の** 昭和六年から八年にかけて生産は三二%恢復したのに、貿易は五九%上昇してゐる。此ことは即ち最近に於ける我が經濟界の隆替推移に於て産業生産よりも對外貿易がより多く敏感なるファクターとして働いたことを示證する……。我國の生産が、國內需要もさること乍ら、右の如く輸出の伸張により誘導せられたことは最も注目する事實でなければならぬ。(昭和十年九月「本邦財界情勢」) 三菱經濟研究所の調査によると昭和八年度輸出の生産に對する割合は一四・六%、輸入の國內需要に對する割合は一五・五%にのぼり、工産品「原料總額の中約三〇%、從つて生産額の一八乃至一九%(同上)」は外國よりの供給に仰ぎ、また總工産品中二一%は輸出される。だから日本政府も引つゞく外國市場における邦品防遏を袖手傍觀してゐるわけには行かない。

**通商擁護** 邦品の差別的待遇に對する報復關稅の賦課については九年五月一日通商擁護法が施行されてゐる。三年來法の發動 抗議をつゞけられて來たカナダの不當關稅について、十年七月二十日つひに通商擁護法が適用され、カナダ産のバルブ、洋紙等に五割の報復關稅が賦課された。相手國が日本に對して出超國なること、「日本品の輸入に對して不當の措置を執つてゐることなる通商審議會の答申中の要件がカナダについて承認されたのであらう。カナダもまた日本の攻撃を迎破すべく八月五日より日本商品全部に對して三三・三%の關稅引上を行つた。しかし其後の發展はどりやらカナダ側の敗北のやうに思はれる。カナダからの木材輸入は本年度、最高三月の百三十六萬圓から一五萬圓に、小麦は六月の百萬圓から九月の二百五十萬圓に、バルブは六月の百萬圓から九月には皆無になつた。バルブの原產地コロムビア州からは連日の陳情が行はれた。結局十月の總選舉の結果は保守黨の慘敗に終りベネット政府に代つて、キン

グ自由黨政府が出現し、對日貿易政策にも轉換が行はれる様だ、いづれ十年末には日加會商にこぎつけるかも知れない。**日埃** 日本はエジプトから手袋を投げつけられた。だがそれはカナダに對する報復の様には行かない。エジプトは日會商 本にとつては出超である。しかもアフリカ市場の三分の一を占めてゐる。日本はこの市場を失ひたくない。だが求償制度は困難である。そこで、最惠國待遇確保の一本槍で進むこととなり、笠間代表一行がカイロに乗り込んで十月二十二日から會商を開始してゐる。

**その他** 昨年末休會のまゝの日關會商は決裂の原因たる海運につき十一月中旬より、南洋海運の代表者と、蘭印ジャの會商 バ・チャイナ側の代表との間に豫備會商が行はれることとなつてゐる。もしそれが成功すれば貿易一般の協議にまで展開する筈である。日漢會商は目下關稅引下の交渉が行はれつゝあるが、いづれ十二月には正式交渉が開始されるだらう。今一つ、最近ドイツ東洋經濟使節キープ、クノール博士と外務省の間に日獨貿易調整が議題になつてゐる。日獨貿易は甚だしい片貿易になつてゐるが、日本側は兩國間協定に基いて日本輸出を輸入の四分之一に迄引上げることを要求してゐる。ペルーに對しては無條約辭せずと日本は仲々鼻息が荒い。フィリッピンの商工會議所も日比片貿易調整をはかるため十月來朝して財界有力者と懇談しつゝある。將來これも亦外交上の問題となるだらう。

**北鐵讓渡資金** 北鐵讓渡協定によつて一ヶ年三千百十萬圓迄(總額九千二百三十萬圓)は商品輸出をもつて支拂にあによる輸出 てられることになつてゐる。五月にキセリヨフ代表が入京して買付が始められた。八月迄の契約は四千六百萬圓にのぼつた。これも輸出促進の一つの方法である。

## 6 貿易統制

**邦商賣** 外務省の巡察使としてアジア大陸視察から十月初に歸朝した松島大使の一つの結論は「現在としては日本商



**崩し** 品の安値は各市場の歓迎するところであるが第二次、第三次の注文と回数を重ねるに従ひ日本商人の賣崩しのため折角開拓した市場を喪失するやうになつてゐる(十年十月二十日「讀賣新聞」)ことである。中米への輸出不振の原因が、邦商の廉賣にあつたことは周知の事實である。生産者、貿易商の輸出競争は到るところに非難をまき起してゐる。十月には三井物産の上海鐵商團獲得に對抗して關西輸出商が採算無視の輸出を試み「自省なき競争」を展開せんとしてゐる。賣手の競争の弱點は買手が國家機關である蘇聯への賣込みにおいて最も明瞭に示された。蘇聯側は一流メーカーとは殆んど契約してゐない。セメント、マニラロープ等の引渡價格の安過ぎについてあらゆる方面からの苦情が殺到した。統制は絶對的に必要である。

**輸出統制現況** 左に九年末より實施された統制機關を掲げる。

年 月	統制機關	品 種	地 域	作別方法
昭 九・一〇	日本柑橘北米輸出組合	蜜柑	北米	輸出方法制限
九・一一	日本英大小輸出組合	シャツ、靴下	ファイリッピン	数量制限
九・一二	日本護謄製品輸出組合	ゴム靴	滿支を除く全部	数量制限、價格決定
一〇・二	日本電球輸出組合	家庭球	關印	数量統制
同	日本絲染綿サ	絲染綿、サロン	世界市場	届出強制、關印は數量統制
同	ロン輸出組合	全製品	アルゼンチン	價額制限及び輸入獎勵
一〇・五	日本南米輸出組合	絹織物、綿交織	中南米	手数料徴收、輸入獎勵
一〇・八	日本南米輸出組合	雜貨	中南米	手数料徴收、輸入獎勵
同	日本南米輸出組合	絹・人絹織物及加工品	中南米、關印、イラク	手数料徴收、輸入獎勵、關印は數量統制のみ

興味あるは組合による輸出統制が、單に價格、數量の統制に止まらず、中南米については求償制度の線にそつて組合資金による輸入獎勵にも及んだことである。松島大使の言はそれが將來はアジア大陸にしても及ばざるべきことを示唆してゐる。

**日印協定の効果** 求償制度の代表的な例は日印通商協定であるが、それは果して如何なる結果を示したであらうか？ 九月の積残りを生じた。協定によつてうち八百十萬ヤードは第二期に繰越せるが、残り即ち割當數量の二割六分五厘は輸出の權利を放棄しなければならなくなつた。これは第一年度の積急がこうした結果を生じたものとして日印協定の缺陷が云々されてゐる。求償制度が次第に盛行を極めんとするとき一方では求償制度の困難が早くも發生しつゝある。南阿

聯邦との間には羊毛買付の申合がなされたが羊毛騰貴のため効果を充分になさなかつたし、ペルーからは總輸出を超過する迄棉花を買付けてゐたが結局條約は放棄されてしまつた。

**對米輸** アメリカのN・R・A政策發動に驚いて、九年度に、マッチ、數物、絹織、陶磁器等の輸出統制が行はれ、十出統制 年に入つては綿布の統制が始められた。十月には更にファイリッピンへの綿布輸出についても最高額を年四千五百平方メートルに制限する協定が齋藤大使とセイヤー合衆國國務次官との間に成立し十月末には對比島日本綿織物輸出組合を中心として、絹織、綿工聯の間で輸出割當量が決定された。さて、この自發的輸出統制中、コーヒー茶碗の對米輸出に對する價格統制は好成績を納め、九年度の輸出累計は前年の千十八萬圓より四百萬圓以上を増大し、更に十年八月迄累計も前年同期より百萬圓の増加を示してゐる。そこで十年春合衆國で日本綿布排斥運動が勃發したとき、コーヒー茶碗の前列にならつて五月から日本綿布の米國相場を米國品より一ヤードにつき一セント安に決定した。それで月五百萬ヤードの輸出が出来ると思つてみたのだが、事實は從來一ヶ月平均が四百萬ヤードを超えてゐたものが七月には百三十萬ヤードに九月には二十萬ヤードに激減してしまつた。



## 十 過剰生産と統制法

### 1 生産過剰の顯現

**新興産業へ** 昭和八年以來のインフレ景氣において、もつとも華やかな活躍をなしたのは、新興産業としての化學工業の資本殺倒業であつた。昭和八年以來十年上半期迄の同部門の計劃資本は五億圓をこえて、總計劃資本の約六分一、製造工業部門總計の三分一（日銀調）を占めてゐる。金屬工業及び機械器具工業への投資計劃がこれにつぐ。化學工業への投資計劃の大部分は人絹工業に向けられた。

#### 人絹生産懸念の爆發

昭和六年末から十年六月にかけての短期間に、帝人、旭ベンベルグ、東洋レイヨン、倉敷、日本レイヨンの爆発、東洋紡、東京人絹の七大人絹會社の日産能力は二三〇噸から三九七噸へと二九%の激増を示した。それどころか十一年春までには、それが更に四三五噸へと、重ねて四六%の増加が見込まれてゐる。つまり、九年末から十一年春にかけての一年間に、人絹生産能力は、ほぼ二倍にならうと云ふのだ。否、それだけではない。この外に庄内川、錦華、日清、太陽、日出紡績、鐘紡其他二〇社日産合計一〇九噸の増産計劃がある。もし、これが實現するとなれば、人絹生産能力は一躍二倍半に増大する筈である。かゝる増産計劃が人絹價格に影響を及ぼさないわけではない。果して昭和七年中頃以來下降傾向をつづけ来た人絹價格は四月から五月にかけて更に急落を開始した。生産過剰は俄然表面化するに到つた。勿論これは外國輸出の停頓に影響されたことが大きい。八年から九年（全年）にかけては人絹糸は三倍餘、織物は三割以上の輸出増を示したのに、九年上半期から十年同期にかけては、織物の方は前年と同様の進出を示したが、人絹糸の方はわづか一割（以上數量）の増加を示したのみで、價額においてはかへつて減退をすら示して

ゐる。織物の方も八年から九年（全年）にかけてこの輸出價額は二倍半の増加を示したのに、九年上半期より十年同期への増加は、僅か三割に上つたに止まる。かくて、人絹布在荷は九年末から十年一月にかけ五割近く増大し、更に二月からは引きつゞき増大して八月には新に六割近く増加した。人絹カルテルはこの過剰生産から免れるために、七月から二割、八月十一日以後は三割の操短を行ふことになつた。

**其他化學工業 過剰生産による人絹工業の不安はたゞちに曹達工業に影響した。** 元來苛性曹達需要の五割は人絹需

過の剰生産 要に向けられてゐる。勿論其他染料、石鹼、精油業の發展も曹達工業の躍進を刺戟するには力をもつてはゐるが、曹達自給が可能になつたのは九年度のことである。しかも十年には前年よりも三割以上の増産を結果した。十年八月における日本曹達、旭ガラス、電解會社の日産能力計は七百噸で、年にして二十二萬噸であるが、現在、旭ガラス、川南工業、日本曹達、朝鮮窒素等の増産計劃があるので十年度には三十六萬噸（以上『ダイヤモンド』誌一〇、八、二一）をこえるだらうと推定されてゐる。既に今年度の供給過剰は上と見られてゐる。

比較的小資本からなるセロファン工業も極度の不振に悩まれてゐる。九上期に比すれば、セロファン市價は十年夏には半値以下に落ちた。これは、その間に生産能力が丁度三倍になつたためである。不況克服のために六月から工業組合が結成され、三ヶ月間三割操短が決議された。硫安工業は、九年末の年生産能力は一一八萬噸であつたが、十年に入つて、昭和肥料の五萬噸、矢作工業の三萬噸、宇部窒素の十萬噸、東洋高壓の一五・二萬噸、滿洲化學の一八萬噸、多木の五萬噸等合計五十五萬圓噸の能力が漸次に活動を開始しつゝある。もつとも今のところは自給の域に入つてゐないし、ことに秋に入つての農村景氣によつて不振への轉落までには進んでゐない。

**軍需産業** 軍需産業の中心をなすものは勿論重工業、特に製鐵業である。昭和七年以來製鐵の需要は急増して、八年の増産には既に八一萬噸（五八%）を増加し、二二二萬噸になり、更に九年には、僅か一年間に二四%を増加し



二五〇萬噸臺に上つた。内地及滿洲の鉄鐵生産は八月迄累計においても既に九年から十年にかけ約一五%を増加して一七九萬噸になつたが、それでも、鐵鋼の不足をつけて、九月迄に鉄鐵七五萬噸、屑鐵一四一萬噸、鋼材二五一萬噸の供給を外國に仰いでゐる。そこで鉄鐵増産計劃だ。十一年春までには淺野造船、日本鋼管、鞍山製鐵等の熔鑪爐から年三十萬噸の鉄鐵が生産されることとなり更に十二年末頃には約二百萬噸の増産が行はれる豫定である。だから恐らくは軍需需要のヨリ一層の増大のない限り年産四百萬噸時代に入れば或ひは過剰生産が生ずるかも知れぬが、今の處は問題はな

第一表 平爐製鋼能力 (千噸)

昭和六年末	昭和九年末	昭和十年末	昭和十一年末	平爐基數	年産能力
一〇九	*一二五	*一三三	*一三八		二、九一一
					三、六四九
					四、三〇〇
					四、五〇〇

熔鑪爐と異つて平鋼は必ずしも巨額の固定資本を必要としない。従つて増産は小資本によつても可能である。だから十年度には早くも剩産不安が顯れだした。鋼材市價は四月から下げつゞけである。滿洲に鐵鋼業が勃興したことも、各種産業部門における増産設備がほゞ一巡したことが、内外市場の萎縮を來して、かくは製鋼部門の不振を招來したのである。

會社収益 十年上半期にあらはれた生産過剰の傾向は物價の一般的下落をもたらし、事業會社の採算は悪化した。たの減退 とへば『ダイヤモンド』誌の採算指數を見ると九年六月の一二三から次第に低下して四月には九六に到達した。このことは、先にあげた剩産傾向の顯著な産業部門において明瞭にあらはれる。(第二表) 機械工業生産は未だ好況を持してゐた。だが、それらすべての様相も八月以後の景氣指標の上昇への轉換によつて再び變化しつゝある。

2 カルルテ統制の混亂

第二表 新興産業及び軍需産業の収益

産業	9年		10年
	上期	下期	上期
人絹工業	5.40	4.24	3.62
帝人	3.39	4.28	3.22
旭	5.81	5.61	3.55
東洋	6.42	66.5	6.02
日本	1.59	0.90	2.17
神戶	2.68	2.68	3.19
日立	2.08	2.31	2.68
芝浦	11.65	35.1	3.70
日本	2.27	2.73	2.38
大日本	1.18	1.14	1.14
大日本	1.40	1.37	1.51

限産率 生産過剰が激しくなるにつれて各産業部門は生産物の價格下落を阻止するため相づいで限産率の擴大に努めた。(第三表) 一般に云へば限産は六七月頃において最も甚だしく、秋になつて、次第に緩和されて行つた。勿論それは秋に到つての物價反騰傾向に刺戟された點もあるが、最近顯著になつたカルテル崩壊傾向の影響が特に重要である。つまり各産業部門に出現したアウトサイダーのため統制が困難となり、限産の効果が失はれるに到つたことである。

アウトサイ 昭和八年以來のインフレーション景氣は到るところに新企業の新興産業及び、ダイ 小規模經營の可能な産業部門において甚だしかつた。所謂重要産業部門において如何にアウトサイダーが多く、カルテル支配が弱まつたかは第四表に示す通りである。放任すればカルテルは崩壊せざるを得ない。そこでカルテルとアウトサイダーの間に猛烈な闘争が開始される。カルテルは崩壊か、再編成かの十字路に立たされた。

人絹カルテ 日本の人絹生産費は昭和四年頃から見れば約三分一から甚だしきは五分一近く減少した。日本における活動 人絹工業の異常な躍進はそのためである。(第五表参照) 人絹工業は新興産業である。だから新設備ほど生産費の低下が可能であり、従つて、一兩當り利益率(拂込資本對)を見ても帝人の三三%、旭の一%、倉敷人絹の三二%日本レイヨンの一二%と云つた様に大會社の間に於てすら競争力に著しい差違がある。もつとも競争力はこの



第三表 限産表 (百分率)

	9年 平均	10年	
		5月現在	10月現在
人絹	ナシ	20	20(外に10共保)
羊毛	40(10月より)	20	10(9月は全廢)
絹糸	33	33	33
綿糸	16.6	20	26.2
綿縮	14萬反	17"	5"
輸出向	2萬反	2"	2"
内地向	20萬反	27"	22.5"
綿ネル(生地)	46.6萬反	45"	25"
編三綾	9萬+(11月)	8,,	8,,
綿三綾	6月 16 <sup>0</sup> 萬反 12月 120	145,,	130,,
色布(無地)	58.6千匹	58.8,,	58.2(9月)
輸出羽二重	48.8	0.0	45
晒粉	46	46	43.8
洋紙	54.9	57	55
セメント	22.6千トン	17.4,,(8月ヨリ)	17.4,,
丸銅ベース	23.5百萬トン	10年度分	15.7百萬トン
石炭(年送炭)			

テル強化に反対したものだ。だが一方ではヴィスコース糸生産技術の發展はベンベルグ糸の特地位を奪ひ、他方人絹恐慌は豫想外に進展したので、七月の第二次操短(二〇%より三〇%へ)には苦もなく妥協してしまつた。

點だけでは決定されない。事實十年春輸出業者が人絹生産者に限産要求を出したとき最も採算難に悩んでゐた日本レイヨンは双手をあげて操短に賛成したが、他の會社は新設會社整理のためむしろ價格下落を歓迎した。しかも、以外の價格急落によつて五月初大會社が操短申合せを行つたときも最後迄反對したのはむしろ旭ベンベルグであつた。同社は藥品自給、低率配當(野口資本で日室の支配下にあり)と、ベンベルグ糸(高價)生産の強みをもつたものと云はれてゐるが、その外に近く一三應のベンベルグ糸と十二應のヴィスコース増産設備の完成を見越してカル

第四表 カルテル支配の弱化

	加盟者	非加盟者	カルテルの生産%
績業	62	9	
績業	12	1	
績業	10	3	
紙	9	2	
イト	15	7	40
粉部	12	3	95
東部	5	3	57
西部	9	8	
素油	18	8	71
油	7	2	95
ト	16	5	
粉糖	3	3	約80
糖	5	1	
鐵	3	1	
鋼板	6	6	78
板	4	2	
板	2	3	83
鍍板	9	7	
油	3	3	
炭	4	0	100
石	27	4	

註 10年5月現在。

界の王國淺野と、三井資本の支配下にある小野田セメントの間に正面衝突が起つた。九年六月カルテルの増産中止申合せに對して大分セメントは敢然反對をとらへ、それを小野田が支持して、カルテルは二分してしまつた。かくて、小野田

その他の 硫安工業においては、内地資本と、滿鐵資本(滿化)と朝鮮野口資本との對立があるが、朝鮮窒素のカルテル加入と、新設備の實産額が豫定より少なかつたことからカルテル解散論は解消して、今のところ矛盾の爆發を防いでゐる。過燐酸カルテルはたへず多木肥料に脅かされてゐる。だからこゝでは解散論がとらへられる。セメント・カルテ 昭和四年から九年にかけてセメントの需要は九%しか増大してゐない。しかるに生産能力はそれと統制法發動 の間に九三%膨脹した。問題はこゝから出發する。過剰生産を阻止するためにセメント・カル

テルは引つゞき五割以上の限産をつゞけて來た。かゝる限産は老朽設備の封緘可能な淺野セメント等には有利かも知れぬが、新式設備のみよりなる新設會社には不利である。この點から、セメント



は、大分、大平、電化の三社を率いて脱退し、販賣競争の激化を惧れた淺野及びカルテル側は、重要産業統制法第二條の發動を政府に陳情した。九年十二月統制法發動の結果、カルテルの増産中止（九年六月より一ヶ年間）決議は小野田派の勢力擴張を阻止したので、母國に納れられざる三井資本は、滿洲及び朝鮮に工場新設を開始した。この統制法發動について注意すべきは、第二條の増産中止が九年六月迄遡及するため聯合會側にも打撃が加へられたこと、第二條と同時に第三條の公益規定が適用され、一袋當り六錢の値下が強制されたことである。しかし重要なことは、統制法が、植民地、滿洲を考慮に納れなかつた缺陷を曝露した點である。だから統制が強行され、ばされるほど、内地對植民地資本の對立が激化してゆく。本年四月になつてセメント工業改善委員會は更増産中止一ヶ年延長、内地對滿鮮對立調和に關する答申案を呈出した。今のところ政府はかゝる紛争の原因がセメント業の高利潤に基くものと見て、委員會の答申に従つて、九年度下期成績が上期成績に比して増收

第五表 世界人絹生産費比較 (單位マルク)

	イギリス	ドイツ	日本
原料藥品	0.76	0.67	0.41
賃銀動力費	0.95	0.83	0.33
營業費	0.39	0.33	0.12
總生産費	2.41	1.83	0.89

註 ドイツ・人絹新聞による。

を示してゐるから一袋九十九錢（芝浦渡）を更に三錢乃至五錢引下を強制するとの意向をもつてゐる（一〇、一一、一三「讀賣」だが、内地セメント業者は、目下小野田獨占の朝鮮市場進出に熱中してゐる。内地業者の契約価格は朝鮮市場の平均最高値より一袋四十錢安。

製粉カル

十年七月中旬日清製粉が製粉共販組合の解散を提案してから、過去五ヶ年間鞏固な組織を誇つてゐた製粉

テル崩壞 カルテルはつひに消滅してしまつた。直接の動機は日清（能力二千パーレル）と日本（一七・七千パーレル）の對立であるが、根本的には、從來のこの三社（上記二社の外日東製粉）のカルテル結成のため小麥粉價格の高値維持が最近に到つて一五社（百パーレル以上）、七千八百パーレル——カルテル三社の能力は四萬八千パーレル——にのぼ

るアウトサイダーを生み出したことと、農林省の組合製粉獎勵が八千パーレルにのぼる農村製粉能力を加へた點にある。つまりカルテルの存在は小資本に利潤を保證する結果を齎らした。しかも、政府の小麥自給五ヶ年計劃の成功は、外麥輸入獨占のカルテルの強味を失はしめた。大資本の當面の目的は、これがアウトサイダーを擊破して自己の市場へと吸収するにある。だからここに生ずる販賣競争は來るべき一層の集中化の前提である。

紡績増

十年度新投下資本中、紡績會社の増産投資が相當多額にのぼつてゐることは注意を惹いてゐる。それにも拘らず、紡績聯合會の主流は、綿製品の海外進出停滯に應じて、増産制限の傾向が強くなつてゐる。販路の萎縮にも拘らず増産が試みられるのは、割當擴大と、生産費切下のためである。ダイヤモンド誌の調査によると舊設備の生産費を一〇〇とすれば、ハイドラフトの改造設備は八〇、カサブランカ式は六五と云つた低廉さである。しかし新増

加は利産を強めるから、なんらかの方法で制限しなければならない。そこで、大紡績は中小紡績の操短擴張要求（三三％）を入れると同時に新錘については休錘率を多くすることにした（九月廿一日決議）。だが紡績資本にとつて今一つ顯著な現象は既に停滯化の傾向の顯れ始めた紡績事業から如何に資本を回收し、それを如何に他の収益率の多い事業に投下せんかと云ふ努力である。大日本紡 鐘紡、東洋紡等の入絹工業への進出、鐘紡、吳羽紡、東洋紡、大日本紡等の加工綿布への進出等はかゝる努力のあらはれである。従つて本來の産業部門の資本から見ればかうした紡績業者の進出は巨大なアウトサイダーの出現の形をとる。

ビール・ト

ラスト完成 ビールは既に大日本と麥酒鑛泉が合併されキンビールもその支配下に立つに到つたが、十年に入つて更に東京、櫻の二社も大日本の支配下におかれた。たゞかゝる完全なトラスト化も商工省の値上反對の警告によつて獨占利潤を擅にすることを禁ぜられてゐる。

石油業法

周知の如く石油等に對しては九年六月から石油業法が施行されてみて、石油價格が政府の手によつて統制



**の矛盾** されるとともに、業者は六ヶ月の石油保有義務を負はされた。だが、そのためには八十萬噸を貯油すべきタンクを用意しなければならない。だから業者は別に五千六百萬圓の資本を固定すべく強制されてゐる。金利其他繼續費負擔のみでも四百五十萬圓にのぼると推定されてゐる。彼らに可能な方法はガソリン値上げのみである。

**日鐵對滿鐵** 資本の統制と同時に國防的性質をもつて國家資本の支配下に九年二月、誕生した日本製鐵會社は皮肉に**資本の對立**も、これも等しく國家資本たる滿鐵支配下の在滿製鐵會社と正面衝突するに到つた。軍需品の廉價生産を目的とする日鐵の販賣政策は昭和製鋼、本溪湖煤鐵等の銑鐵販賣利益を減少するからだ。問題は日鐵が併合會社、輪西、釜石、兼三浦三社所有の共販會社株を肩代りせんとしたことから始まる。この銑鐵共同組合は大正十五年（昭七共販會社に改組）に設立されたもので、右三社の外滿鐵系資本が参加してゐる。今、もし日鐵の主張の通り三社の持株を肩代りすれば、共販機關への日鐵の参加分は五五%となつて滿鐵の覇權が奪はれる。内地市場への日鐵の供給は三分二を占めてゐるし、第一、肥料、セメント業日滿統制經濟政策に悪例を残すと云ふので、日鐵側は極めて強硬だつた。結局兩者協調は失敗に歸し、七月以降、日鐵側には三井、三菱、岸本三社によつて岸本商事なる新ブールが組織されて販賣機關として活動することになつた。

### 3 生産統制是非

**經濟統制** 前節にのべたやうに、インフレーションはアウトサイダー放出を結果し、各産業部門のカルテルは十年度に**の要望**つて相ついで崩壊の危機に瀕した。かゝる事情に際して資本自身のとつた對策はもつぱらカルテル解散による自由競争を通じて、ヨリ一層の集中化を試みることである。洋紙、ビール業においては既にこの段階に到達してゐる。また一方では利潤減退の苦痛から免れるため國內資本の植民地流出が生ずる。たとへば低原價は電球製造業者に朝

鮮への資本輸出を強要する。内地女工の賃銀は三十錢なのに、朝鮮のそれは十五錢ですむ（一〇、六、一）『ダイヤモンド』前者の場合には競争過程を通じて中小資本の破壊が行はれるし、後の場合には早くも、セメント、肥料銑鐵にあらはれたやうな内地・植民地の對立が生ずる。また、自由競争の結果が一産業部門に唯一のトラストを形成させるとして、そのの目論む獨占利潤は『國家的見地』から承認するわけにゆかない。かくて産業統制の要求は益々強くなる。

**貿易** 資本主義日本にとつて外國市場は仲々重要である。最近日本の景氣にとつて世界市場への邦品進出がなみ／＼**統制**ならぬ影響をもつてゐるとは既に論じた。（貿易の章参照）だから、世界各國の邦品防遏に對抗するため、日本の貿易業者、生産者は輸出統制に力を注いでゐるし、政府もまた經濟外交により、或ひは輸出組合による統制によつて販路の開拓に大わらわである。

**輸出組合** 輸出組合は大正十四年三月末『同一種類の重要輸出品』の亦是『同一市場を目的』として貿易に従事する者のた**組合**めに設けられた法律に基き結成される。最初は専ら品質検査に止まつてゐたが、昭和六年頃から數量、價格の統制にも關與し、昭和九年には、組合統制を主務大臣の監督下（七條二、三）に置くとともに、組合員及び組合員外に政府が統制命令（九條）を發しうることになつた。昭和七年四月對露輸出組合に對して統制命令が最初に發動して以來、しばらく發動を見なかつたが九年に入つて俄かに活動を始め、マッチ（對米）、陶磁器、（對米）、十年九月に比島及びブラジル綿織物（對印）輸出組合に第九條が發動し、十年に入つては、電球、加工綿布、メリヤス、雜貨等にひろげられた。（貿易参照）、十年十月末組合數中央會（十年七月）を加へて三十四。

**重要産業統** 元來大工業においては自守的なカルテルが存在してゐて、生産統制、販賣統制を行つてゐたが昭和年代**制法の變貌**のデフレーション時代の不況時にかゝる自治的カルテルを援助して不況打開に努めるための國家統制の必要が論ぜられ、昭和六年四月、重要産業統制法が制定された。これによつて主務大臣より重要産業と指定された産



業部門のカルテルは同業者二分の一以上加盟を条件として届出義務を負ひ(第一條)、『加盟三分ノ二以上の申請』ある場合には統制委員会の議を経て政府は統制命令を發する(第二條)ことが出来るやうになつた。このことによつて生産者のカルテル攪亂行爲は國家の手によつて禁止することも出来るのだ。昭和十年十月現在の統制委員は、會長商工大臣、委員は官吏六名。上院議員三名、下院議員三名、郷誠之助を筆頭に實業家五名、其他共二一名から成立してゐる。

昭和六年末に重要産業に指定されたものは綿絲紡績、絹絲紡績、人絹、製紙、セメント、製粉、鐵鋼業、其他化學工業等十九産業にのぼつた。更に七年末に精糖、精油、二硫化炭素の三部門が指定され、九年五月に入つて麥酒及び石炭鑛業が指定され、總計二十四部門に上つてゐる。

元來これらの産業部門は以前より自治カルテルを組織してゐたので、大きな混亂の生じない限り同法の存在は大した意義をもつてゐない。たゞ注意すべきは、同法成立當時は専ら、『當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護』することが目的であつたが、最近に到つて、カルテル橫暴の叫びが強くなるにつれて、むしろ第三條の、『統制協定が公益ニ反シ又ハ當該産業者ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業ノ公正ナル利益ヲ害スト』認められた場合の所謂『公益規定』の適用の方が中心問題となるに到つてゐる。既述の如く、洋紙、砂糖、ビール、鐵鋼等には價格引上の警告が發せられ、セメント業においては第二條及び第三條の發動を見てゐる。これとは法的根據を異にするが、商工省の石油價格引上反對の如きも同様の傾向を示すものである。このことこそは、暫定法たる重要産業統制法がその存廢に關して一方に熱心なる支持と、他方に猛烈な反對を齎らした原因である。

**工業組合** 中小工業は自治的統制を行ふべき核心をもたない。對内的にはとも角も對外輸出貿易においては、かゝる**の活動** 無統制が日本商品の信用を失墜する惧がある。だから國家統制はまづ輸出商品生産部門に對して行はれた。大正十四年の重要輸出品工業組合法はかくして生れ出た。初め二十四種の商品生産部門について適用されたが、昭

和六年七月に到つて統制を輸出工業に限らず一般内地品工業にも及ぼすこととして工業組合法に改正した。當時の指定産業は三十四種、昭和十年夏には七十種をこえるに到つてゐる。組合數も昭和五年末の百(内聯合會十)から十年五月には五百七十三(内聯合會三十三)へと激増した。業種別に見れば矢張り輸出の大家たる綿布工業が一番多く組合約百餘で全組合數の三五%、それについて陶磁器、木材製品、金屬製品、人絹織物と云つた順序である。

工業組合は同法第三條の規定に従ひ、製品原料の検査、生産、價格統制を行ひ、購入、販賣、加工につき共同設備を設けることが出来る。工業組合中央會の調査によれば十年三月現在總組合中検査を行ふもの四一六、生産調節三一〇、價額協定二七四、共販一九五、共同購入一六〇、共同設備一二八、金融事業一一六、取引先協定五八と云つた事情である。

これらの統制活動中特に興味のあるものは生産分野の割當である。それは一定時期の生産高に基いて、地區別に製造權利を與へる方法であり、勿論多くは共同販賣と並行する。かうした方法は輸出羽二重、陶磁器等において成功を見てゐる。たとへば日陶聯(日本陶磁器工業聯合會)の例をとると、厚瑠璃受皿は瀬戸組合が六九・九七%、岐阜縣が二九・九九%、名古屋が〇・〇六%と云ふ風に各商品につき、各地方組合に割當てる。(以上、經濟聯盟「調査彙報」二二二號、「ダイヤモンド」一〇・九・一)元來が獨立生産者の集團であるから、集中的活動はまづ流通部面に行はれるのは當然である。だが、最近加工部面にも次第に共同設備が利用されるに到つてゐることは注意に値する。

**「商工金庫」** 生産及び販賣については工業組合、商業組合、輸出組合等に關する法令が用意され法文上政府の統制下**案の修正** におかれてゐるが、金融部面においては中小商工業の統制は未だ發展してゐない。そこで發案されたのが商工省の『商工金庫案』である。資本金一千万圓(年額政府出資)の中央金庫をつくり商工兩組合中央會を通じて各

組合員に金融しようとなふ案であつたが、經濟上成立せず亦他に特殊銀行、信用組合等の小口金融機關があるから屋上屋を重ねるものとして大藏省の反對で、資本金を半減された。



**紡聯・綿工** 中小商工業者の組合法による保護統制は、彼らと大資本との対立抗争においてはしばしば小資本に有利な例である。『重要輸取出産規則』に於いては、紡績聯合會と日本綿織物工業組合との對立の如きその一例である。『重要輸取出産規則』により加工綿布の輸出検査は綿工聯又は綿同聯に商工省から委嘱されてゐる。だから大紡績會社も加工綿布については組合の統制に服しなければならない。この點紡聯の不平のあるところだ。十年十一月には吳羽紡績が染色工場を完成して綿工聯に割當を要求してゐて、染色加工業者の反對にあひ商工省は裁定に苦しんでゐる。だが一方では紡聯は綿絲供給を通じて綿供給を通じて綿工聯を苦しめることは忘れてゐない。

**紡聯對輸** 現在綿布輸出總額中一六%が統制され、そのうち一五%は對印輸出、また總額の八%、つまり對印總輸出の五三%は紡聯の製品である。しかも輸出統制は輸出組合に委ねられてゐる。紡聯の不満は其點にある。

**出組合** の五三%は紡聯の製品である。しかも輸出統制は輸出組合に委ねられてゐる。紡聯の不満は其點にある。對印輸出中八割は輸出組合員に割當てられ、残り二割だけが競争入札によつて割當てられる。紡聯加盟會社が輸出につき貿易業者を撰擇しうる自由はだからこの二割に制限される。これは大貿易業者の利をはかるためであり、他面永年にわたる紡聯の市場開拓の努力を無視したものである。少なくとも將來の輸出割當については五割迄は紡聯の支配下にあり組合員に割當てると云ふのである。だから三組合からなる綿業協議會は開店早々休業の憂目を見てゐる。生産部面に於ける大小資本の對立流通部面と生産部面との統制が出来なければ輸出統制は困難であらう。

**肥料統制** 大資本の肥料生産者と農業との對立はあちこちに矛盾葛藤をまき起してゐる。過燐酸では、農林省は多木の困難 肥料の對カルテル闘争を歓迎してゐる。だが、商工省は燐肥カルテルの工業組合法第八條による強制命令發動要請に惱まされてゐる。内地硫安カルテルと植民地工業（滿洲化學、朝鮮窒）との協調も仲々困難な様である。

**内地産業と植民地産業** 肥料について一寸觸れた様に最近顯著な傾向は朝鮮滿洲への資本輸出である。これは滿洲事件以後顯著な現象であるが、内地における經濟統制が強化するにつれて統制をもとめて資本の流出することは當然

である。セメント・カルテルにおける紛争は植民地においては統制法も解決の途を知らなかつた。

**鐵鋼國策** しかし一番大きな問題は製鐵業における日鐵と滿鐵資本の對立であらう。日本製鐵は云ふ迄もなく舊八幡の所有に歸してゐる。『鉄鋼』における統制は自由統制なりと雖も、統制經濟主義に立脚し、常に一貫して生産消費兩者の共存共榮と仲介搾取利潤の合理的制限とを以て根本方針（經濟聯盟に對する日鐵取締役小日山氏回答）としてゐる。日鐵は軍事上其他の必要から『本邦ニ於ケル製鐵事業ノ確立ヲ圖ル』（日鐵會社法第一條）ために成立したものだ。だが滿鐵資本は日鐵の鉄鋼生産の獨占を好まない。しかも注意すべきは滿鐵も日鐵と同様に國家資本の一部分である。勿論この外に製鋼部門においては民間資本との對立も表れてゐる。

**石油** 國防的見地からの統制は昭和九年春から實施された石油業法によつて更に明瞭に示されてゐる。陸海軍大臣は統制 『軍事上必要アリト認め』たる場合には商工大臣と協議の上石油の販賣價格、供給量、設備等につき統制命令を發することが出来るし、『石油業法第七條、同施行法第九條』政府の買上を拒絶（業法第六條）することは出来ない。

問題を生じたのは第五條に規定された石油保有義務であつた（前節参照）。石油業者が六ヶ月分の石油を貯蔵するには五千萬から七千萬圓の資本を投下しなければならない。そのための一番早い方法は石油價格の引上であるが、これは公益規定（第七條）の手前獨占價格を容認することになつて困る。その外には政府が負擔するか、金融業者に出資を強制するかが必要がある。前者は財政が許さないし、後者は今日未だ投資統制遂進行してゐない。既に我々は綜合的統制法の不備のため、生産者と、輸出業者、大カルテルと組合との對立、内地資本と植民地資本の對立調和の困難を見てきたが、こゝでもまた統制は一産業部門についてのみでは不完全なことを知つた。かくて業法施行にも拘らず、保有義務の實行は延期に延期を重ねたが結局、商工省は十年十一月一日より一ガロン二錢五厘の引上を容認し、他方義務貯油のため二



百七十萬圓の補償を行ふ點迄妥協するに到つた。しかし外國資本の統制については何ら決定を見るに到つてゐない。

**産業統制是非** 當初カルテル助成法として生れ出、最近に到つて、公益規定を中心に活用されつゝある重要産業統制法は十年八月をもつて満期となる。これの存否について、各方面からの意見書がほゞ出揃つた。それを摘記しよう。

紡聯は統制法廢止を主張してゐる。ことに、工業組合、輸出組合の生産或ひは販賣統制を否定する。この態度は棉花商の輸入統制案についても示される。紡聯の財政的基礎をなした棉花買入政策迄輸入業者に統制されては紡聯の立場がなくなると云ふのであるが、輸入統制は求償主義の實行にとつては不可缺の條件である。他の産業部門においてはそれぞれ利害によつて解答はまち／＼である。

人絹聯合會 人絹工業を指定することは不適當且不必要なり。

セメント聯合會 存続は絶対に必要なり、かつ強制加入規定、適用地區を植民地に及ぼすこと等。

日本製紙聯合會 現行の儘なら異議なし、自治統制の干渉なら反對。

洗鐵共販會社 統制該施行地域の製造會社は日本製鐵一社にすぎず、統制法に無關係。

(以上經濟聯盟調査會への回答)

之を要約すると大工業にありては、カルテルの強固なものは自守統制を要望し、しからざるものは統制強化、殊に第二條の強行によるアウトサイダーの強制を要望してゐる。なほ、一般に員數偏重主義に反對して生産能力による決議權確定の要求がある。公益規定に對しては糖業聯合會のみが『根據薄弱なる理由による干渉』に反對、他は沈黙。最後に重要な要求はトラスト、共販會社にも統制法適用すること、植民地にも適用する點である。かゝる要求の生ずべき原因は既に説いた。それらの回答に基いて政府に對してなされた經濟聯盟の意見は、(一)産業統制は自治統制を原則とする(二)生産過剰に苦しむ綿業、邦品排斥により影響される産業、無謀競争の弊ある小企業には積極的統制の要あり。(三)貿

易統制は彈力法あり、かつ行政機關の連絡必要、(四)カルテルの議決權は員數によらず、資本力に比例すべき事、(五)生産財消費者と一般消費者の利益保護を考慮すること等であつて、特に同法と工業組合法及び輸出組合法間の不統一克服のため中央統制委員會設置を主張したことは、云はゞ金融資本の利害を代表したものと見て興味がある——紡績業が主力を占める聯盟大阪支部が統制法全廢を決議したにも拘らず、本部はむしろその強化を主張したわけだ。

より多く中小工業の利害を代表してゐる東商會議所の意見は更に積極的である。即ち統制の中央集權化のため内閣産業統制審議會を設ける事、其他の點は經濟聯盟の意見に等しいが、更に統制規定違反者に體刑を課することを進言してゐることはファッショ的色彩を帯びたものである。

**當局の意圖** 十一月十八日重要産業統制法の改正につき産業台理局顧問會議が開かれたが、同法第一條及び第二條の統制1強制よりも寧ろその存在を認める方に傾いてゐる。たゞ獨占體への同法適用は考慮される様である。外地統制も成文法にはとりあげられない。要するに當局の方針はもつぱら經濟聯盟の答申の線に沿つてゐる事が知られる。このことは、中小商工業者が國家權力への相對的依頼へと傾きつあることに反して金融資本は、強固な統制は、今しばらくの自由競争と、それを通じて集中過程の進行をまつての後に延期するべきを求めてゐることを反映してゐる。勿論一方に中央集權化の要望あるを妨げない。中小工業と軍需産業の統制化は着々進行しつゝある。十年七月より十月末迄に工業組合法第八條の發動せるもの三、重要工業品指定九、輸出組合法第九條の發動五、輸出組合中央會、工業組合其他統制機關の結成五と云つた事情であり、第六十六議會には自動車工業法案、肥料統制法案、産鹼處理統制法案等が提出されんとしつゝある。



### 十一 農村好轉と悪化の文響

#### 1 凶作と農産物の需給關係

昭和十年度は氣候が不順であつたため、農産物は概してよくなかつたやうである。  
 米 本年度の米作がよくないことは本夏以來豫想せられてゐたが、農林省の九月の第一回豫想よりも、十月末日の第二回豫想の方が更に五分八厘の減收を示した。それによると米の收穫高は五千七百五萬石で、前年實收に比すれば五百二十二萬石の増收であるが、前五ヶ年の平均に比すれば三百九十七萬石（六分五厘）の減少である。そこで本米穀年度の需給關係はどうなるか。先づ十一月一日における米の現在狀況を示せば左の如し（△は減少）。

内地米	九、一九五 <sup>千石</sup>	前年比較	△六、三九八 <sup>千石</sup>
朝鮮米	五六二		△ 五六
臺灣米	一五二		△ 五六
外國米	三二		二二
計	九、九四二		△六、四八八

これは前年に比して六百餘萬石の不足である。それ故に本米穀年度を通じての需給關係は次の如く推算されてゐる。

供給	昭和十一年米穀年度米穀需給事情	需要
十年度産米收穫高	五七、〇六〇 <sup>千石</sup>	消費見込み
		七一、〇〇〇 <sup>千石</sup>

朝鮮より移入	九、〇〇〇	移輸出見込み	四六〇
臺灣より移入	五、〇〇〇	(三年平均)	
前年度より持越	九、九四二	合計	七一、四六〇
合計	八一、〇〇二		
差引十二年度へ持越見込み	九、五四〇	(内、政府米約五、六〇〇)	

回顧すれば、八年度は非常な豊作であつたから、九年度は非常な不作であつたにかゝらず米の供給は相當豊富であつた。そして之に對してその需要は振はず前年に比し六百餘萬石を減少し、一人當り消費は一石四升三合といふことになつてゐた。それ故に九年度を通じて米の不足はなかつたと云つてよい。しかるに十年度は一般に不作で、ことに青森、岩手、宮城、福島、茨城、高知等昨年来不作な土地では本年は平年作に比し二割以上の減收であるとのことであるから、本米穀年度米の需給は非常にデコボコを生ずることは明らかであり、就中やかましい問題が三つ日程に上つてゐる。その一は凶作地方に對する對策、その二は米價の騰貴に對する對策、その三は米穀管理法の運用これである。

藪 本年は氣候不順であつたのと數年來の桑園整理とが相俟つて藪の收穫も亦大に減退した。即ち、農林省調査によれば春藪は四千四百二十一萬貫で昨年のに比し四百八十七萬貫即ち八・六%減で、大正十四年來の低レコードで昭和五年に比してはまさに二六%減であつた。次に夏秋藪について見れば、その收穫三千五百四萬貫で、昨年のに比して三百七十萬貫、九・六%減、これまた數年來嘗つて見ざる不作である。かくして一方においてアメリカにおける生糸需要が増大すると共に日本における供給が不足したため春相場は意外に高く、夏に至つて下降の形勢にあつたが、また、秋に入つて暴騰をつげた。

麥類 米及び藪と異り、麥類は本年一般に増産を示した。即ち左の如し。



	收穫高	前年實收に比し	前五ヶ年に比し
大 麥	七、二八七 <small>千石</small>	七・二%増	一・九%増
裸 麥	六、六二二	七・五%	八・〇%
小 麥	九、六六一	二・二%	三二・四%

本年度の世界小麦收穫は減收であつた上に、イタリその他の諸國は戰亂を氣がまへて大に小麦を買い進んだので、麥類に對する需要は世界的に増加した。それ故數年來實行中である増産五ヶ年計畫は時機を得た譯であつて、小麦は近年異常の増收を示してゐるにかゝはらず、決してその供給過多には陥らなかつた。蓋し政府は右の目的達成のために外國よりの輸入に對し防遏的關稅を課したからである。

## 2 米高、蕎麥高、小麥高

**米價** 昭和八年度は未曾有の豐作であつたため、九年度には持越米の壓力が強くて、米價は伸び悩んでゐた。しかし九年度にはすでに米穀統制法が出来、その壓力が加はつてゐた上に、九年度の收穫が平年作以下であつたから、十年度は年初から米は高かつた。春の議會は、米價維持の目的をもつた米穀自治管理法を成立させなかつたが、正米相場は年初からずつと二十九圓を維持してゐたから、米穀買上の必要はなかつた。そこで政府も五月にその整理米二百萬石を處分し、つゞいて數回五十萬石づつを賣り出して米穀法運用資金の餘裕を作ること成功した。しかもこの結果、政府持米の市場壓迫がとりのぞかれたから、米價はたえず高位を持した。その上晩夏より天候が悪く不作の聲が高まつたから、端境期には期米も正米も騰貴した。そして遂に深川中米三十一圓七十錢といふ相場となつた。これは昭和二年來未だ曾つて見なかつた高値である。しかも、一方においては政府は更にその持米百萬石を處分してその市場に對する壓力を減じたが、他方市場には四百萬石を超ゆる在米がなかつた。これは市場の所謂理想量である。いま、所謂率勢米價による公定價格について見るに、本年度のそれは最低二十五圓最高三十二圓以上となる計算である。かくしてたとひ米の需要が増加せずとするも米價は容易に下落しないことは確實であると云はねばならぬ。故に、かりに農林省の推定に従つて約三千五百萬石が商品として賣られるとして、且つ一石につき十圓の値額が増加するとして、農家の現金收入は昨年に比し約三億五千萬圓を増加する計算となる。この内何割が果して十年中に實現されたかはわからないが、米の賣却を通じて農家の現金收入が増加したことは事實で、之により農家の一部に好景氣の波が漲つたことは否定できない。

**蕎麥高** 本年の蕎麥は春蠶も夏秋蠶も共に不作であつたから、蕎麥の高いことは豫想されたところであつた。一方生絲の需し 要供給を見るに、生絲の内外在荷は著しく減少し内地のそれは月平均二萬俵以下、ニューヨークのそれは三萬俵と報せられてゐる。故に、生絲の生産においても生絲の價格においても異變が生じた。即ち、六、七月には生絲相場は六、七百圓を往來してゐたが、十月下旬には一時千圓相場を稱し、三年振りの高値と云はれた。そしてそれは爾來九百圓臺に地相場化した。蓋し昨年度における日本生絲の需要總額が七十七萬俵でありと云ふのに對して、本年度の蕎麥産額から計算すれば日本の生絲供給高は六十五萬俵であつて、かりにアメリカの景氣が普通でありとしても、なほ十萬俵以上の不足が豫想せらるゝ譯であるからだ。況んや、事實アメリカの景氣は生絲需要に關する限りむしろ上昇的であるらしいから、右の如き生絲相場には相當の底力があると思はれる。生糸相場が以上の如くで、且つ又、蕎麥が近年になり減收であること以上の如くであるため、蕎麥の相場も亦春以來常に高値を持し秋に入るに従つていよいよ高かつた。即ち、前年度においては上蕎、層蕎平均の單價は二圓二、三十錢といふところであつたのに比し、十年度は平均四圓四十錢以上に達したやうである。かくして日本の全養蠶家を通じて云へば、春蠶においては一億五千萬圓、夏秋蠶において



一億五千七百萬圓の収入を得べく、前年に比し前者において四千五百萬圓後者において七千百萬圓合計一億一千五百萬圓の増收となる。だから、一般に養蠶農家の懐中が可なりの程度に潤ったことは疑ないところである。だが、一方においては一割乃至二割程度の不作の地方が可なり廣汎に涉つてゐるといふこと、他方においては繭の價格がなほ昭和八年度には及ばぬこと等よりして、養蠶農家の収入は全體として八年度のそれに及ばざること甚だしかつた。

**小麥** 近年における小麥粉の需要は製粉業の發達と小麥粉の滿洲への輸出とを契機として大に増加した。それに加へてカナダからの輸入が高關稅のためにおさへられたから小麥の價格は異常に騰貴し、夏頃すでに一俵六圓九〇高し。去年に比し九〇錢、高を傳へられてゐた。それが秋に入つては米價の騰貴に伴れ、遂に一俵八圓五十錢と云ふ高値を呼ぶに至つた。これには小麥に對する全販聯の統制が相當に効いてゐることもあるが、とにかく、近年未曾有の相場だ。豐作と相俟ちてこれが農家の収入を増加さすことまさに二千萬圓程度にも上るべしと云はれてゐる。

### 3 肥料高、土地高、賃銀收入増

**農家の收入** 以上の如く本年の農産は概して不良であつたが、むしろその不良の故に、農産物の價格は異常に騰貴し、**増四億圓** 따라서、結局において農村の貨幣收入は増加し、その意味においては農村は小康を得、農村における貨幣恐慌はやゝ沈靜した形を呈した。右にのべた米、繭、小麥の三大農産物の販賣收入が、現實に果して幾何程に達するや明確にはわからぬけれども、以上に計算したところによれば、この三商品によつて農家が得るところは大約十三億圓となり、昨年には比しては約四億圓の増加となる筈だ。之を昭和四年前又は昭和八年に比すれば、なほ及ばざるものがあるけれども、農村が不況のドン底にありながらも、一息ついてゐる形であることは、この商品價格の騰貴に由ること疑ふべくもない。しかし、このことは全地方どこでも良好の状態であるといふことでもなければ、また農村の各層が皆何

程かでも良好な状況にあるといふことでは決してない。

**肥料高** こゝには、先づ肥料の價格について見て行かう。農産物の右の如き昂騰が、一般に肥料の需要を擴大したの**の壓迫** であるが、春の議會における肥料統制法の不成立とエチオピア騒動による燐礦石輸入難の見込とが相合して肥料の價格はイヤが上に高まつたのである。例へば、十月七日においては硫安は十貫八圓五十二錢だが、これは昨年に比し一圓以上の高値で昭和四年以來の高値である。それにつれて豆粕も石灰窒素も過燐酸肥料も一齊に騰貴していづれも昨年に比し二割乃至三割高となつてゐる。しかも硫安の供給はその供給能力の關係よりして一般的にはなほ不足であつて、こゝ一二年では過剩といふことが出来ない有様であるから、農家の需要年額百二十萬噸が減退しない限り、右の如き相場も容易に下ることがあるまいと見られてゐる。そこで、農家の生産費が問題となるワケであるが、一般に、米及び繭の生産費における肥料購入代の地位は増大し、近時においてはそれは全農業經營費に對して三割六分を占めるといふことであるから、この肥料高の問題は農村階級分化の促進の原因として容易ならぬ結果を生じつゝあるものゝ如くである。

**シエーレの** いま、三菱經濟研究所の『本邦財界情勢』の指數によれば、昭和六年十二月全輸出禁止のときを一〇〇**縮少と貧農** とすれば、米、麥、大豆等を含む穀物の卸賣指數は本年を通じて一七二——一八五であるのに對して大豆粕、硫安、過燐酸等をふくめた肥料の指數は一五四——一七二である。それ故に、これから判斷したところでは、農産物の缺狀價格差は本年は消滅してゐるものゝ如くであるが、今少しく長期に涉つて考察すると必ずしもさうは云へない。そして假りにこの點において多少の改善があつたとしても、本年は米繭ともに不作であつたことであるから、貧農においては賣り得べき米も繭も非常に少しか持ち合せてゐないのに、肥料は益々必要であらうから貧農の經濟は益々悪いといふ外はないやうである。



**田畑價格の騰貴と地主** それにしても農村に落ちる金が増加したのは事實であるから、富農と地主とは少しく愁眉を開いたことは否めない。現に田畑の賣買も多少成立し、その賣買價格も亦多少騰貴した。勸銀の委囑による農會調査(三月調査)によれば、普通品等の田は反當り四百十五圓、畑は二百四十七圓で、前者は前年に比し四・三%後者は二・九%の騰貴である。之を過去の太勢に比すれば昭和元年より七年に至る漸落の勢は八年、九年、十年といふ風に保合、漸騰といふ形を成してゐる。と云つても、之を以て農村の景氣の恢復の兆とは出来ない。蓋し之は何よきも金利の低落に由來するものであるから、この騰貴率を株式に比して考へるときは、土地はなほ著しく低位にある。そして地價の將來はどうか。郡農會の答案の多數は「保合」だと答へてゐる。その理由には「農村の景況に差したる變化なき事、米價は漸騰の氣配にあつても農村の疲弊が甚しいのでまだ耕地價格に好影響を興へるには至らぬ事。田畑賣買は不振であつて取引旺盛でない事」と。かくして地主の經濟には多少の息ぬきはあつても、之を以て改善と云ひ得る程度のものでないこと明白だ。それかあらぬか、かくの如き金利安にもかゝらず農村信用關係は何等好轉するところなきもの、如く農村は依然として借金に苦しむ田舎の銀行は依然として資金が凍りついて困つてゐる。その一例として、農林省が農業金融改善といふ振れ込みで昭和八年から始めた農家負債整理組合の事績をあげて見よう。これは三年間に二萬四千の組合を作り二億圓を融通する豫定で始めたものだったが、実績によれば、今日までに出來た組合は僅に三千ばかりでそれに對する融通資金決定のものは僅か千六百萬圓である。これはほんの一例に過ぎぬけれども、銀行その他の金融狀況も亦押して知るべしであつて、勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、産業組合等の貸出等を見るに、どれも殆んど増加を見せてゐないやうである。否、彼等は専ら貸金の回收に力を注いでゐる。

**農家と勞賃收入** 歸つて農業における勞賃を見るに、それは工場労働者の勞賃と同じく、昭和年間において漸次下降の趨勢にあるらしい。この點、本年度における調査の依るべきものはないが、昭和七、八、九年來の形勢から推

測すれば、年儲、季節儲、日儲共に大正末期の五〇—六〇%を出でない。尤も昭和七年以降政府が匡救費として放出した土木事業費が四億九千萬圓に上りその内農村の勞賃收入となるもの實に一億八千萬圓に上ると計上せられてゐるから、全農家の約半數に相當する二百六十萬戸の出勞農家に、平均年收は一戸百五十圓の賃銀が振りまかれた筈で、之が小農、貧農の生活難を緩和してゐることは争はれない。昭和十年十月農林省は少數の農家經濟の實績にもとづき「最近における農家經濟狀況の變遷」を公にしたが、それによると自作自小作共に最近においてその勤勞收入における増大を見てゐる。そしてそのことは小作農において特に著しい。即ち、彼等の勤勞收入は、昭和七、八、九年において各一四圓、一三五圓、二〇三圓といふ風に巨額に上つてゐるのであつて、之によれば、今や彼等はこの種の收入に依存して生活してゐるのであり、従つて匡救事業が打ち切られる日における彼等の生活難はいよいよ甚しいものあるべきことが豫想されてゐる。

#### 4 農家經濟の實狀

「農家經濟調査」農林省の「農家經濟調査」の結果は、昭和七年度のそれが本年五月に發表されたから、それについて「結果」の一言しやう。昭和七年度における調査農家(二八二戸)の總所得と家計費との關係は次の如くである。

	自作農	自小作農	小作農
農家の總所得	七〇二	六三一	五三七
家計費	六三一	五五八	四八六
差引過	七	七三	五一

右によれば、昭和七年の農家經濟は少しく好轉の形である。しかし、これはすべての農家について同じ傾向を意味し



ないことはいふまでもないから、この内餘裕の出来た農家と不足した農家との分布表をかゝげると次の如くである。

過不足額	自小作別				餘利ある戸数				不足せる戸数			
	自作農	自小作農	小作農	計	自作農	自小作農	小作農	計	自作農	自小作農	小作農	計
百圓未滿	二八	三五	三四	九七	一五	一二	一七	四四				
百圓以上二百圓未滿	二一	一六	二二	五九	九	一一	三	二三				
二百圓以上三百圓未滿	一〇	四	四	二八	四	二	〇	四				
三百圓以上四百圓未滿	四	三	二	七	一	二	一	四				
四百圓以上五百圓未滿		一	一	二				一				
五百圓以上六百圓未滿												
六百圓以上七百圓未滿												
計	六七	七〇	六三	二〇〇	二九	二六	二七	八二				

日本農家の三分の一は赤字經濟  
右によれば、昭和七年度において日本農家（これは自小作等上位の農家）において約三分の一は赤字をもつて

ある。そして多少の餘剰をもつてゐる家計でも、その餘剰たるや實に僅少である。しかし、之を昭和四、五、六年に比すれば、これでも大分好轉したと云へるのである。問題はその後はどうなつてゐるかだが、これにも確たる調査がないから何とも云へぬが、前述『最近における農家經濟狀況の變遷』によると、現金收支差引不足の農家は調査戸數二十四戸の内昭和七年度五、昭和八年度三、昭和九年度七と云ふ數字を示してゐる。そして昭和十年度は、昭和九年度に比しては條件の良好な農家においてはその經濟がやゝ好轉してゐることは、上記の諸事實から推定出来るから、この赤字戸家も多少減少したことであらう。それにしても、日本の農家の約三分の一は、家計不足であると云ふ事實には依然變化が起つてゐない。そしてこの赤字の繼續今やすでに十年に近いのである。

### 5 農政諸問題

**不作に當面す** 以上の如く、農産物の高騰、匡救事業の繼續、軍需インフレによる労働需要の増大等の方面から相當なる農村事情に巨額の貨幣を田舎につきこんだ結果として、本年の農村經濟は表面的にはやゝ好轉してゐるのであるが、しかし、何よりも不作であつたから、作物を充分に收穫し得なかつた農家、又は、それを收穫し得ても、その内から市場へ出すことが出来る分量を多分に有つてゐないやうな農家はその生活が樂ではなく、僅かにプロレタリア化への道における賃銀収入の増大によつてその生活をさゝへ得てゐるといふ有様である。だから、一般に、娘を賣る話、馬と別れを惜しむなどと云ふ農村哀話は、減少してはゐないのである。そしてこの間において新式の農業が振興しつゝあるといふやうなこともない。否、別項記述の如く小作争議の如きも、ますますその數を増大してゐるのである。更に、不幸なことには、本年も亦自然は暴威をたくましくして風水害と温度不足とを農村のある部分に與へた。即ち、夏には關西と北九州とに猛烈な水害があり、初秋には關東及東北に大水害があつた。そして東北には今年も充分に日が照らなかつた。帝國農會調査部は關西北九州の被害は農作物耕地等を合して約八千六百萬圓、青森・秋田兩縣の被害は三千四百萬圓と發表してゐる。その他諸縣の被害を合せると、本年の被害高も相當に上るであらう。

以上のやうな農村事情は農政の活動をいろいろの方面に誘引した。いま、本年中における重要なものを左に列記しよう。  
**農村關係三法** 春議會には米穀自治管理法案、産商處理統制法案、肥料業統制法案の三農業關係法案が提出された。  
**案の不成立** が、これは皆上院又は下院でつぶされた。これにはいろいろの事情があつたが、資本家的農村救済策の困難と限度とが、これ等の案の運命に示されたと云つてよいであらう。それ故に、農村の政治的不平はいよいよ大ききやうである。



## 農村更生計

農村更生計畫は昭和七年から五年計畫として全国的に農村を自治的に更生せしめようとして農林省と農務省とが指導してあるものであるが、所謂指定村は、七年度に一、四六三、八年度に一、七九七、九年度に一、三七四、十年度に九五六、合計五、五九〇町村である。この多数の町村が今や計畫を樹立して、更生の目的に向つて進んでゐると云はれてゐるのだ。さて、その事業といふのは、先づ基本調査をして、それにもとづいて計畫目的を定め、村落の經濟を合理化することなのであるが、之には指導的人物の養成や農會や産業組合の統制やをも實行せねばならぬ。それ故、この計畫が如何なる「更生」をもたらすかはまだわからぬが、とにかく、政府の力による農民組織化は、この計畫を通じて益々進捗することは疑がなく、そこから農民階級相互の新しい問題が生れつゝあるものゝ如くである。

## 産業組合の現況とそ

## 政治的進出問題

産業組合は昭和九年末一萬四千八百に達した。その多くは信、販、購又は信、販、購、利組合である。この組合の組合員數實に五百萬、資力實に十八億圓。盛況といふべし。組合の重なる事業は、先づ貯金と貸付、次に重要なのは米、生絲、繭の販賣、肥料、工業原料、米、酒の購入である。そしてこれ等の産業組合は一四一の聯合會に結ばれ更に産業組合中央金庫に援助せられてゐるから、産業組合の中央及び地方における經濟的意義は非常に大きくなつて來た。そこで數年來所謂反産運動なるものが起つて、商標擁護の旗印のもとに産業組合の特權を問題としてゐる。そこでまた、産業組合も之に對抗していろいろの政治運動をやり出してゐる。そして本年におけるそれは、何よりも議會に上程された米穀自治法案に對する支持のデモンストレーションに表はれた。即ち、この案を支持するために、産業組合は全國に農民の大會を開きまた農村議員を奮勵した。しかしこの案は握りつぶしとなつて、右の運動はその目的を達しなかつたので、全國農村産業組合協會が主體となり、更に一層の力強くこの案を支持し宣傳することを試みた。そしてそれにつれて産業組合青年聯合なるものも政治的進出の意氣を示し「代議士ニシテ産組運動ニ理解ナキ者ノ徹底的迫撃」といふ決議をした。その後、縣會の選舉があつてそれを機にこの問題は具體的に進捗するやうにも見えたが、實際はさうでもなく、むしろ滿を持してゐるが如き形勢を示してゐる。尤もかくの如

き産業組合運動の政治化自體が果して可能なものか、又は彼等に有益なものか等の問題は、彼等の内においてなほ確たる見透しを得てゐない。

## 東北振興調

東北振興は先年來やかましい問題となつて、議會では調査會にその案を作成せしめることにしたが、調査會答申 會閉會後、調査會は度々會合して、遂に八月十七日その調査委員總會は答申案を可決した。要は、東北の特異性に鑑み、綜合計畫及緊急施設を爲すべしと云ふのであつて、その具體的方法二十四項をあげてゐる。これにより各省が來年度豫算に計上せんとする振興策の豫算は二千七百萬圓と報告されてゐる。

## 地方財政調整

## 交付金問題

本年の議會ではかねて内務省が問題としてゐた地方財政調整交付金制度をとりあげ各政黨が競争的に之を支持したが、この案は貴族院の反對で不成立となり、その始末は、議會閉會後内閣審議會にうつされることゝなつた。そして審議會は内閣調査局の案を基礎とし十月二十二日地方財政改善に關する答申書を呈出した。要は、一、千萬圓程度の國庫金を何等か(勿論公債による外なし)の方法によつて支出し、之を特に貧弱な町村だけに交付分與してやるといふのであつて、この答申と議會の提案と比べれば、これはほんの申請的のものである。政府はこの案を來議會に提出すると云ふ話である。

「農」を全うす 以上は農村を目標とする諸政策の現況概観であるが、農村の窮乏とそれに立つ要望とに比して、各案の案遂になし

の規模は貧弱であり且つその實現の可能性は甚乏しいものゝ如く見えないではない。しかも、來年は解散の有無に關せず議員の總選舉がある。そして農村は彼等議員の有力な地盤であることはいふまでもない。そこで如何なる案もこの問題と關聯せずには考へられないことゝなる譯で、年末の政治季節においては政府も政黨も農村對策の案出に忙しいやうである。所謂兵農兩全はこの意味で昭和十年度の既成政黨及官僚の愛好する言葉としてくり返して彼等の日程に上つてゐる。しかし、「農」を全うする案そのものゝ委は、今日のところ充分には具體化してゐないと云つてよい。たゞこの春になれば、右の内米穀自治統制法、地方財政交付金法、東北振興に關する法律等が議會に提出されることだけはたしかであらう。



## 十二 労働者・農民の状態とその運動

### 1 労働者の状態

**労働者数** 内務省社会局の発表するところによれば、昭和十年六月末における労働者総数（工場、鑛山、日傭労働増加の停頓者を含む）五百八十九萬六千六百二十四人である。労働者数の増加は、昭和七年以来、年を逐うて著るしさを増しつゝあつた現象であつて、昭和七年中の増加約十九萬人、同八年約二十六萬六千人、同九年には實に約六十三萬七千人に達した。しかし、同年六月までの半年間における増加が約三十二萬人であつたのに對し、昭和十年の同じ期間には約十三萬人の増加に過ぎなかつた。労働者数の増加は昭和九年を峠として漸やく下り坂に向ひつゝあることがこの數字から窺はれる。

同じことは日本銀行の「労働統計」（職工四、五十人以上使用の内地民營工場につき調査したもの、總指數には製糸業除外）にも現はれてゐる（第一表参照）。その労働人員指數は昭和十年上半期まではなほ増加しつゞけてきたが、漸くその上昇テンポは鈍つたかの感があり、さらに五月の一〇・二を峠として、以後は低下の傾向に轉じた。これは昭和七年二月以来の現象であつて、夏の季節的影響を考慮に入れるとしても注目すべき事實である。

**賃銀は益々低下す** 昭和九年において、就業増加と賃銀低下の背反といふことは、顯著な傾向であつた。この傾向の一つのすものだから、労働者の生活状態の悪化は一般的には引續き行はれたと見られる。たゞ、最近三、四ヶ月においてこの低落の割合はやゝ緩漫となつてきたものゝやうである。しかし、直接に生産活動の繁閑を反映し、労働者の購買力を現

第一表 労働人員・賃銀總指數  
〔日本銀行調、大正15年基準〕

	労働人員	定額賃銀	實收賃銀
昭和5年平均	82.0	96.2	98.7
6年 "	74.5	91.3	90.7
7年 "	74.7	88.1	88.1
8年 "	81.9	85.1	89.2
9年 "	91.3	82.9	91.2
9年9月	93.5	82.6	90.0
10月	94.1	82.6	91.1
11月	94.9	82.3	92.4
12月	95.5	82.2	95.0
10年1月	95.8	82.2	91.0
2月	96.5	82.0	92.3
3月	97.5	81.8	93.4
4月	100.7	81.4	90.2
5月	101.2	81.2	89.7
6月	101.0	81.0	89.7
7月	100.9	81.0	89.6
8月	100.6	81.0	89.4

割増金の増加ないし實労働時間の延長といふかたちで、労働者の實收を増加せしめた。然るに、この軍需インフレが労働者に及ぼした「恩恵」は早くも失はれやうとする氣配を現はしかけたのである。

**産業別に見** 以上の事實を重要産業別についてみると、就業者数の増加は依然として若干の軍需關係工業（機械器具、た労働状態 製造、金屬品製造、船舶車輛製造、等々）に集中されてゐた。しかし、その増加の勢ひは衰へつゝあり輸出と關係の深い産業（紡績、織物、等）では上半期以後、かへつて減退しはじめた。賃銀については、就業増加の著るしい軍需關係工業においてさへ、定額賃銀は低落の一途をたどつてきた。しかも、これらの工業では實收賃銀のみは最近二、三年間といふもの増大しつゝあつたのだが、この年の第二・四半季頃より殆んど一樣に低落傾向を示すやうになつた。かくして、軍需關係工業と織維工業部門との間において、その労働指標の水準には差があるにしても、發展の傾

はすところの實收賃銀の動きはヨリ注目される。季節的にも變動著るしい指數ではあるが、第一表の示す如く、昭和九年までは年平均において昭和六年よりも上廻る高騰ぶりを示してゐたものが、昭和十年に入つてからは殆んど各月とも前年同月の水準より低落しはじめた。従来、いはゆる軍需インフレは、労働者の基本的賃銀率を決して上昇せしめなかつたにも拘はらず、作業



向としては漸やく一様に停頓ないし下降へと向はうとしてゐる。第二表(主要産業別労働指数)は一月から八月までの平均数で、このやうな最近の動きは正確に示されないが、なほ昭和九年と對照しての差異は認められるであらう。

**軍需インフレ工場** 軍需インフレが就業者を増加させ、工場法違反多し

せ、労働者の懐を暖めた時期が少くとも相當つゞいたのは事實であつたとしても、そのためには労働者は益々大きな努力を費さねばならなかつた。いはゆる労働強化の増大である。日銀の労働統計に示されたかぎりでも、實收賃銀の減退しつゝある昭和十年八月にさへ、平均労働時間は一日九・四八時間と前年通りであり、ある場合には前年よりなほ延長されつゝあつた月さへ見受けられた。殆んど市井の新聞紙上では顧みられないが、それでも時々「インフレ工場盛んに反則」云々といふ職工酷使のニュースが報道された。次のもその一例である。「軍需インフレ景氣によつて都下工場はこゝ數年來物凄く躍進振りを見せ、そのため頻々として職工酷使の工場法違反騒ぎが起き當局でも絶えず監視の眼を光らしてゐるが、元來當局の取締りとなるものは十六歳未満の幼年職工と婦女子職工に對する保護だけで一般成年職工に對しては何時間働かせようと、當局としても手の下しやうがなかつた、ところが最近これら成年職工の酷使問題が往々に起るので、今まで

第二表 主要産業別労働指数 (各年8月までの平均) (日銀統計より算出)

	實收賃銀		定額賃銀		就業人員	
	10年	9年	10年	9年	10年	9年
總指數	90.6	90.7	81.4	83.2	99.3	89.6
製糸	62.8	60.5	61.4	59.9	61.2	60.7
紡績	60.5	61.1	60.5	68.4	74.8	68.3
織物	66.1	66.1	73.4	71.7	79.9	75.1
機械製造	92.9	96.1	78.2	81.8	194.3	163.8
金屬品製造	18.3	97.3	83.6	86.7	130.5	114.3
窯業	82.0	81.6	83.4	84.6	85.0	80.8
紙業	90.3	91.8	87.5	79.0	83.6	79.9
ゴム製品	87.1	85.1	81.7	82.0	147.0	148.3
人造肥料業	96.0	94.9	98.2	99.0	94.3	81.8
飲食物工業	92.1	92.6	89.3	91.8	88.6	83.6

手をこまねいて来た當局でも捨ておけず、この取締命令の制定をなすことに方針決定したといふ。(報知、一〇、一〇二六、夕刊)。この警視廳令が實現されたといふ報道はまだ聞かないやうであるが、資本全體にとつても労働力消耗の不利がかゝる程度に達してゐることは明らかな事實である。

2 臨時工問題の擡頭

**臨時工・人夫** 既に前年から認められてゐた如く、近年における就業増加と賃銀低下の背反の根底には、いはゆる**使用の増加** 臨時工・人夫の存在がある。軍需インフレの昂進が漸くゆるみ、その労働者に及ぼされる餘惠が早くも停止されやうとするに及んで、いよいよ臨時工問題はやかましくなり、殆んどこの年の労働問題の中心題目の一つとなつた。

内務省社會局では「臨時職工及人夫に關する調査」(労働時報、昭和十年六月號)を發表した。それにいはく、「臨時職工の使用は我國一般の慣例であるが最近一部工業界の繁忙に伴ひ臨時工の形式を採るもの頗る増加の傾向にあるやに感ぜられる。その雇傭の形式は勞力供給請負業者を通じ或は工業主直接期限を定め、或ひは期限を定めず、一定作業の完了を條件とし、又は日々雇入をなす等その數相當多數に上つてゐる。」

この調査によつて臨時工・人夫使用状況を産業別にみれば、第三表のごとく、絶対數においては機械器具工場が最も多く、特別工場(電氣、ガス、金屬精鍊等)これに次ぎ、以下、化學、染織、飲食物の諸工場および雜工場の順序であり、相對數では特別工場および機械器具工場が斷然頭角をあらはし、化學工場がこれに次いでゐる。いかに臨時工・人夫なるものが軍需インフレの所産であるかわかる。特別工場中に含まれる某製鐵所のごときはそこだけで實に一萬一千餘人の臨時工を使用してゐた。注意すべきことは、この社會局の調査は職工百人以上使用の工場に限られ、それすら形式



第三表 産業別臨時工人夫使用数 (男工のみ) (註)

	常備工	臨時工	人夫	臨時工人夫の 数に對する比 %
染織工場	24,278	2,012	2,007	13.26
機械器具工場	135,984	44,305	10,228	28.63
化學工場	57,842	8,614	7,419	21.71
食品工場	6,147	1,110	533	21.59
雜工場	9,881	862	284	11.49
特別工場	22,934	11,924	5,432	42.97
計	257,116	68,877	25,913	26.94

[註] \* 内務省社會局調、昭和9年12月末現在。  
\*\* 上記のほか、女工については合計臨時工11,210人、  
人夫2,641人。

的であつて、千人近くの人夫を使用する日本鋼管會社には一人の臨時工もふないといふ滑稽な結果となつてゐるのみか「各工場とも極めて内輪に發表してゐる」(「労働經濟」昭和十年五月號)といふ實情が曝露されてゐる。

**臨時工の不安** 軍需關係工場に臨時工が最も多數に使用され定な雇傭關係 である事實は、前に述べた就業増加が軍需關係工場に最も集中されてゐる事實と相應するものである。しかしこの臨時工の増加による就業増加が如何に不安定な性質をもつてゐるかは、臨時工を採用する資本家側の動機からも明らかである。「臨時工問題に關する參考資料」(全國産業團體聯合會刊行)によれば、臨時工の存在の理由として、(一)景氣の見通し難、(二)仕事の性質が臨時的なること、(三)解雇に當つて將來のトラブルを豫防せんとすること、(四)解雇手當の負擔を軽減せんとすること、が指摘されてゐた。

**臨時工の差別 労働條件** 臨時工の供給源泉の一つが農村の過剩労働力であることは明らかだ。従つて臨時工の増加は要するに安價なる労働力の雇傭であり、それは結局において常備工の労働條件にも低下的な作用を及ぼすし、また及ぼしつゝあるのだが、また現在では臨時工の労働條件は非常に悪い。例へば、前記の全産聯調査書に掲げられた「各社の實例」についてみても、某造船會社の日給は常備工の三圓三十九錢(實收)に對して臨時工はわづかに一圓

七十三錢である。内務省社會局も、「臨時職工と常備職工との間に待遇上何等の差別を設けないものも相當あるが、多くは常備職工に比して總ての待遇劣悪なるを例とする。而して臨時職工の雇傭に當りて工業主は定賃銀以外何等の名義を以てするを問はず工場に對し要求せざる旨を記載する誓約書を職工又は供給請負人より徴する場合が多い」(「労働時報」前掲)と述べてゐる。

臨時工や特に人夫名義職工が供給請負人を通じて雇傭される場合には、このやうな劣悪な條件のうへに、なほ中間において賃銀の一部を控除する「頭ハネ」の習慣を蒙らなければならぬ。昭和十年五月末、神奈川県下主要工場百六十に關する調査によると、人夫名義職工の平均賃銀は一圓四十五錢で平均頭ハネ額は二十五錢一厘、人夫の平均賃銀は一圓五十二錢で平均頭ハネ額は二十六錢二厘、いづれも賃銀の一七%強が頭ハネされてゐる。(「労働時報」昭和十年十月號參照)。

**本工と同一作業に 従事する臨時工** 臨時工といひながら、これが必ずしも不熟練工のみでないところに、現在の臨時工の特殊性在の臨時工にとつて一つの供給源泉となつてゐるのである。内務省當局の用語例に従へば、人夫とは「工場の目的とする作業の本體たる業務ならびに直接にその業務を助成するため勞役に従事する者以外の者」を指すのであるのに、最近では工場内の主要な作業に従事する「人夫」さへ決して少くない。全國産業團體聯合會ですら、「(臨時工の)賃銀は常備工に比較して安いのが常だ。これには一面不熟練といふ理由も含まれてゐるやうが、そればかりでなく同一量の同一作業に對してさへ少く支拂はれることがある」(「臨時工問題に關する參考資料」と認めてゐる。

**退職積立 金法案** 實際上における臨時工問題の重要點は、その極めて不安定な雇傭關係から常に解雇の危険に脅やかされ



戸畑鑄物會社工場における臨時工訴訟問題は、この點についての一例を示した。原告たる戸畑鑄物工場の一臨時工は、一、昭和八年四月から一年八ヶ月半のあひだ工場の本體作業に従事し、二、その仕事は熟練工でなければできぬ仕事であつたにも拘はらず、三、臨時工として雇はれてゐたため、一度も賞與諸手当を支給されず、解雇手当も與へられなかつた。大阪區裁判所の判決（七月）は日給三十日分の手當支給を認められた。しかし、この當然な事實が確認されるためにさへ、繁雜な訴訟手續と訴訟費用の半額とを負担しなければならなかつたのである。

内務省社會局では、「近時労働者側の經濟的立場の不利なるに乗じてわが國産業界の誇りとする退職手當制度の一角が崩壊せんとしつゝあるのである。インフレ景氣に基く臨時工がそれである。」（北岡工場監督課長）といふことゝ、現時のインフレ好況時代に近く来るなきを保し難き反動に備ふるの賢明なること（同上）の理由から、退職積立金法案を立案した（六月）。法案の骨子は、勞資双方の負擔による退職手當積立を法制化し、かつ解雇手當率に一定の基準を法定しようとするにある。これは最近における殆んど唯一の社會政策的立法であり、しかも従來の慣行の法制化にすぎない消極的なものであるが、それさへ全國産業團體聯合會を中心として喧々たる反對が起つた。十一月には、社會大衆黨代表片山哲氏と全産聯常務理事藤桂之助氏との間に、「退職積立金法案一騎討」といふ派手な討論會さへ開かれた。「我が國醉風美俗を法制化することの危険」の一枚看板の下に資本家側の反對はなかなか強硬であり、この最小限の社會立法すら未だ成立を危ぶまれてゐる現状である。

### 3 労働爭議の傾向

**爭議は減少した** 内務省社會局の發表にかゝる「昭和十年上半期に於ける労働爭議の概況」によつて、まづ過去との比較を試みてみよう。爭議の總件数は八四二件、参加人員三九、八〇五人で、これを各年の各上半期と對照

すれば、昭和十年は件數において一年前よりやや増加し、昭和八年とほぼ同様であつた。参加人員については各年に比し少からぬ減少となつてゐる。爭議件數がやや増加したことについて、社會局は昭和九年秋の關西風水害による特殊事情の影響を指摘してゐる。たとへば屋根瓦製造工による局部的な賃銀値上げ爭議がそれであつて、短期間の期限付賃銀値上げによつて一時的解決をみた爭議の再發である。「換言すれば同一事業場に賃銀を巡る爭議が重複して發生することになるのであつて斯る傾向は早くも昨年末より擡頭して居つた。かくて本年に入りても依然として同様な趨勢を示し既に相當數の發生を見て居る。」（労働時報「昭和十年七月號」）。

**爭議の要求** しかし、大勢としては労働爭議は漸減的であり、消極的である。それは爭議の要求事項別の數字にも**事項別考察** 現はれてゐる。昭和九年には軍需インフレの波に乗つて積極的要求の増加は著るしかつた。すなはち賃銀増額を要求したものは總件數では三二%、同盟罷業、工場閉鎖を伴つたものゝみでは四七%を占めてゐた。このあとを承けて昭和十年上半期には賃銀増額を要求したものは二二一件であつて總件數の二六%にすぎなかつた。一方、消極的要求を代表するところの賃銀減額反對は、昭和九年の總件數中四%に對して昭和十年上半期には一〇%に相當し、比率の上においては正に倍加以上である。臨時工問題と相應じて、解雇・退職手當制の確立または増額を原因とする爭議も、例年のことながら、この年にはさらに増加した。すなはち爭議總件數のうち、昭和七年は一四%、八年は一三%、九年は一五%、十年上半期には一三六件一六%を數へた。

産業別にみると、依然として機械器具工業、化學工業、染織工業、雜工業などに爭議は最も多數であつたが、たと前述の如く關西風水害の結末がこの年にまで波及して、窯業（製瓦等）を含む化學工業が上半期には最高であつた。トッキーの地方侵潤につれ、映畫關係の爭議頻發も近來異色となつてゐる。

**爭議惡化へ導い** 昭和十年には今までのところ特に世人の注目をひくやうな大爭議は起らなかつた。しかし、資本



**た資本の攻勢** 家側の攻勢に誘發されて激烈な闘争を伴つた争議の数は決して少なくない。特に有力な組合の關係した争議において、かゝる現象をみる。例へば、總同盟關係の荏原製作所、東京モスリン金町工場、日本鋼製建、大阪日本ベイント、日本石油鶴見工場の争議、全勞關係の大阪横河橋梁製作所、東京印刷、松竹キネマ等の争議、全國評議會關係の名古屋日清紡、九州庄司炭坑等の争議は、いづれも會社側の組合員誣首、賃銀切下、大量解雇もしくは會社組合の組織に端を發したのである。

これらの争議の大部分は殆んど二、三、四月に集中して發生したが、當時の新聞紙上には「春を暗色に彩る非常時争議悪化の傾向」が報道された。いはく、「……非常時を背景に資本案側の態度は極めて強硬で、眞向から争議團に挑戦して組合のブツ潰しを策してゐるので、争議團も極度に悪化し、しばしば××××によつて窮境を打開しようとしてゐるので、當局も成行を心配して調停に乗出す機會を窺つてゐるが、何分にも資本案側の中には呼出しにも應じないありさまで、いたく焦慮してゐる……」(讀賣、一〇、三、二八)。かくして、社長訪問隊の女工總檢束、暴力團の争議團員襲撃、自動車で職工拉致(京モス)、城戸松竹事務邸×××、松竹本社占領(松竹キネマ)、會社側の職工二ヶ月締詰(荏原製作所)、職工×××事件(東京印刷)など、争議の切り崩しに防衛に勞資双方から殺伐な行爲が行はれた。

4 勞働組合會議をめぐる統一・對立

**勞働組合の組織狀況** 昭和十年六月末における勞働組合の組織狀況を内務省社會局の調査によつてみると、組合數九七六、組合員數四二二、一二六人で、同期における勞働者總數五、八九六、六二四人に對する組織率は七・〇%であつた。昭和九年同期にくらべて組合數一九、組合員數三〇、五六一人の増加、九年末に對しては組合數一一、組合員數二五、一六二人の増加を示した。組織率も九年末の六・七%よりやゝ増して九年六月末と同率の七%にまで上

昇した。これは昭和六年末の七・八%を峠として毎年下降しつゝあつたのであるが、最近になつて、勞働者數の増加傾向がやゝ緩和されたのに反して、臨時工の組合加入が増加してきたなどの事實を反映するものとみられる。

**第十六回** この勞働組合の數的勢力の動態は、勞働運動の年中行事たるメーデーにおいて、その一端を窺ふことがメーデー きる。

昭和十年第十六回メーデーの動員狀況は、示威運動の行はれた箇所二九、参加人員二一、六五〇人で、昭和九年の三〇箇所、二一、六〇〇人と殆んど變らなかつた。従つて、前年同様に最近十年間での最も不振のメーデーであつた。全國のメーデー参加者を組合別にみると、日本勞働總同盟の約九、七五〇人最も多く、全數の二分の一に近く、全國勞働組合同盟三、二五〇人、東京交通勞働組合二、一〇〇人、日本勞働組合全國評議會一、二〇〇人、日本勞働組合總聯合(大阪聯合會のみ)九五〇人と推定される。農民組合の参加者一、一〇〇人の殆んど大部分は全國農民組合員であつた。東京市のメーデーは、勞働組合運動の勢力配置を最も直接に反映して、この年もまた分裂メーデーが舉行された。一方では關東勞働組合會議派(總同盟、港灣従業員、海員組合、全國勞働、等)により約三千四百人が動員せられた。その決議には、「勞働時間を短縮し賃銀を引上げる」政府は軍需工業の不當利得を取締れ、「俄に泣く失業者を救済せよ」「全產團體保險、絶對反對」「健全なる勞働組合主義の確立」「臨時雇傭制度を撤廢せよ」「産業と勞働を統制せよ」。

他方、「東京地方メーデー統一協議會」派(東京交通、自由團體聯合、全國評議會、東京市從、等)により約三千百五十人が動員せられた。この派のスローガンは次の如くである。「最低賃銀を二圓五十錢にしろ」「臨時工を本工にしろ」「誣首、賃下、勞働強化、絶對反對」「メーデー分裂反對、勞働者職線の統一へ」「勞働者農民の提携強化」「交通特別裁判所を作れ」「反動ファッショを排撃しろ」「國庫全額負擔の失業保險法を實施しろ」「惡法撤廢、團結權、罷業權の確立」「植民地勞働者と手を握れ」。



**労働組合會議** 日本労働組合會議は、全組織労働者の約八〇%を占める「大右翼結成」として、昭和七年以來、わがの分解作用 組合運動の主流をなしてきた。然るに、近來その構成分子間には漸やく對立深まり、著るしく弱體化の傾向を示してきた。最も注目すべきは労働組合總聯合の脱退である。その中央委員長坂本孝三郎氏が逝去し(三月)東京聯合會の高山久藏氏が後任となるに及んで、總聯合の「愛國主義」化は益々明白となり、後に組合會議大會に際し、メーデー排撃・勞資一體たる日本産業祭の舉行の決議否決を口實として、組合會議脱退を實現した(九月)。官業労働總同盟も陸軍當局の注意に添ふて「日本主義」的綱領を採用し組合會議から脱退すべしと傳へられてきた。さらに組合會議の主任の一たる日本海員組合は、本部派反本部派の間に内紛を續けること一年餘り、五月に至つて反本部派は分裂して新日本海員組合を創立した。この新組合も「愛國的」立場をとり、こゝにもまた反組合會議的勢力が加へられた。(なほ、十一月に新組合指導の下に川崎汽船を中心とする總停船の危機がまき起されたが、兵庫縣當局の調停により數日ならずして解消した。)

**總同盟・全勞** かゝる組合會議の動搖の基礎のうへに、組合會議の中心勢力たる總同盟と全國労働組合同盟との合同工作 同問題が生じた。最初の口火は大阪港南地方の職場労働者代表の合同促進協議會(四月)に初まるといふものゝ、實際には兩組合幹部の合同問題協議(五月)によつて現實化し、安部磯雄、高野岩三郎、鈴木文治三氏のいはゆる三長老の斡旋によつて正式協議會が開かれた(六月)。その後、交渉數月にして頓挫の模様であつたが、十月以來従來いはゆる左翼の立場から反組合會議的であつた交通總聯盟、市從および全國評議會をも含む「最大可能範圍の全的合同」の要望が擡頭せんとする形勢を示すに及んで、再び兩組合の單獨合同工作は進展してきたものゝ如くである。合同成立の嚆には、約七萬の組合員をもつ一大組合が生れ、「日本労働組合會議の整備發展のために精力的に活動する」とし(全勞の「戦線統一に關する基準」より)の使命に進むのであらう。

「愛國的」組合の 一方、いはゆる愛國的労働組合側でも、組合會議に對する離反傾向を愈々濃厚ならしめた日本労働組合總聯合會を中心として、「愛國的労働團體の全國的結成」への工作が試みられてきた。

昭和九年から創始された日本労働祭もまた、その一つの現はれである。この年もまた、神武天皇祭を期して全國五箇所において第二回の催が行はれた。参加人員約一、三五〇人。東京では總聯合、日本産業俱樂部など二三組合、五、五七〇人が動員された。當日の標語には、「労働報國」「皇道日本の建設」「労働者生存權の確立」「階級闘争の絶滅」「愛國労働組合戦線統一」「全國産業労働會議の實現」「日本精神の宣揚」。

さらに組合會議脱退後の總聯合は、石川島自強組合を中心とする日本産業労働俱樂部および日本海員組合を主動勢力とし、その他の「愛國主義的」諸團體とも提携して、反組合會議勢力の結成に努力しつゝあつた。十月に入つて、大阪名古屋および東京に懇談會が開かれ、同月下旬には愛國労働組合統一促進關東地方懇談會が成立して、全國的統一實現への第一歩をふみ出した。これに合流する可能性あるものとしては、上記のほかには海事労働組合聯盟、官業労働總同盟、通信従業員會同盟、東電愛國同盟、等々が數へられる。

かくして、わが労働組合運動の主流の間には勢力分布の一大編成替へが行はれようとし、一方には社會民主主義的團體と他方には「愛國主義的」團體との二大陣營が相對立せんとする形勢になつた。

## 5 農民運動・府縣會選舉

**小作爭議件數** 昭和十年上半期における小作爭議は、各地方ともに農村不況による窮乏甚だしく、これに加へて前年の記録突破 以來の各種災害の影響を受け、不況は一層深刻化し、爭議件數の記録的な増大を示した。すなはち農林省農務局の發表にかゝる暫定報告によると、昭和十年上半期だけで、三、八三一件を數へ、半年分だけで昭和七年一



年間の總件数を凌駕すること四百件、昭和九年同期の二、五九四件に對して五割以上も増加した。參加總人員は地主・小作ともに九年同期にくらべて約三倍の増加、關係耕作地總面積は、田は三倍弱、畑は二割強の増加となつてゐる。米高・藪高による農村好轉の聲も小作争議を減退せしめるには至らなかつたのである。

**土地取上げ** 近年、小作地引上げに基づく争議の激發することが小作争議件数の激増となつた、これは既にしばしば争議の擴大 指摘されたことである。しかし、土地取上げ争議であるために一件當りの直接關係者と土地面積とは狭小化する傾向にあつた。ところが、最近では上述の如く争議件数の増加以上に争議參加人員および關係土地面積の増加割合の方が大きい。規模の擴大せる集團的土地取上げ争議の増加を示すものとして注目される事實である。特に大地主所有地の競賣處分ないし任意賣買による土地所有權の移動がかかる結果を生んだものとみられる。そのほか、地主の自作經營、小作料の滞納、小作地の地目變換等を理由として、小作地返還争議件数は前年同期以上に増大してゐる。

**小作争議に現はれ** 前年以來の各種災害の影響は、不作減免に基づく小作争議を件数においても減増させたと共に**た風水害の影響**に、總件数に對する割合においても三一・七%となり、昭和九年度の七・一%にくらべて、この年の特異性を示した。これは地方別にも現はれて、小作料一時減免要求争議は、中國二九九件、近畿二六九件、東海一四六件、關東一二二件の順であり、反對に小作契約繼續要求争議は東北七二三件、關東三三三件、九州二〇四件、東北一七〇件といふ順であつた。

**農民組合運** 農民組合の盛衰は主として小作争議の波に乗つてゐるわけであるから、最近その活動はやゝ上向線をた**動の情勢** どつてゐる。殆んど唯一の名實ともに全國的組織たる全國農民組合は、その年次大會(四月)において報告されたやうに、全農全國會議轉向派の復歸が前年以來益々進み、既に兵庫、福佐、鹿兒島の三聯合會を残すのみとなつた。この大會で可決された農民運動關係の議案は、農民戰線統一、小作法制定要求、農村政治活動強化、農家組合

農業組合・農會對策、農村事情調査委員會・土地政策委員會設置、農村フアッシュヨ粉碎闘争、出征兵士家族生活保證要求、土地取上・立禁假處分反對闘争、貧農に對する政府米交付、養蠶農民生活安定化、肥料闘争に關する諸件であつた。

**社會大衆** 無産政黨の不振はなほ續いた。昭和十年の社會大衆黨年次大會(一月)は、かゝる不振の基礎をある程度**黨の沈滞** まで露白したものとみられる。すなはち社會大衆黨内部には、軍部提携派、舊社會民衆黨系の政治的消極派、全勞系の中立派、黨大衆中の左翼的反對派等々が寄り合つてゐる状態であるが、それが大會において、麻生氏等の見解は本部報告に、消極派のそれは議長就任演説に、中立派のそれは一般運動方針書に、左翼的反对派のそれは本部報告に對する質問に、それぞれの表現をもつた。就中、注目されたのは、麻生氏等の言動に對して辯明を要求する詰問的質問がなされたことと、一般運動方針の可決に當つて、特に疑惑一掃のために、階級的社會主義政黨として資本主義打倒に邁進せんことが力説されたこと、であつた。

**府縣會選舉** 九月下旬から十月上旬に行はれた府縣會選舉の結果は、不振にあへく無産政黨にとつて唯一の**と無産黨** 光明であつたらう。社會大衆黨および同系の當選者二十五名、その他十五名、合計無産政黨の全當選者四十名、といふ結果は、前回の昭和六年の選舉(當選者十七名)にくらべて異常なる躍進といふことができる。この結果を齎した原因は何であつたか? 簡単にいふなら、戦線の統一および候補者の整理と労働者農民運動の根強い勢力とを擧げるべきであらう。

この第一の點は無産政黨の立候補者數と當選者數および總得票數から認められる。

	立候補者數	當選者數	總得票數
昭和二年	二二一	二八	二六三、九一六
同六年	二二三	一七	二七〇、三七六



昭和十年

九七

四〇

二一九、〇七八

今回の選挙で立候補者は半減して當選者は倍加した。前回には無産政黨候補二人、三人、四人、五人さへもの對立選挙區をみたのが、今回は僅かに七區の二人對立區があつたに過ぎなかつた。だが、候補者の整理に一つは原因するにもせよ、無産政黨の立候補地區が前回より縮小され、總得票數においても約三萬五千票の減少となつたことは、これまでの無産政黨統一の一面的な効果を示すものとして注目された。

第二の點は組合關係者に當選率の高かつたことにおいて示されてゐる。(前表とは別の計算を基礎としたので數字に差異あり。)

	立候補者	當選者
労働組合關係者	二六	一三
農民組合關係者	三五	一四
水平社、中立等	一六	六
市民關係者	一六	四
地方無産政黨	八	二

無産政黨の日常闘争が労働組合および農民組合を通じて展開される關係から云つて、この結果は或ひは當然である。たゞ、ファッシズム勢力の擡頭しつゝある現在、この選挙に示された事實は、労働運動に對する最も浮動性のすくない支持分子の勢力配置を示すものとして注目される結果であつた。

### 十三 展 望

以上、我々は各部分にわたつて分析を行つてきたが、それらの結果は大凡そ次の如く總括することができよう。そしてそこに自から一九三六年に對する展望が生れるであらう。

**世界政治經** 本年の世界政治經濟の動向を特徴づけた主要傾向は

**濟の動向** 一、景氣指標に現はれたかぎりの景氣の相對的改善、

二、ファシズム經濟の行詰り傾向、

三、ヨーロッパにおける政治的大地震運動の發展と支那を中心とする東亞における政治的危機の再燃、である。

従來、景氣運動が改善されれば、世界政治にも平和と光明とが現はれるものと考へられてゐた。過去の經驗に徴すれば、かういふ考へ方も一應首肯されうところであるが、現在ではもはやさういふ時代は遠くすぎ去つたことが明になつた。未曾有の世界恐慌の深刻化は、一九三二年以來、過去においてさういふ考へ方をして正當ならしめてゐた世界的關聯を破壊してしまつたのである。爾來、二三の景氣指標には回復の徴候が現はれてきてゐないではないが、景氣回復が一步前進すれば、世界政治の危機は二歩も三步も前進するといふ具合になつてゐる。これはとりもなほさず、世界經濟恐慌の深化が世界的政治危機へ轉化したことを意味するにほかならない。

恐慌の深化がそれぞれの國における政治的危機に轉化せんとする形勢は、三、四年前には殆んど如何なる國においても見られた。各國はそれぞれの仕方においてかゝる危機を未然に防止するために、ラヂカルな景氣回復策を強行した。それが正統的な方法では到底急施されえない國では、これがために必要な強權政府が出現した。國內の政治的危機の成熟を回避するがためには經濟的回復をつくり出さねばならない。さういふ考へが支配したのだ。だが、かゝるラヂカルな景氣政策の大規模な強行の結果は何であつたか。



我々は之に對して、ファシズム經濟の行詰りと國際的對立の激化との二つの基本的な傾向をもつて答へることができると思ふ。換言すれば、各國が自國本位の景氣回復のために強行した景氣政策に對する全批判として、現在、世界政治を支配しつゝある怖るべき政治的危機の成熟が存するわけである。世界の景氣回復は昨年比して一步前進したかもしれない。併し東阿には既に全ヨーロッパの政治的地震運動の重心を表現するかに伊・エ戦争が進行しつゝある。この「小戦争」がヨーロッパの「大戦争」に展開しないと保證しうる者は一人もゐない。また北支をめぐる危機の旋回も豫想されなくはないほどに、風雲の急なるものがある。さうして我々には數年來、傳説的に傳へられてきた非常時の年、一九三六年が將にあけんとしてゐるのである。高利潤に踊るものは資本家だけである。大衆には多難なるべき年が無氣味な沈滞さをもつて明けんとしてゐるのである。

**日本の政治** (一) **經濟部面**。日本の景氣はなほ上昇をつゞけてゐるが、その上昇力に不確實性の蔭が濃くなつた。

**經濟の動向** 従來、日本の景氣上昇の主力をなしてゐた輸出にも軍需景氣にも新な刺激は失はれかけてゐる。たゞ貿易尻の異常な改善と米高・繭高による農村收入の増加とが本年における日本景氣の上昇に幾分明るい側面を興へた。

併し、貿易尻の改善が原料輸入の繰越しによる輸入減に基くとすれば、十一年度には同様の改善を期待することはできない。また米高が二年つゞきの凶作のためであり、凶作米高の受益者が主として地主であつて、小農貧農においては豊作米安よりも遙に困窮せざるをえないとすれば、凶作米高による農村收入の増加を喜ぶ前に、むしろ凶作米高による農村階級對立の激化を想ふべきである。繭高にしても本年の收購減とアメリカ景氣の回復氣配によるものであつた。

一般に一二年前まで見られた日本景氣の、鬱積してゐた自力が一勢に爆發したやうな躍進力はもはや見られなくなつた。景氣の上昇は現在では、一部はなほ今まで階性により、主要な部分における特殊な、従つて偶然的な事情によつて維持されてゐるにすぎないのである。景氣の上昇に著しく不確實性が增大してきた所以である。

之に反して、インフレ景氣の暗い面が次第に擴大してきた。兌換券流通高の増大傾向、物價の急騰、生計費の昂騰は、従來、就業増加の賃銀低下をつゞけてきただけに、たゞに臨時工のみならず木工の生活をも脅威するであらう。今日のインフレ景氣の發足點たる高橋財政が、十一年度豫算案において、強硬なる軍部の要求に對抗して、徹宵二十時間餘の閣議を頑張り通して曲りなりにも公債漸減主義の原則を堅持せざるをえなかつた所以も、公債消化力問題の政治的具體化と見ることができるとともに、また悪性インフレ發現を危惧したからのことであらう。

インフレ景氣が如何なるものであつたかについて、農民も労働者もそして俸給生活者もそれぞれその生活體驗をもつて批判すべき日が近づきつゝある。

(二) **政治部面**。日本の政治過程には、なほ一種の勢力關係の均衡が保たれてゐるが如く、表面には別に大した變動も現はれて來なかつたが、しかし裏面の暗流が決して凋落してゐないことは、時をきつて驚愕すべき重大事件が突發することによつてその片鱗を示してゐる。しかしこゝに勢力關係の均衡といつても、所謂二大政黨のそれではない。與黨が政黨たる性質を失ひ、野黨が野黨たる資格を失つてきてゐる今日においては、見えざる勢力間の均衡が問題である。政黨の無氣力と陳腐性とは、もはや大政黨をして見えざる勢力への追従物と化せしめてゐる。府縣會選舉における政民兩黨の大勝利が、たゞそれだけに終つて、何んらの政治的威力の増加とならないのは、政黨が政治的勢力たる資格と存在を失つてゐるからのことである。

日本のファシズムが生長しつゝあることは否定できない。二大政黨が再び政權を相争ふ状態に復歸しないかぎり、ファシズムの凋落をいふことはできない。なるほど舊來の單なる右翼團體としては政治的生長力をもちえないであらうが、次第にこれらが編成替を行ふことゝなれば、既成政黨の自壞作用と相俟つて、政治勢力としての形態をとるに至るであらう。美濃部學說問題の成功と失敗とを契機として、かゝる編成替運動の準備工作が進められるに至つたと傳へら



れてゐる。たゞ問題は日本のファシズムの運動が如何なる形態で大衆運動に展開しうるかである。この問題を解くべき契機は今のところ顕現してゐない。しかし内外の政治経済情勢は、何時かゝる契機をつくり出さないとかきらない趨勢を示してゐるのだ。

廣田外交は最初の成功について次第に自主的指導力を失ひつゝある。日支關係の好轉と逆轉とはそれを語つてゐる。今日の狀態では外交上の自主的指導力が失はれるのは當然の成行きだと見る見解もあるやうだが、外交もやはり政治であつて單なる掛引上の技術でないとするれば、狀態が困難になればなるほど外交の自主的指導を必要とする。併し、もはや焦土外交ではありえない廣田外交をもつてしても、なほ軍部追従外交に終らざるをえない點を見れば、今日の日本の對外關係は、我々の想像以上に險惡な状態にあるとも考へられる。××問題がその集中的表現だとすれば、這般の消息が分からぬでもない。

この險惡なる日本の對外問題について、また来るべきインフレーション景氣の功罪について、結局、眞剣なる批判は大衆自身の手にある。大衆はやがて自らその批判の日を迎へなければならぬであらう。大衆のかゝる問題に對する批判もまた政治である。さう考へれば、府縣會選舉において示した大衆の自己自身の力に對する信念の回復と、勞働組合の統一運動とは、將來に對して大きな意義をもつものと云はなければならぬ。

## 思想・文藝篇

### A、わが國の一般思想界

#### 1 論壇停滯の一年

この一年の間、論壇は大體において前年の問題を繼續した。多少發展のきざしがないではなかつたが、一般傾向としては、前年來のインテリゲンツィヤの氣分に變化なく、前年來の問題を超越して論じつゞけたといつてよい。

いはゆる『非常時』が宣言されてから、言論の重苦しさが著しく感じられた。マルクシズムの退潮と共に、自由主義的な言論にも重壓が加へられるにいたつた。極く最近になると、これが多少ゆるめられてゐるのではないかとも思はれたが、美濃部事件や軍部内の事件をきっかけとして、進歩的な言論の自由が目立つてせばめられた。しかし、別表が示してゐるやうに、論壇の支配的な空氣はなほ著しく進歩的のものであるといつてよい。

昭和九年の最大を中心問題は、ファシズムに關してゐた。日本主義、民族主義、軍部のパンフレット、統制經濟論等について論ぜられた。そして、ファシズムの脅威に對して、論壇は、その性質の上から知識階級の動向を問ひ、この問題を問題とし始めた。昭和九年はこの問題を十年の問題として残した。その特殊なる問題として行動主義が新春のジ